

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年1月29日
【計算期間】	第8期（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）
【ファンド名】	ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍 レバレッジ型） (Nomura Global Market Neutral Fund 0707)
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カプラス (Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 田中 収
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 白川 もえぎ
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03 (6888) 1194
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

注1) ユーロおよび米ドルの円貨換算は、平成28年1月12日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（それぞれ1ユーロ＝127.86円および1米ドル＝117.80円）によります。以下、ユーロおよび米ドルの金額表示はすべてこれによります。

注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

注3) 本書の中で計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、毎年8月1日に始まり7月の最終暦日に終了する1年をいいます。ただし、第1期計算期間とは、平成19年7月26日（ファンドの運用開始日）から平成20年7月31日までの期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）（以下「ファンド」といいます。）の投資目的は、すべての市況において、安定的な元本の成長を低いボラティリティかつ下落リスクの抑制で達成することです。

受託会社（以下に定義します。）は、バークレイズ・バンク PLC（Barclays Bank PLC）（以下「本債券発行会社」といいます。）が、40,000,000,000英ポンドのストラクチャード・ノート・プログラム（以下「本プログラム」といいます。）に基づき発行した、2017年6月30日満期ゴテックス／ノムラ・レバレッジド・インデックス 2（以下「インデックス」といいます。）連動債券（以下「本債券」といいます。）に、ファンドの資産のほとんどを投資することにより、本目的の達成を図ります。本債券への投資に充当されないファンドの資産は、現金および現金同等物として保有されます。インデックスのスポンサーは、本債券発行会社です。

信託証書（以下に定義します。）に基づき発行されるファンドの受益証券（以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）数は、限定されず、管理会社（以下に定義します。）および受託会社が決定します。

b. ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープンエンド型投資信託として設定されました。

管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会（以下「CSSF」といいます。）の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）の第100条により禁じられています。

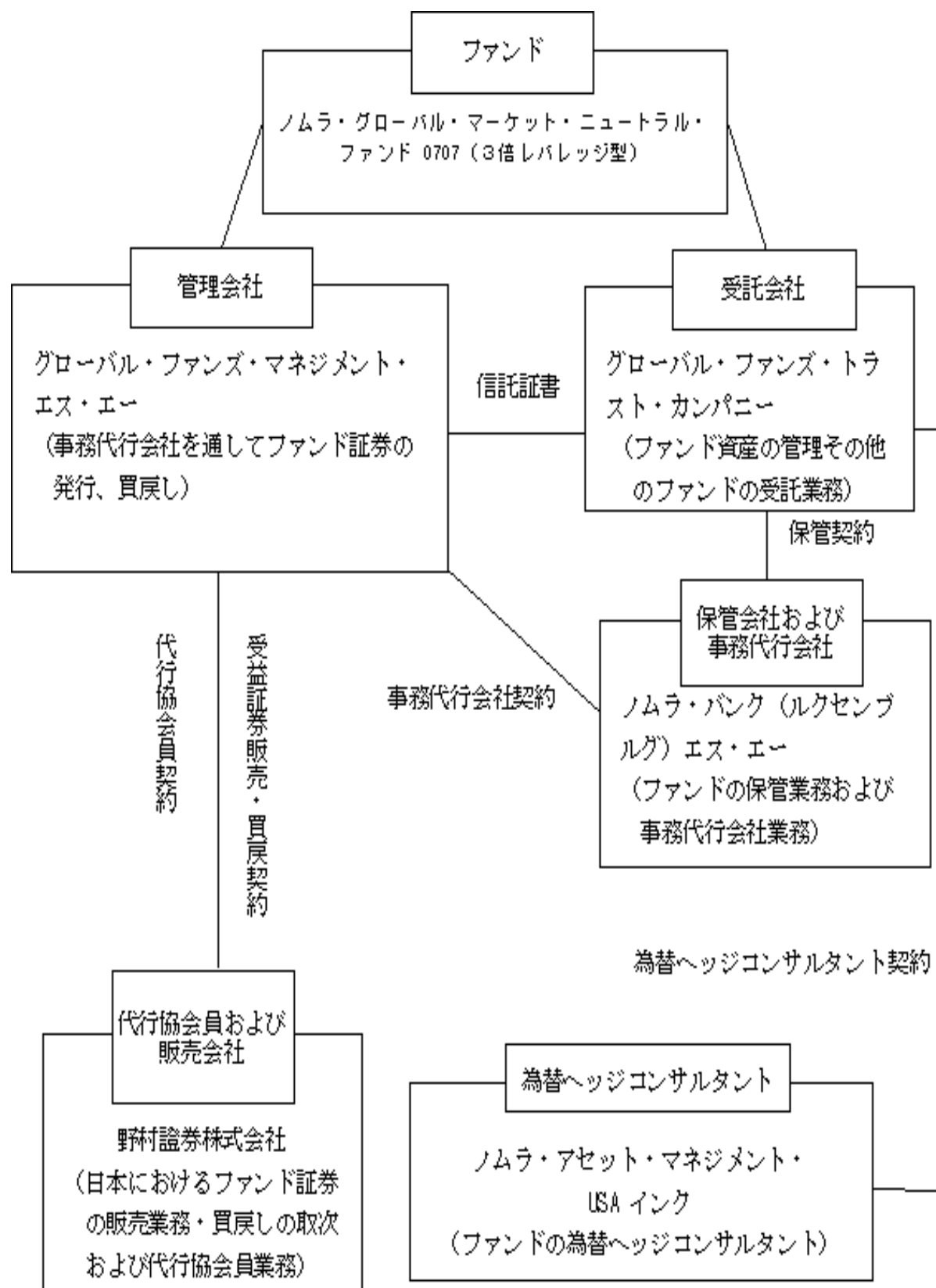
管理会社が、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券の発行・買戻しを行う独占的な権利を有します。管理会社は受益証券の発行・買戻権限を事務代行会社（以下に定義します。）に委任しています。

（2）【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社設立
2007年5月18日	信託証書締結
2007年7月2日	日本におけるファンド証券の募集開始
2007年7月26日	ファンドの運用開始
2009年1月29日	修正証書締結
2015年12月30日	修正証書締結
2016年1月29日	2015年12月30日付修正証書の効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメン ト・エス・エー (Global Funds Management S.A.) (以下「管理会社」といいます。)	管理会社	2007年5月18日付で信託証書（2009年1月29日付の修正証書および2015年12月30日付の修正証書（2016年1月29日効力発生）により修正済。）（以下合わせて「信託証書」といいます。）を受託会社との間で締結。ファンドの運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しについて規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company) (以下「受託会社」といいます。)	受託会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の管理、保管およびファンドの終了について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) (以下「保管会社」または「事務代 行会社」といいます。)	保管会社および 事務代行会社	2007年5月18日付で受託会社との間で保管契約（改訂済）（以下「保管契約」といいます。）（注1）を締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。 2007年5月18日付で管理会社との間で事務代行会社契約（改訂済）（以下「事務代行会社契約」といいます。）（注2）を締結。ファンドの管理業務について規定しています。
野村證券株式会社 (以下「販売会社」または「代行協 会員」といいます。)	代行協会員および 日本における販売会社	2007年6月4日付で管理会社との間で代行協会員契約（改訂済）（以下「代行協会員契約」といいます。）（注3）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。 2007年6月4日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻し契約（以下「受益証券販売・買戻し契約」といいます。）（注4）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。
ノムラ・アセット・マネジメント・ USA インク (Nomura Asset Management U.S.A. Inc.) (以下「為替ヘッジコンサルタン ト」といいます。)	為替ヘッジコンサルタン ト	2007年5月18日付でノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ・インク（Nomura Funds Research and Technologies America, Inc.）（以下「NFRTA」といいます。）と受託会社との間で為替ヘッジコンサルタント契約（改訂済）を締結。なお、2013年3月15日付の受託会社、NFRTAおよび為替ヘッジコンサルタントとの間の更改契約（2013年4月1日発効）（以下合わせて「為替ヘッジコンサルタント契約」といいます。）（注5）によって同契約は更改されています。ファンドのための為替ヘッジコンサルタント業務について規定しています。

（注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管および受渡し等の保管業務を提供することを約する契約です。

（注2）事務代行会社契約とは、事務代行会社が、ファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、登録、譲渡および買戻しサービスを提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って管理業務一般を遂行する契約です。

（注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドの1口当たり純資産価格（以下に定義します。）の公表ならびに目論見書および運用報告書等の販売会社への送付等の代行協会員業務を提供することを約する契約です。

- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。
- (注5) 為替ヘッジコンサルタント契約とは、ファンドのAクラス受益証券に関する為替ヘッジ取引（以下に定義します。）に際し、受託会社を支援することを約する契約です。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグ1915年8月10日法（その後の改正を含みます。）（以下「1915年8月10日法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年8月10日法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

2010年法の第16章のもと、管理会社として以下の2種類の免許を取得することができます。

- (a) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ビークルの運用に責任を有するか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）を任命した上で、AIFの管理会社として行為するかまたは許容条件の範囲で1つもしくは複数のAIFの運用に責任を有する管理会社
- (b) 外部のAIFMを任命せずにAIFMDに規定されるAIFの運用に責任を有し、CSSFによりAIFMとして認可された管理会社

管理会社は、AIFMDに基づくAIFMとして認可されています。

(ii) 事業の目的

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第1条第46項に規定されるAIFMです。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年法の第5条第2項および別表Iに基づき、AIFMDに規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDおよび2013年法に規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する2010年法第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、(1) 顧客毎の一任運用、(2) 投資顧問業務、(3) 投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または(4) 2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、欧州連合域内における業務提供の自由に関する規定に基づき、または欧州連合域内における設立の自由に関する規定に基づく支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

(iii) 資本金の額（2015年11月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,795万円）で、2015年11月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約320万円）の記名式株式15株を発行済です。

(iv) 会社の沿革

1991年7月8日設立。

(v) 大株主の状況

(2015年11月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L- 5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	株 15	% 100.00

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（i）準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および本規則（以下に定義します。）により規制されています。

（ii）準拠法の内容

① 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この分野に関する英国判例法のほとんどのを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。概念上、投資信託においては、買付者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としまい旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

② ミューチュアル・ファンド法

下記「（６）監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

③ 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（その後の改正を含みます。）

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含みます。）（以下合わせて「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

本規則は、新設の一般投資家向け投資信託に、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に対する一般投資家向け投資信託免許を受けるための申請を義務づけることにより運用されています。交付される投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の1つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に、一般投資家向け投資信託の証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、証券の純資産価格ならびに発行価格および買戻価格の計算方法、証券に付随する権利および制限が変更される条件および状況（該当する場合）を含む一般投資家向け投資信託の証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、一般投資家向け投資信託の証券の買戻しまたはかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などに関する条項を入れることを義務づけています。

本規則は、一般投資家向け投資信託がミューチュアル・ファンド法に従い、CIMAが承認した事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。事務代行会社を変更する場合、当該変更の1ヶ月前までに書面でCIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および事務代行会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前の承認を得ずに事務代行会社を変更することはできません。

さらに事務代行会社は、投資家が通常の営業時間内に閲覧することができるよう、投資家名簿の写しを保管し、投資家が一般投資家向け投資信託の証券の直近の発行価格および償還価格または買戻価格を請求に応じて無料で入手することができるようにならなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（優良ブローカー）を任命し、維持しなければなりません。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいいます。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資家および保管会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければなりません。インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびインベストメント・アドバイザー以外のサービス提供者に通知しなければなりません。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を得なければなりません。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。中間財務諸表については、当該一般投資家向け投資信託の目論見書に記載した要領で作成したものを配付すればよいものとされています。

（５）【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

① ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をするために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。すべての規制された投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、ミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）（ミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則（2012年）およびミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則（2015年）による改正を含みます。）に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制された投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制された投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- (i) 弁済期に債務を履行できない、またはできない可能性が生じること。
- (ii) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しているもしくは事業を解散している、またはその旨意図していること。
- (iii) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計帳簿を備置せずに事業を遂行している、または遂行しようとする意図していること。
- (iv) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を遂行している、または遂行しようとする意図していること。
- (v) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法（2013年改正）（金融庁（改正）法（2015年）による改正を含みます。）、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を遂行している、または遂行しようとする意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島（PricewaterhouseCoopers (Cayman Islands)）です。ファンドの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて行われます。

事務代行会社は、

- (i) ファンドの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと
- (ii) 受託会社または管理会社が、その設立文書または目論見書の規定に従ったファンドの業務または投資活動を事実上、遂行していないこと

を認識した場合、事務代行会社は、かかる情報を確認した後可及的速やかに、

- (a) 当該事項を受託会社に書面にて報告し、
- (b) 当該報告書の写しおよび当該報告書に該当する状況をCIMAに提出しなければなりません。次期の中
間または定期報告書が、次期の年次報告書以前に配付される場合、かかる報告書またはその適切な
要約が、ファンドの次期の年次報告書および次期の中間または定期報告書に含まれていなければな
りません。

事務代行会社は、以下について、可及的速やかにCIMAに書面にて通知しなければなりません。

- (i) ファンドの申込み、償還または買戻しの停止およびかかる停止理由
- (ii) ファンドを清算する意向およびかかる清算理由

受託会社は、各会計年度末の6ヶ月後から20日以内にファンドの業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出するか、または提出させることが義務付けられており、当該報告書には、ファンドに関連して以下が記載されていなければなりません。

- (i) ファンドの名称およびすべての旧名称
- (ii) 投資家が保有する各受益証券の純資産価格
- (iii) 純資産価格および各受益証券の前報告期間比変動率
- (iv) 純資産額
- (v) 関連する報告期間における新規申込みの受益証券口数および額
- (vi) 関連する報告期間における償還または買戻しの受益証券口数および額
- (vii) 報告期間末日における発行済受益証券の総数

受託会社は、毎年1回、以下を確認し、受託会社が署名した宣誓書をCIMAに提出するか、または提出せなければなりません。

- (i) 受託会社が知り得る限り、ファンドの投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること
- (ii) ファンドは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないこと

ファンドは、事務代行会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（事務代行会社以外の）サービス提供者に書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（保管会社以外の）サービス提供者に書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家およびその他サービス提供者に書面にて通知しなければなりません。

② 受益者に対する開示

会計帳簿および記録：受益者への報告書

ファンドの会計帳簿および記録は事務代行会社の事務所で保管されます。会計書類作成にあたって使用される受益証券の価格は、毎年7月に到来する評価日（以下に定義します。）に係る計算日（以下に定義します。）に算出される純資産価格となります。各評価日における純資産価格は、原則として、当該評価日における純資産価格が計算日に計算された後、受益者名簿に名前のある各受益証券の保有者（以下「受益者」といいます。）により事務代行会社の事務所に閲覧可能です。ファンドの年次報告書はルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されます。

監査済年次報告書は、決算日から4ヶ月以内に受益者名簿に名前のある受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年7月31日に終了します。

B. 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、（1）基本情報（（i）ファンドの名称、（ii）管理会社等の情報、（iii）ファンドの目的・特色、（iv）投資リスク、（v）運用実績および（vi）手続・手数料等）および（2）追加的情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書（ただし、第三部「特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」から「第4 その他」までに掲げる事項を除きます。）と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。

なお、2014年12月1日以後に計算期間の末日が到来するファンドについては、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実の販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

交付運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法上、投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法上の規制により、CIMAへ規定の書類および監査済財務書類を年次で提出します。規制投資信託として、CIMAは、いつでもファンドに、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服す可能性があり、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができます。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、ファンドと同じく認可された投資信託が、ミューチュアル・ファンド法に反し、当該認可の条件に従わずに業務を遂行もしくは遂行を企図している場合、規制投資信託の監督および経営が、適正な態様で行われていない場合、または規制投資信託の取締役、経営者または役員の地位にある者が当該地位に就くべき適正な人物でない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社にアドバイスを与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

主要な投資目的

ファンドの投資目的は、すべての市況において、安定的な元本の成長を低いボラティリティかつ下落リスクの抑制で達成することです。

受託会社は、本債券発行会社が、本プログラムに基づき発行した本債券に、ファンドの資産のほとんどを投資することにより、本目的の達成を図ります。本債券への投資に充当されないファンドの資産は、現金および現金同等物として保有されます。インデックスのスポンサーは、本債券発行会社です。

ファンドは、受益証券の発行手取金総額のほとんどを、本債券に投資します。したがって、その運用実績は、本債券の運用実績に依拠し、本債券の運用実績は、さらにゴテックス／ノムラ・マーケット・ニュートラル・ファンド（USD）リミテッド（GOTTEx/NOMURA Market Neutral Fund (USD) Limited）（以下「ゴテックス・ノムラMNファンド」といいます。）の運用実績に依拠します。ゴテックス・ノムラMNファンドは、ゴテックス・ファンド・マネジメント・エスエーアールエル（Gottex Fund Management Sarl）（以下「ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャー」といいます。）により運用されます。

本債券は、（i）ゴテックス・ノムラMNファンドのユニット（別紙1のパートAに定義します。）および（ii）ローン・ユニット（別紙1のパートAに定義します。）への想定上の投資からなるインデックスに連動します。インデックスを構成するゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットの比率は、常時変動し、本債券発行会社が、別紙1のパートAに詳述のダイナミック・レバレッジ・メカニズム（以下「配分メカニズム」といいます。）により、決定代理人（以下「決定代理人」といいます。）としての資格において決定します。当初設定期間の後、本債券は、およそ3倍のレバレッジ（本債券1ユニットにつき、想定借入金を2ユニット相当とします。）を適用します。実際のレバレッジは、本債券の存続期間中、配分メカニズムにより変動します。

本債券は、元本が保証されているものではありません。悪化した市況下では、ファンドは、その当初の投資の一部または全部を喪失するおそれがあります。レバレッジの利用により、ゴテックス・ノムラMNファンドの価値が低下した場合、ファンドは、仮にゴテックス・ノムラMNファンドへ直接投資した場合よりも著しく速く、その当初の投資を喪失するおそれがあります。

為替ヘッジ取引

本債券は米ドル建てです。しかしながら、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券のいずれも円建てです。したがって、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券の保有者は、米ドルが日本円との関係でその価値が下落するリスクにさらされています。受託会社は、とりわけ、為替ヘッジ取引を計画し実行する責任を有します。為替ヘッジ取引は、為替リスクを軽減（ただし全く排除することではありません。）し、日本円に対する米ドルの価値の下落からAクラス受益証券を保護することを目的としています。受託会社がファンドの為替ヘッジ取引を計画できるよう支援するため、受託会社は、受託会社に対しアドバイスを行う為替ヘッジコンサルタントを起用しています。為替ヘッジ取引には、銀行間取引市場における為替先渡取引、通貨スワップ取引、オプション、外国為替先物契約、またはAクラス受益証券に関して一定の為替リスクを軽減することを目的としてファンドが利用するその他の金融商品が含まれます。これらの取引を総称して「為替ヘッジ取引」といいます。為替ヘッジ取引がうまくいき、為替リスクを軽減するという計画どおりにヘッジできるという保証はありません。

為替ヘッジ取引が行われる場合、かかる取引は主に、その時点のAクラス受益証券の日本円による価値を維持することを追求します。

為替ヘッジ取引の費用は、専らAクラス受益証券に帰属しますが、かかる費用を予想することはできず、多大なものとなる場合があります。また、かかる費用は、主に米ドルと日本円の金利差により決定されます。

Bクラス受益証券もまた、日本円建てですが、為替ヘッジ取引に関連する費用および収益のいずれも帰属しません。

本債券

本債券発行会社は、イングランドおよびウエルズにおいて登記された株式公開会社です（登記番号1026167）。本債券発行会社の構成員の責任は限られています。登記上の本店所在地は、ロンドン市チャーチル プレース 1です。同社は1925年8月7日に、1925年植民地銀行法に基づき法人化され、1971年10月4日に、1948年－1967年会社法に基づき株式会社として登記されました。1984年パークレイズ銀行法に従い、1985年1月1日に再び株式会社登記を行い、社名をパークレイズ・バンク・インターナショナル・リミテッド（Barclays Bank International Limited）からパークレイズ・バンク PLCへと変更しました。

本債券発行会社とその従属企業（以下「グループ」といいます。）は世界でもトップクラスの金融サービス会社であり、リテール・バンキング、商業銀行業務、クレジットカード、投資銀行、資産管理、投資運用におよぶサービスを提供しています。本債券発行会社の全普通株式資本は、グループの最終的な持株会社であり、時価総額で世界最大級の金融サービス会社の一社であるパークレイズ PLC（Barclays PLC）が実質所有しています。

2016年1月27日現在、本債券発行会社は、短期無担保債券の格付においては、スタンダード・アンド・プアーズからは「A-2」、ムーディーズからは「P-1」、フィッチレーティングスからは「F1」の格付を取得しています。また本債券発行会社の長期無担保債券の格付については、スタンダード・アンド・プアーズから「A-」、ムーディーズから「A2」、フィッチレーティングスから「A」を取得しています。

本債券の要項は以下のとおりです。

本債券発行会社	パークレイズ・バンク PLC
本債券の名称	ゴテックス／ノムラ・レバレッジド・インデックス 2連動債券
規定通貨	米ドル
総発行額	10,910,000米ドル（2015年11月末日現在）
額面金額および 本債券発行数	1万米ドル（以下「各本債券の額面金額」といいます。）および 1,091券面（2015年11月末日現在）
	各債券が額面以下の金額に分割されることはありません。
本債券の形式	包括大券、無記名式
発行日	2007年7月26日（以下「発行日」といいます。）
発行価格	額面金額の100%
本債券の種類	シングルインデックス債券

満期日

以下に記載する早期償還条項および終了事由条項を前提として、予定満期日（以下に定義します。）および調整満期日（以下に定義します。）のいずれか遅い方をいいます。

「調整満期日」とは、実際の投資証券（以下に定義します。）の保有者が、満期償還取引日（以下に定義します。）に効力が生じることを目標とするゴテックス・ノムラMNファンドに係る保有投資証券の償還に際し、ゴテックス・ノムラMNファンドより満額での支払を受けた日の後3本債券営業日（以下に定義します。）目に該当する日をいいます。ただし、かかる満額での支払が、予定満期日から180日以内に行われない場合、かかる調整満期日は、予定満期日後の180日目とみなし、決定代理人は、その絶対的な裁量により、償還額を決定します。

「予定満期日」とは、2017年6月30日をいいます。

「満期償還取引日」とは、2017年5月の取引日（以下に定義します。）をいいます。

「取引日」とは、投資証券の買入れまたは買戻しを、ゴテックス・ノムラMNファンドが発行した、投資証券に係る募集関連書類（以下「募集書類」といいます。）の規定に従い（適切に）行うことが可能な日をいい、毎暦月の最初の本債券営業日をいいます。

「本債券営業日」とは、ロンドン、東京、ニューヨークおよびアムステルダムにおける商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、かつ一般に営業（外国為替と外貨預金の取引を含みます。）している日をいいます。

「投資証券」とはゴテックス・ノムラMNファンドが発行した、議決権のないクラスA投資証券を意味しています。

早期償還条項

本債券発行会社は、満期日以前でも発行会社税制事由および／または法令変更および／またはヘッジ障害および／またはヘッジコスト増加（すべて以下に定義します。）および「早期償還事由」の発生に伴い、いつでも本債券を償還することができます。本債券発行会社が、この選択権を実行した場合、本債券の最終条件書（以下「最終条件書」といいます。）に規定された条件に従い、全部（一部は不可）の本債券を早期償還日（以下に定義します。）に償還し、本債券の保有者は、本債券発行会社より、適用される財務その他法令、ならびに本債券の基本目論見書（以下「基本目論見書」といいます。）および最終条件書に規定された諸条件に基づいて、本債券に関する早期償還額を当該早期償還支払日に受け取ることになります。

「発行会社税制事由」とは、本債券発行会社が本債券に関し本人または代理人として行う支払に関し、源泉徴収または控除の賦課がなされ、かかる源泉徴収または控除の賦課が法令により求められた場合を意味します。

「法令変更」とは、発行日以降、（A）適用される法令および規制（税法を含みますがそれに限定されません。）における変更により、または（B）管轄の裁判所、裁定機関、行政当局（税務当局を含みますがそれに限定されません。）による、適用される当該法令および規制の公布または解釈の変更により、（X）投資証券を保有、取得、処分することが違法になった場合、または（Y）本債券上の義務（納税義務における増加、税制上の利益の減少、その他自社の税務状況に弊害をもたらす現象を含みますがそれに限定されません。）を履行するために著しく費用負担が増加すると本債券発行会社が誠実な判断をすることをいいます。

「ヘッジ障害」とは、本債券発行会社が商業的に相応の努力を尽くした後も、（A）本債券発行会社が本債券の発行および債務の履行にかかる株価リスクをヘッジするために必要であるとみなす、すべての取引または資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分できないこと、または（B）すべての取引または資産の手取金を実現、回復または送金することができない場合をいいます。

「ヘッジコスト増加」とは、本債券発行会社が（発行日の状況との比較において）（A）本債券発行会社が本債券の発行および債務の履行にかかる株価リスクをヘッジするために必要であるとみなすすべての取引または資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うために、または（B）すべての取引または資産の手取金を実現、回復または送金するために、著しく増加した税額、関税、経費または費用（委託手数料を除きます。）の負担を受けることを意味します。ただし、著しく増加した金額が本債券発行会社の信用劣化のみにより発生した場合においては、ヘッジコスト増加とはみなされません。

終了事由条項

(i) 市場中断事由

市場中断事由はゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社（以下に定義します。）が純資産価格計算期限日（以下に定義します。）以前のいかなる取引日においてゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格（以下に定義します。）の計算および公表を遂行できない場合に発生します。これらの市場中断事由はゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社が取引日または取引日以降の期日においてゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格を計算し公表するまで継続します。

「ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格」とは、取引日につきゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社が計算し公表したゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資口1口当り純資産価格を意味します。ただし、それが公表を予定されている暦月の18日（この日が「純資産価格計算期限日」となります。）以前にゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社によって計算されかつ公開されない場合、決定代理人はその単独の裁量により、ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資口1口当り純資産価格を見積もり、それがゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格となります。

「ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社」とは、Citco ファンド・サービスズ（ヨーロップ）ビー・ヴィー（Citco Fund Services (Europe) B.V.）をいいます。ただし、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、決定代理人の同意を得て、後任を指名することができます。

（ii）費用および手数料

以下の費用および手数料は本債券発行会社に支払われます。本債券発行会社はそれらの費用や手数料を第三者へ支払うことができます。

（a）借入費用

インデックスの範囲内で想定借入額に対し、1ヶ月米ドルLIBOR＋0.45%（当該率は各計算日（以下に定義します。）に設定され、実日数／360調整の端数日数計算により計算されます。）で設定される借入費用（以下「借入費用」といいます。）が適用されます。借入費用に対応する値は、別紙1記載のインデックスから差し引かれるローン・ユニット数を増加させます。

「計算日」とは、最初の計算日については行使日（別紙1のパートAに定義します。）、2回目の計算日については2007年8月22日を意味し、その後、行使日以降のすべての取引日について計算日とは、（a）ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社がゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格を計算し公表した本債券営業日に該当する取引日および（b）決定代理人によってゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格の見積もり額が決定される本債券営業日のいずれか早い方となります。

各取引日に対応する計算日を決定するために、本債券営業日の16時（ロンドン時間）までにゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格が決定代理人に通知された場合、ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格は本債券営業日に公表されたとみなされます。本債券営業日の16時（ロンドン時間）以降にゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格が決定代理人に通知された場合、ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格は翌本債券営業日に公表されたとみなされます。

（b）債券管理費用

債券管理費用（以下「NMP」といいます。）は年率0.80% × 各本債券の額面金額の数値に相当し、別紙1のパートAに記載されるインデックス値から控除されます。

（iii）終了事由

終了事由が発生すると、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットに対する目標配分額はゼロと設定され、すべてのゴテックス・ノムラMNファンドのユニットについてインデックスの範囲内で想定買戻注文（別紙1のパートAに記載されています。）が出されます。早期償還額（以下に定義します。）は、決定代理人の単独の裁量をもって可及的速やかに決定されます。その後、保有投資口と等価の償還についてゴテックス・ノムラMNファンドから実際の投資証券の保有者に満額が支払われたであろう時点後に支払われます。

（iv）流通市場

別紙1のパートCには、本債券発行会社が流通市場において売買する本債券に関する要項が記載されています。

（v）早期償還

決定代理人は、その単独の裁量において本債券発行会社の税制事由、法令変更、ヘッジ障害またはヘッジコスト増加が終了事由か（該当する場合）早期償還事由となるかどうかについて判断します。

（vi）決定

下記の但書を前提として、早期償還事由、終了事由、市場中断事由のいずれが発生したのかを決定する場合、決定代理人は誠実に、かつ商取引上の合理的な手段で行為し、早期償還事由か終了事由か市場中断事由かが発生した場合、その事由の発生と採られるべき対策について、直ちに野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（以下「NFR&T」または「ゴテックス・ノムラMNファンドのモニター」といいます。）に通知します。ただし、いかなる場合においても（i）その最終決定は、決定代理人の単独の裁量においてなされ、（ii）当該通知はその決定の有効性またはタイミングに、またその決定によってもたらされる判断に影響しないものとします。

（vii）インデックスの調整の可能性

インデックスの値および構成はまた、別紙1のパートAに定める規定に従い、決定代理人により調整される可能性があります。

評価日	満期償還取引日に関する計算日（以下「評価日」といいます。）をいいます。
評価時刻	決定代理人によって評価時刻と決定された時刻をいいます。
償還額および支払通貨	各本債券に対し下記と等価の金額が米ドルで支払われます。 本債券の額面金額 × (Index_Tまたは0のいずれか大きい方) 上記において「Index_T」とは、評価日におけるインデックス値を意味し、別紙1のパートAに基づき決定代理人により計算されます（以下「償還額」といいます。）。
早期償還額および支払通貨	各本債券に対し下記と等価の金額が米ドルで支払われます。 「早期償還額」とは、（i）流通市場取引に関しては、別紙1のパートCに記載の額、（ii）上記に定める早期償還条項に従った早期償還、または本債券に係る債務不履行事由が発生した場合に関しては、決定代理人がその単独の裁量において決定した金額、また（iii）終了事由に関連し、上記の額となります。
早期償還通知受領時刻	基本目論見書に記載のとおり、ロンドン時間午前10時となります。
償還の通知時刻	ユーロクリアの場合は、ブリュッセル時間午前10時（EUCLIDで引渡しの場合は、ブリュッセル時間で午前11時）となります。クリアストリーム、ルクセンブルグの場合は、ルクセンブルグ時間で午前10時となります。
決済の種類	現金決済

決済通貨

米ドル

早期償還支払日

本債券は、上記に定める早期償還条項に従った早期償還に関し、早期償還日において償還されます。「早期償還日」は本債券発行会社の選択発生事由を受けて可及的速やかに行われた償還について、実際の投資証券の保有者が満額支払を受け取るであろう時点後、第2本債券営業日をいいます。「早期償還支払日」とは早期償還日またはその後実行可能な最も早い日をいいます。

終了事由による早期償還に関し、早期償還支払日は、上記終了事由条項に定めるとおりとします。

適用される非営業日調整

翌営業日

決済機関

ユーロクリア／クリアストリーム・ルクセンブルグ

状況

無担保および非劣後

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資方針

ゴテックス・ノムラMNファンドは、マルチ・ストラテジー、マルチ・マネージャー、ファンド・オブ・ヘッジファンズ投資アプローチにより投資目的の達成を図ります。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資対象となるには、投資ヘッジファンドのそれぞれが、独立してマーケット・ニュートラル（例えば、ヘッジファンドが主要株式市場および主要債券市場に対して持つ直接のエクスポージャーを実質上ヘッジするヘッジファンド）でなければなりません。ゴテックス・ノムラMNファンドは、ディレクショナル・ヘッジファンド（ロング／ショート株式、特化型ショート・バイアス、先物戦略、マクロ戦略）に直接投資することはありませんが、マルチ・ストラテジースタイルの投資ファンドがゴテックス・ノムラMNファンドのマーケット・ニュートラル基準を満たしている場合、かかるスタイルまたは戦略に少ない配分を行うことにより、マルチ・ストラテジーヘッジファンドへの投資を通じて、かかる戦略に対して限られたエクスポージャーをとることがあります。これらのマーケット・ニュートラル・ヘッジファンドのマネージャーは、主に、相対価値戦略、イベント分析戦略およびヘッジ株式戦略に該当するマーケット・ニュートラル戦略の実施を目指します。これらの戦略については、下記に記載されています。

相対価値戦略

相対価値戦略には、関連有価証券または金融資産の理論上のミスプライスへの投資により収益を得ることを目的とする幅広い種類の戦略が含まれます。これらの戦略は、魅力的な投資機会を特定するために、定量的技法およびファンダメンタル技法の両方を使用することにより、有価証券または金融資産の価格決定要素間のスプレッド関係に焦点を当て、その後主要なリスクを相殺するためのその他の取引によりこれらのポジションをヘッジします。この種類のヘッジファンドのほとんどが、かかる収益が市場の動向の影響を通常は受けないように、より広範囲の市場リスクをヘッジすることから、相対価値戦略は、最も保守的かつ最も市場との相関が低いヘッジファンドのスタイルであると一般的に考えられています。このスタイルの戦略には、転換社債アービトラージ（CBアービトラージ）、不動産担保証券アービトラージ（MBSアービトラージ）、資産担保証券、債券アービトラージ（フィックス・インカム・アービトラージ）、オプション・アービトラージ、ロング／ショート・クレジット、クレジット・アービトラージ、クローズドエンド型ファンド・アービトラージおよびその他の相対価値戦略が含まれ、その詳細は以下に記載されています。

転換社債アービトラージ

転換社債アービトラージは、一般的に、転換社債とその原普通株式の価格関係からの収益を目指します。転換社債とは、通常、保有者が、その満期日または償還日に先立つ特定の日に、かかる転換社債を発行した会社の特定数の普通株式に転換することができるという性質を持つ社債です。したがって、転換社債は、社債と株式オプションの複合体となります。転換社債を専門的に扱う者は、通常、(1)転換社債とその原株式の間の価格差の特定（これは、しばしば転換社債の定量的モデルを基準とし、転換社債のイン

プライド・ボラティリティと実現された株式ボラティリティの間のアービトラージです。)および(2)会社の信用のファンダメンタル分析の2つの方法によって収益を得ることができます。この場合、ヘッジファンドのマネージャーが信用ポジションをとることになります。典型的な取引は、割安な転換社債の買いならびに(a)株式市場リスク(および場合により信用リスク)をヘッジするために適当量の原普通株式の空売りを行うこと、(b)金利リスクをヘッジするために金利先物および金利スワップにおいて相殺するポジションをとることならびに(c)信用リスクをヘッジするために社債のアセット・スワップを行うことおよび/またはクレジット・デリバティブにおいて相殺するポジションをとるものです。

不動産担保証券アービトラージ

この戦略は、米国不動産担保証券(以下「MBS」といいます。)市場に焦点を当てたものです。MBSは、プールされた担保を裏付けとする証券で、通常、固定利息が支払われます。MBSは、住宅ローンまたは商業用不動産ローンを裏付けとします。引受会社は、利息および満期等の類似の特徴を持つローンをパススルー商品にまとめます。米国においては、住宅保有者は任意に固定住宅ローンを返済することができます。このことは、パススルー商品の存続期間が不確定であることを意味し、そのため期限前償還リスクが生じることになります。パススルー証券の期限前償還リスクおよび長期の存続期間が、モーゲージ担保債務証券(以下「CMO」といいます。)の発達を促しました。CMOとは、MBSから支払われるキャッシュ・フローを、各社債につき特定の方法で変更して組成される社債のクラスです。この戦略の好ましい変化を追求するマネージャーは、金利リスク、信用スプレッド・リスクおよび価格変動リスクを大幅にまたは完全にヘッジしながら、CMOおよびその他不動産担保証券を購入または組成します。ポートフォリオは、特定の有価証券に組み込まれたオプションの価値を決定する価格決定モデル(かかる分析において使用される変数(期限前償還の可能性および価格のボラティリティの仮定など)の検証を伴います。)に基づいて基本的に割安な証券を特定することにより構築されます。その後、これらの割安な証券に係る金利リスクはヘッジされます。CMOポートフォリオのヘッジには、期限前償還リスクが存在するため、CMOと金利の非直線関係性のみならず、市場の実務的側面の十分な理解が必要とされます。この戦略がマーケット・ニュートラルの観点から実施された場合、これまで、株式市場および債券市場またはオルタナティブ投資戦略と相関関係のない魅力的な収益がもたらされてきました。

資産担保証券

本戦略カテゴリーは、資産担保証券(以下「ABS」といいます。)を主な保有資産とするヘッジファンドを含みます。ABSは、そのキャッシュ・フローが銀行、金融会社またはその他の金融機関により発行された金融資産の証券化プールのパフォーマンスに基づく金融商品です。ABSは、クレジットカード債権、自動車ローン、住宅担保ローン、リースまたはその他の金融資産を担保にすることができます。

債券アービトラージ

債券アービトラージマネージャーは、一般的に一方の商品が他方の商品と比べて高価または安価な2つの関連した商品に関わる債券およびデリバティブの取引機会を特定します。その複合ポジションの正味のデュレーションはわずかであり、取引機会は主に価格、利回り、変動率等のスプレッドという形で生じます。マクロ経済が債券に与える影響の理解、利回り曲線およびデリバティブのモデリング、債券ポートフォリオのリスク管理等には、マネージャーの高い能力が要求されます。有価証券の買付けのための資金調達に必要となる融資契約の交渉および書類の作成についても同様です。これらの契約は、戦略を適切に遂行するために必要不可欠となります。代表的な取引は、イールド／スワップ・カーブ・アービトラージ、カーブ・ポジション、財務省証券／ユーロドル・スプレッド、現金・先物ベース取引およびオン・ザ・ラン債券（直近に発行された、償還日の特定された長期または中期財務省証券）とオフ・ザ・ラン債券（直近に発行されたものより以前に発行された、償還日の特定されたすべての長期または中期財務省証券）の間で発生し得る価格アービトラージです。

オプション・アービトラージ

本セクターにおけるマネージャーは、一般的に株式または株式指数の上場オプションを通じ、ボラティリティトレードの戦略を追求しています。また、ボラティリティは、直接、株式指数または株式のOTCヴァリアンス・スワップを通じて取引することができます。取引機会は、オプション市場における需給不均衡により生まれます。マネージャーはオプションのミスプライスを特定し、ヒストリカルまたはインプライド・ボラティリティの評価に応じてロング／ショートオプション（ボラティリティ）ポジションをとります。かかる戦略の一部に、マネージャーが安価な、また、多くの場合流動性の低いワラントを購入および保持し、株式リスクをヘッジするワラント・アービトラージがあります。その他の戦略として、いわゆる分散取引があります。かかる取引において、株式オプション指数におけるロング（ショート）・ポジションは、指数の構成要素のサンプルのショート（ロング）・ポジションにより相殺されます。その目的は、指数の構成要素の相関関係において予想される変化（指数における個々の株式の動きの変化）から利益を得ることです。かかる取引において、そのオプションの株式リスクは、一般的に株式によりヘッジされます（ヴァリアンス・スワップを通して取引が行われる場合は除きます。）。オプションのモデリングおよびボラティリティの予測には、マネージャーの高度な知識が要求されます。

ロング／ショート・クレジット

本戦略では、マネージャーは一般的に社債（ハイ・イールドから投資適格のものまで）に投資します。このアプローチは、リスク管理を行いつつ、過小評価されたクレジットを購入し、過大評価されたクレジットを売却するというものです。マネージャーが、全体的な信用リスクまたはセクター信用リスクに大きくさらされることは想定されません。ポートフォリオのショート・サイドは、多くの場合、ロング・クレジット・デフォルト・スワップ・ポジションまたは指数スワップを使い実施されます。投資プロセスは、企業のファンダメンタル分析および／または定量的信用モデリングにより決定されます。

クレジット・アービトラージ

本戦略アービトラージにおけるマネージャーは、同一の発行者による株式、債券、オプションおよびクレジット商品の価格の異常値につき裁定取引を行います。信用モデリングは特に困難であり、高度な知識を持つマネージャーにはアービトラージ戦略を実施する機会となります。クレジット・デリバティブ市場の拡大と流動性の高まりは、企業の資本構造に関する証券およびかかる証券についてのデリバティブのヘッジ・アービトラージ戦略の機会を創出します。一般的な取引として、株式（またはストックオプション）等の関連する証券および債券に対するクレジット・デリバティブ・ポジションがあげられます。その他の戦略では、クレジット・カーブまたはクレジット指数における差異を活用することを目的としています。一般的にマネージャーのネット・クレジット・リスクはとても低いとされています。本戦略における主なリスクは、モデル・リスクおよびベース・リスク（現金およびデリバティブ市場間の関係の変化）にあります。

クローズドエンド型ファンド・アービトラージ

この戦略区分には、クローズドエンド型ファンドの売買を主な業務とするヘッジファンドが含まれます。一般的に、マネージャーは、その保有価額より大幅に割安で売買されるクローズドエンド型ファンドに投資し、ヘッジを行うことで主なリスク要因の排除を図ります。マネージャーは、ファンドを割安で購入しているため、ファンドの購入により類似の資産を直接購入して得られる利回りよりも高い利回りを獲

得し収入を得ることができます。また、マネージャーは様々な戦略（例えば、委任状争奪）を使い、クローズドエンド型ファンドの取締役に對し、割安な価格を是正しファンドの収益を高める手段（例えば、ファンドをオープンエンド型にする等）をとるよう説得することがあります。

その他の相対価値戦略

この戦略には、相対価値戦略グループに該当しない資産に対して、相対価値戦略およびアービトラージ戦略の手法を使用するファンドが分類されます。

イベント分析戦略

イベント分析戦略は、再建、合併および買収、清算その他の特殊状況にあるまたはその可能性のある企業の有価証券に投資することにより利益を得ようとする、リサーチ徹底型の戦略から成ります。一部のマネージャーは企業再建のカタリストとして行為しまたはこれに積極的に参加することがあります。これらの戦略はマーケット・ニュートラルとなるよう構成されていますが、一般的に相対価値戦略より大きな市場リスクを伴います。このスタイルの戦略には、合併アービトラージ、破綻証券、キャピタル・ストラクチャー・アービトラージ、資産担保貸付および私募アービトラージが含まれ、その詳細は以下に記載されています。

合併アービトラージ

合併アービトラージのマネージャーは、買収される企業または合併に従事する企業に投資します。株式交換による場合、被買収企業の株式を購入し、買収企業の株式を空売りします。それゆえ、構成されるポートフォリオは市場リスク全般に中立で、マーケット・ニュートラル株式のポートフォリオと同様となります。企業買収取引はより一層複雑になり、ヘッジには空売りグループ、同業他社の空売りまたはオプションの技法が関わってくる可能性があります。買収または合併が公表された場合、一般的に標的企業の株価は上昇するものの、提示された買収価格を下回ります。このスプレッドの幅は、公表された取引の完了の可能性についての市場の見方に左右されます。また同様に、不利なる反トラスト法調査の可能性の有無、買収が友好的であるか敵対的であるか、資金調達が適切に行われているか、最終的な合併合意がなされているか等、数々の要因に左右されます。合併アービトラージの専門家は、公表された合併のリスクを分析し、その結果を正しく予想した場合には当該合併完了時のスプレッドを投資機会として収益をあげます。

破綻証券

破綻証券の専門家は、破産保護申請を行った企業または債権者との示談折衝により破産回避を図っている企業の有価証券に投資します。かかる企業の有価証券の価格決定は、多くの場合、その複雑性、情報不足、または規制・制度上の制約による売り圧力により歪められています。そのため、これらの有価証券の割引幅は、多くの場合、当該有価証券の公正価格を考慮すると、あるべき割引幅よりはるかに大きくなります。一般的に、破綻証券の専門家は、経営上の圧迫ではなく財政上の圧迫を受けている（すなわち、業績が健全であるにもかかわらず財務体質が弱い）企業に投資します。戦略は、多くの場合、イベント分析戦略で、株式および債券市場との強い相関は認められません。マネージャーの多くは担保付シニア債務に参加しており、これによりリスク・レベルに対応した魅力的な利回りを得ることができます。担保付シニア債務の価格は、市場変動の影響を受けますが、債務の優先順位および裏付け担保により長期的に保護される見込みです。

キャピタル・ストラクチャー・アービトラージ

この戦略のマネージャーは、担保付シニア銀行ローンからジュニア劣後債務および株式まで、企業の資本構造全般の有価証券（すべて同一発行体のもの）のアービトラージを行おうとします。「クレジット・アービトラージ」とは異なり、この戦略は一般的にイベント分析で、投資機会は企業事由および企業再編、債務再編、訴訟、会計上の問題その他企業の信用危機等、発生可能性の高い企業事由により生じます。取引例として、シニア債務と劣後債務、シニア債務と転換社債、債務と株式の取引があります。

資産担保貸付

この戦略を追求するマネージャーは、主として、中小企業への（当該企業の事業もしくは将来の事業見通しではなく、当該企業の資産を担保とした）ローンの組成に従事しています。これは通常、売掛債権の融資および買取り、国際貿易金融、オーダー・ファイナンス、運転資金金融またはサブプライム自動車ローンを含みます。ローンは、一般的に、当該ローン金額以上の資産を担保とします。借り手は一般的に

流動性制約に直面しますが、これは借り手の事業固有の潜在的な弱さではなく借り手の流動資金が必要となるタイミングに起因するものです。破綻企業に対して資産担保ローンを組成する場合であっても、資産担保貸付業者は、発生するリスクを上回る価格となるよう交渉することができます。価格決定には通常、魅力的なマージンが含まれます。資産担保貸付戦略は、他の戦略よりも参入障壁が高いため、競争が抑制され魅力的なリスク調整後リターンを提供します。

私募アービトラージ（プライベート・プレイスメント・アービトラージ）

この戦略を追求するマネージャーは、株式会社の私募有価証券に投資します。これらの有価証券は、一般的に私募転換社債およびボーナス・ストレート新株引受権として構成されていますが、これにより保有者は転換社債を原普通株式に割引きで転換し、新株引受権をあらかじめ決定された行使価格で転換することができます。かかる社債は、担保付とされることもあります。収益は、有価証券を割安で購入しかつダイナミック・ヘッジ手法を利用することにより獲得されます。もう1つの戦略バリエーションは、「株式与信枠」を使用します。このバリエーションでは、企業は、割引株式と引き換えに、マネージャーが定める与信枠から資金調達することができます。マネージャーは、同時にこの割引株式を市場で売却し、割引額を実現します。私募転換社債の発行により資金を調達する企業は、追加自己資本を調達するために必要な準備期間を大幅に短縮できるというメリットがあり、また希望する資金が調達できるという保証もあります。

ヘッジ株式戦略

ヘッジ株式戦略では、株式の買い持ちと株式またはインデックスの空売りを組み合わせます。典型的な戦略では、伝統的な株式運用者が利用するものと類似の分析論を用いて、市場がミスマイスに反応する前に、割安株を購入し、割高株を空売りしようとします。ショート・ポジションは、実際の空売りではなく先物およびオプション等のデリバティブを利用することで構築することができます。リスク・レベルは、とりわけ、ロング・ポートフォリオのショート・ポートフォリオによりヘッジされる度合いに左右されます。したがって、市場リスクのレベルが大きく異なることがあります、これにより前述の2つの戦略に比べ、幅広いリスク・リターン特性を有することになります。銘柄選択がファンダメンタルな価値尺度に基づいてなされているか定量的な価値尺度に基づいてなされているかにかかわらず、株式マーケット・ニュートラル戦略では、ロング・ポジションおよびショート・ポジションにおける金額をほぼ等しい状態で維持しようと努めます。マーケット・ニュートラルのマネージャーの多くもまたベータ、セクター、スタイル、時価総額および価格に対しての中立を維持しようと努めます。基本的に、マーケット・ニュートラル戦略の目的は、市場の動向にかかわらず、絶対収益をあげることであり、これにより株式市場との相関関係が低くなり、リスクの度合いが相対的に低くなります。このスタイルの戦略には、ロング／ショート株式、株式イベント分析戦略、ファンダメンタル株式マーケット・ニュートラルおよび定量的株式マーケット・ニュートラルならびに特化型ショート・バイアスが含まれ、その詳細は以下に記載されています。

ロング／ショート株式

ロング／ショート株式戦略は、伝統的なヘッジファンド戦略といわれることがあります。これは、1949年にアルフレッド・ジョーンズが初のヘッジファンドを始めた時に使用した戦略で、市場において株式の買いおよび売りの両方を伴うディレクショナル戦略です。その目的は、本来それ自体でマーケット・ニュートラルになることではありません。割安株の購入および割高株の売却は、様々なアプローチおよび評価指標を用いた企業評価を伴います。さらに、マネージャーは、例えばバリュウ、グロース／モメンタムまたはトレーディング／カタリストを重視することがあります。マネージャーは、先物およびオプションを利用してヘッジすることができますが、一般的には「割高」株をヘッジすることによりさらなるアルファを得ようと努めます。その焦点は、地域型、セクター特有型または分散型であることがあります。ロング／ショート株式のマネージャーは、従来の株式ファンドに比べて実質的に集中型のポートフォリオを保有する傾向があります。この戦略のマネージャーの多くは、大手資産運用会社およびブローカーがカバーしていない中型株および小型株で運用しています。

特化型ショート・バイアス

この戦略は株式ロング／ショートの特種なバリエーションで、この戦略においては、マネージャーは正味のショート市場リスク（ショート・ポジション）を維持します。ショート・バイアスのマネージャーは、多くの場合、株式およびデリバティブにおいて空売りを行います。この区分に分類されるためには、マネージャーのポートフォリオは常にショート（つまり、ショート・ポジションがロング・ポジションを

上回ること）でなければなりません。ロング／ショート株式のマネージャーの多くはロング・バイアスの傾向があるため、ショート・バイアスのマネージャーをロング／ショート株式のポートフォリオに含めることで、リスク調整後リターンを高め、市場状況が悪化した場合の収益性を安定させることができる可能性があります。

株式イベント分析戦略

この戦略の主な目的は、特定のカタリストにより価値が上昇するとマネージャーが考える株式を購入することです。通常これらのカタリストには、株主価値の向上を目的とした、ある種の企業活動が関係しています。これらの事由の例として、企業分割、合併、未公開企業買収、特別配当、または企業の資本構造の著しい変動等が挙げられます。この区分のファンドの一部は、ファンドそのものが大株主としての影響力を利用し、企業の経営陣に対し、株主価値が向上するとファンドが考える具体的な行動をとるよう説得を図る、アクティビスト・ファンドが含まれます。他の場合では、ファンドは、カタリストが生じると予想する会社に対し投資を行います、具体的な行動を開始するよう経営陣に積極的に働きかけることはありません。この区分のファンドは、一般的に株式のショート・ポジションよりロング・ポジションの方が多い、ロング・バイアスのファンドですが、投資の性質から、多くの場合、その収益は全般的な株式市場の変動とは低相関にあります。個々のファンドは、ヘッジの度合いおよびファンドの典型的なベータ特性においても異なります。

ファンダメンタル株式マーケット・ニュートラルおよび定量的株式マーケット・ニュートラル

これらの2つの戦略では、通常、相殺し合うほぼ同額のロング株式ポジションおよびショート株式ポジションから成るポートフォリオが構築されます。市場平均を上回ると予想される株式がロング（買い持ち）され、市場平均を下回ると予想される株式はショート（空売り）されます。ロングおよびショートのポジションのバランスを保つことにより、ポートフォリオ全体が、市場全体の評価に影響を及ぼす市場事由から隔離されます。常にではないものの多くの場合には、マネージャーは、業種・産業偏重を最小化するポートフォリオを組成することで、特定の業種または産業に影響を及ぼす市場関連リスクからポートフォリオを隔離します。マネージャーは、通常、高度に分散された多様なロングおよびショートのポートフォリオを運用しています。個別の銘柄選択が主にファンダメンタル分析モデルに基づいて行われる戦略を、ファンダメンタル株式マーケット・ニュートラルといいます。銘柄選択は、平均回帰またはトレンド（統計的アービトラージ）を捉えようとするモデル、または体系的な企業評価モデルにより、またはその両方により行うこともできますが、かかる戦略を定量的株式マーケット・ニュートラルといいます。株式マーケット・ニュートラルのアプローチは、多様な市場状況においてボラティリティを抑えながら安定した収益を得ることを目的としています。

トレーディング戦略

これらは、株式、債券、通貨および商品の時価の方向性に基づいて投資する戦略です。ヘッジファンドのマネージャーは、通常、システムチック・マネージャーまたはディスクレショナリー・マネージャーです。システムチック・マネージャーは、主として「トレンド・フォロワー」であり、トレンドを特定するためにコンピューター・モデルを使用します。ディスクレショナリー・マネージャーは、通常、定量的アプローチよりも、経済環境のファンダメンタル分析に依拠します。トレーディング戦略は、その性質上、市場の方向性に依拠し、また使用されるレバレッジの度合いのため、他のヘッジファンドのスタイルに比べ、高いリスクを伴います。しかしながら、トレーディング投資戦略は、他のヘッジファンドのスタイルおよび市場全般の両方と相関性がないことが多いため、魅力的な分散を提供する可能性があります。このスタイルの戦略には、先物戦略およびマクロ戦略が含まれ、その詳細は以下に記載されています。

先物戦略

先物ヘッジファンドのマネージャーは、商品投資顧問会社（以下「CTA」といいます。）ともいわれ、金利、指数、通貨、金属、エネルギー、穀物等の商品および／または金融先物商品を通して実施される、多岐にわたる戦略を統合します。当該戦略には、様々な時間尺度における価格トレンドを追求する（短期間の平均回帰については、ほとんど行いません。）系統的アプローチの定量的マネージャーがいます。ゴテックス・ノムラMNファンドは、ファンダメンタル分析に基づくディスクレショナリー・マネージャーのディレクショナル・アプローチを有する先物／商品マネージャーを、マクロ・マネージャーに分類します。典型的なトレンド・フォロワーであるCTAマネージャーは、24時間自動システムで取引を行います。モデルは通常、純粋に価格および取引数量に基づいており、ファンダメンタル要因を含みません。マネージャーは、トレンドを把握するために、様々な数学的手法またはアルゴリズムを用いることがあります。それらは相関が高い傾向にあります。トレンド・フォロワーは、ある程度、過去に波乱市場で実績をあげたロング・ボラティリティ戦略とみなすことができます。当該戦略はその性質上、市場の方向性に依拠するものであり、レバレッジされる傾向にあるため、そのボラティリティは、相対価値戦略およびイベント分析戦略のボラティリティに比べ、大幅に高くなると期待されます。理論的なリスク配分プロセス、ストップロス方針またはモデル／時間尺度／市場分散によるリスク管理が不可欠です。

マクロ戦略

マクロ・ヘッジファンドのマネージャーは、株式（指数）、金利、債券、外国為替および商品の価格変動を予測し投資します。これらの変動は、主にマクロ経済政策の変更、経済動向、政治動向および／または需給ショックに起因します。一部のマネージャーは金融市場におけるこれらの要因の定性的評価を行います。その他のマネージャーは定量的経済モデリングを行うことにより、投資判断を行います（かかる取引戦略は完全自動化されていることがあります。）。マネージャーは、一般的にグローバルに投資を行っており、いかなる金融商品またはそのデリバティブにも投資することができます。レバレッジを利用した通貨投資はこの戦略の重要な要素となる可能性があり、一部のマネージャーは専らレバレッジを利用した通貨投資を中心としています。当該戦略はその性質上、市場の方向性に依拠するものであり、レバレッジされる傾向にあるため、そのボラティリティは、相対価値戦略およびイベント分析戦略のボラティリティに比べ、大幅に高くなると期待されます。理論的なリスク配分プロセスによるリスク測定およびリスク管理が不可欠です。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、上記以外のもので将来利用可能となる新たな戦略を使用したヘッジファンドにも投資することができます。ただし、かかるヘッジファンドがゴテックス・ノムラMNファンドの投資目的および投資方針と合致したリスク・リターンの特性を採用していることを条件とします。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」の項をご参照下さい。

（３）【運用体制】

ファンドは原則として、ファンドのすべての資産を本債券に投資します。上記に記載の本債券に関しては、決定代理人が、配分メカニズムに基づき、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットの配分を決定します。さらに、決定代理人は、その単独の裁量において、発行会社税制事由、法令変更、ヘッジ障害またはヘッジコスト増加が、該当する場合、終了事由または早期償還事由に該当するか否かを決定します。

ゴテックス・ノムラMNファンドのポートフォリオ運用

ゴテックス・ノムラMNファンドのポートフォリオ運用は、以下のとおり行われます。

投資担当スタッフおよび委員会構造

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、ゴテックス・ノムラMNファンドに関する投資判断を行うに際して厳格で体系化されたプロセスを用いています。すべての投資判断はゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの資産配分委員会（以下「資産配分委員会」といいます。）によって行われます。公式の資産配分委員会とリスク管理委員会は毎月1回開催され、ゴテックス・ノムラMNファンドに関して、ヘッジファンドへの投資および解約の決定が確定されて承認されます。資産配分委員会は、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの上級役員によって構成されています。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーのマーケットニュートラル調査委員会（以下「MN調査委員会」といいます。）は、資産配分委員会の中の小委員会であり、8人の投資専門家を含みます。MN調査委員会メンバーは全員、戦略に特化しないジェネラリストです。MN調査委員会はヘッジファンドへの投資を正式に承認し、ゴテックス・ノムラMNファンドの戦略配分を正式に承認します。

公式のMN調査委員会は、毎月4回開催されます。これらの会議が、月間を通じて投資チームの仕事の中心となります。各会議は正式な議題に沿って進められ、すべての審議および決定はMN調査委員会の議事録に記録されます。

MN調査委員会は、毎月、以下の決定を正式に行います。

- ・各種ヘッジファンド戦略への資産配分比率の目標の変更
- ・ゴテックス・ノムラMNファンドのための新しいヘッジファンドの承認
- ・ゴテックス・ノムラMNファンドのヘッジファンドの除去
- ・ゴテックス・ノムラMNファンドのためのヘッジファンドに関する承認レベルの変更

説明責任を明らかにし、意思決定プロセスを合理化するため、ポートフォリオ・マネージャーがゴテックス・ノムラMNファンドのために任命されています。MN調査委員会のメンバーでもあるポートフォリオ・マネージャーは、以下の責任を負っています。

- ・MN調査委員会の会議において戦略配分に関する審議を先導すること
- ・デューデリジェンス候補リストの管理、見込みのあるヘッジファンドに対するデューデリジェンスの優先度の決定および承認のために提出された投資ファンドの承認期日の設定
- ・業務デューデリジェンスチームの作業の調整および優先順位づけ
- ・ヘッジファンドのマネージャーとともにそれぞれの投資ファンドに対して行われている進行中のデューデリジェンスを先導すること
- ・投資ファンドのリスクおよび属性に関する審議の先導
- ・投資ファンドの現金残管理および業務運用上の問題点への対処
- ・MN調査委員会および資産配分委員会に対する提案の準備

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資活動は、2名の共同ポートフォリオ・マネージャーにより行われます。共同ポートフォリオ・マネージャーは、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの上級投資役員であり、かつ資産配分委員会およびMN調査委員会の上級委員です。共同ポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオの配分および成績についての最終的な責任を負っています。MN調査委員会の他のメンバーは、マネージャーのデューデリジェンス、マネージャーの承認および戦略配分の審議ならびにゴテックス・ノムラMNファンドのポートフォリオ・マネージャーに対し、追加的な識見および助言の提供に携わっています。

そしてまた、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、投資プロセスにおいて重要な役割を果たすアナリストチームを活用しています。アナリストチームは、ヘッジファンドのデューデリジェンス作業に参加し、ポートフォリオ・マネージャーとともに担当の戦略および地理的範囲内における魅力的な投資ヘッジファンド候補の特定に取組み、ポートフォリオ運用に係る定量的な裏づけを提供しています。承認された各ヘッジファンドは個々のアナリストに割振られます。このような立場から、アナリストは以下の機能職務を果たします。

- ・可能な限り、デューデリジェンス会議へMN調査委員会のメンバーに同行すること
- ・ヘッジファンドのマネージャーにより作成された月次報告書（リスクおよびコメント）を読み、重要事項についてMN調査委員会に報告すること
- ・運用資産残高、解約通知、スタッフの異動等の、投資ファンドに関係する主要事項の確認
- ・各戦略に対し重大な影響があると考えられる様々なリスク指標を含む、ポートフォリオの主要な統計データのモニタリング

- ・ヘッジファンドのためのリスクに関する月次または四半期報告書の作成および同じ戦略の下にあるすべての投資ファンドについて、かかる情報を統合すること

ヘッジファンドのマネージャーへのアナリストの割り振りは、まずマネージャーへの地理的な近さに基づいて行われ、次に専門とする戦略が二番目の判断基準として使われます。これらの割り振りはより恒久的となることを想定しており、これにより、各ヘッジファンドのマネージャーとの継続的な関係および担当する特定の戦略について専門性の確立を図っています。

戦略配分

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが用いる投資判断の手法には「トップダウン」および「ボトムアップ」の両方の要素があります。MN調査委員会は、市場環境を包括的に評価するために、金融市場および広範な市場データを精査します。これが、毎月、MN調査委員会の会議のうちのひとつで検討されて審議されます。この審議の結果が、ゴテックス・ノムラMNファンドの各ヘッジファンド戦略の見通しに関する評価です。個々の戦略についての包括的な見解は、6ヶ月から12ヶ月先までの見通しを示すものです。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、頻繁に戦略を調整しようとはしません。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、戦略配分を毎月大きく変更しないということです。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーはむしろ、中期的に見て最も優れた成績を出すと考えられる戦略に資産配分をすることに努めます。これは、ヘッジファンドの流動性の実態と、資産価格が短期的にどのようなタイミングで変動するかということを正確に予測するのが非常に困難である、というゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの考えを反映しています。したがって、大幅な戦略配分の動きはこのように、1ヶ月間ではなく数ヶ月間にわたり実施されます。

ゴテックス・ノムラMNファンドの戦略配分は、ゴテックス・ノムラMNファンドの共同ポートフォリオ・マネージャーにより決定されます。それらの決定は、MN調査委員会がまとめた、市場および個々の戦略に関する包括的な見通しから、ゴテックス・ノムラMNファンドのリスク・リターン目標および投資ガイドラインを反映した具体的な目標戦略配分を設定します。具体的な戦略目標を定めるに際し、ポートフォリオ・マネージャーはその戦略区分の下にある個々の承認されたヘッジファンドのリスク要因に対するエクスポージャーも考慮します。一つの戦略（例えば、転換社債アービトラージ）の下にあっても、異なる種類のリスクをとることでリターンを出すことができるよう、個々のヘッジファンドは異なる投資戦略を採用していることがあります。したがって、一つの戦略の下にある異なるヘッジファンドのリターンは、完全な相関はありません。ポートフォリオ・マネージャーは、担当する戦略の下にある承認された各投資ファンドの成績が何ヶ月か先までにどのように推移するのか、また担当する戦略の範囲内でどれだけ分散できるかを見積もるために、かかるファンドのリスクに対するエクスポージャーを見極めることに相当な時間および労力を費やしています。例えば、転換社債アービトラージ戦略の場合、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、以下の重大なリスク要因に対する個別のヘッジファンドのエクスポージャーを測ります。

- ・ハイイールド債のクレジットスプレッドに対するエクスポージャー
- ・投資適格債のクレジットスプレッドに対するエクスポージャー
- ・株式のボラティリティに対するエクスポージャー
- ・イールドカーブに対するエクスポージャー
- ・「ガンマ／シータ」のリスク（すなわち、原株式で実現されるボラティリティが転換社債に組み込まれているオプションのボラティリティから予測されるものを下回る場合のリスク）
- ・プレミアムリスクまたは期限前償還リスク
- ・クレジットヘッジの程度および使用したヘッジと個別の債券のベシスリスク（例えば、指数ヘッジと個別銘柄）

ポートフォリオ・マネージャーにより提案された戦略目標は、MN調査委員会会議で検討され、最終的な目標はMN調査委員会により承認されます。

ヘッジファンドのデューデリジェンスおよび承認プロセス

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの投資チームが、すべての新しいヘッジファンド候補を探し出し評価します。外部のアドバイザーに依頼することはありません。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、定量的プロセスおよび定性的プロセスの両方を用いて投資先の候補を選出します。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、ヘッジファンドに関する異なる4つの外部のデータベースを統合して作られた、ヘッジファンドに関する膨大なデータベースを有しており、さらにこれら4つのデータベースには報告されないその他のヘッジファンドから集められた追加情報によってかかるデータベースを補完しています。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、定量的および定性的情報を用いてヘッジファンドを特定し順位づけすることができる一連の選別ツールをこのデータベース上に開発

しました。定性的情報には、採用戦略、投資ファンドの主な地理的な投資対象およびトラック・レコードの長さ等の情報が含まれます。定量的情報には、様々なリスク・リターン指標に基づく選別基準ならびに様々な資産クラスの指数との相関関係およびベータ値が含まれます。これらの選別基準に基づきヘッジファンドが特定されると、特性ごとにグループに分けられ、同グループ内の投資ファンドを様々なリスク・リターン指標に基づき順位づけすることができます。

優先度が高いと見込まれたヘッジファンドについては、MN調査委員会メンバーが現地で行う最初のデューデリジェンスを行います。通常、アナリストもMN調査委員会メンバーに同行します。最初のデューデリジェンスの会議の目的は、ヘッジファンドの戦略および採用されている投資プロセスについて明瞭に理解し、投資チームおよび投資プロセスの質を評価することです。デューデリジェンス作業の最も重要な点は、ヘッジファンドが十分なアルファを創出する見込みがあるかを判断し、かかるアルファの持続性を見極めることです。次に重要なところは、採用されているリスク管理の手順が適切で高度化されているかという点です。

初回の会議の結果が良好な場合、MN調査委員会の他のメンバーと行う追加のデューデリジェンス会議の日程が組まれます。一般に、ヘッジファンドは3人のMN調査委員会メンバーがデューデリジェンスを行うまでは、投資先として承認されません。このプロセスを経ることにより、徹底したデューデリジェンス作業が確実に行われ、経験を積んだ上級投資専門家からの異なる意見も確実に検討されます。

デューデリジェンス作業の最終段階として、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャー専属の業務デューデリジェンスチームによる業務デューデリジェンス調査が別途あります。この調査は、専ら業務リスクに焦点を当てるものです。業務手順、内部統制、法令遵守、システムおよび第三者の業務提供者の質の査定を含みます。行われる投資の性質上、業務リスクが高まる資産担保貸付または私募アービトラージ等の戦略については、事業調査は綿密に行われます。これらの場合、ヘッジファンドの事務代行会社、銀行および保管会社に対して、広範にわたる質問状および電話による詳細な面接が審査に含まれます。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーはさらに、投資ファンドの取引に関するファイルを審査し、資金の移転に関する書類を確認し、電信送金のための署名手続を審査し、取引の相手方、顧客および競合者から話を聞きます。また、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、承認する前に各マネージャーが確認し終わらなければならない法律事項のチェックリストを導入しています。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、ヘッジファンドが使用する法律関係の文書調査の審査のために、独立した法律顧問を雇うことがあります。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、ゴテックス・ノムラMNファンドによる投資の前提条件として、ヘッジファンドにその業務手順を変更させ、より優れた内部統制を導入させることがあります。

ヘッジファンドがゴテックス・ノムラMNファンドの投資先として承認される準備が整った時点で、投資ファンドはゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーのMN調査委員会の会議において検討され、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資ファンドとして承認するため、また、ゴテックス・ノムラMNファンドのポートフォリオにおけるかかるヘッジファンドへの投資配分比率の上限を割当てするためのMN調査委員会のメンバーによる、正式な投票が行われます。

承認された投資ファンドのモニタリング

承認されたヘッジファンドは高度に体系化された審査手順によりモニタリングされています。ゴテックス・ノムラMNファンドによる投資のために承認されたヘッジファンドのマネージャーは全員、現地でのデューデリジェンスをそれぞれ四半期毎に行う3グループのうちの一つに分類されます。

- ・グループ1：1月、4月、7月および10月に予定されている現地で行う会議
- ・グループ2：2月、5月、8月および11月に予定されている現地で行う会議
- ・グループ3：3月、6月、9月および12月に予定されている現地で行う会議

各グループのヘッジファンドは、四半期毎にアナリストとともに広範なデューデリジェンス会議を行うMN調査委員会メンバーの一人に割当てられます。会議は、ヘッジファンドの最近の動向、最近のパフォーマンスの検討、現状のポートフォリオおよびリスクに対するエクスポージャーの検討ならびに投資ファンドおよびその戦略の見通しの検討に焦点を当てています。デューデリジェンス会議の結果は、その後のMN調査委員会の会議で検討されます。

MN調査委員会は、以下のいずれかの理由により、承認された投資ファンドをモニタリング・リストに載せ、定期的に予定されている訪問調査とは別に、追加のデューデリジェンス会議を優先的に設定することができます。

- ・特定のヘッジファンドのマネージャーに関して関心が寄せられている／検討されている懸案事項／問題がある場合
- ・当該投資ファンドの月次のバリュアットリスク値の範囲を上回るまたは下回る成績となった場合
- ・リスク報告においてリスク特性の大きな変化またはスタイル変化の可能性が示されている場合

- ・運用資産総額に大きな変化があった場合
- ・ヘッジファンドの投資チームに著しい変更があった場合
- ・大きな市場変動にさらされている戦略または資産クラスに投資ファンドが投資している場合
- ・ヘッジファンドのマネージャーによる投資見通しに基づき収益性が低いと予想される戦略または資産クラスに投資ファンドが投資している場合

モニタリング・リストに載せられたヘッジファンドは、モニタリング・リストに載せられることとなった原因が適切に解消されるか、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーがかかる投資ファンドへの投資を解約するまで、MN調査委員会メンバーによる毎月の訪問調査および／または詳細な電話による調査を含む、より慎重なモニタリングの下に置かれます。

ゴテックス・ノムラMNファンドのリスク管理

リスク全般をモニタリング・管理するための多くの独立した手法を用いながら、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、リスクに対して、大きく見て2つに分けられるレベルで、対処します。かかる2つの大きなレベルとは、次のものです。

1. ヘッジファンドに固有のリスク査定およびリスク・モニタリング。および、
2. ゴテックス・ノムラMNファンドのリスク管理およびリスク・モニタリング。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、リスク管理は投資プロセスの中核であると考えます。したがって、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの投資チームの各個人は、上席投資パートナーからアナリストにいたるまで、最低一つは以下に記載するリスク管理プロセスに関与しています。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーのMN調査委員会は、任務全体の一環として、リスク管理情報を検討する責任を負います。かかる情報は、各個別投資ファンドへの投資に係る意思決定を行うにあたり、またゴテックス・ノムラMNファンドの戦略配分に関する決定にあたり活用されます。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーのリスク管理能力を強化し、またリスク・モニタリング機能の十分な独立性を確保するため、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、独立したリスク管理部署を設置しました。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの独立リスク管理部（以下「GIRU」といいます。）は、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの投資ファンド選定機能および資産配分機能を補完するために設置されました。GIRUは、ヘッジファンド投資の直接のリスク・モニタリングに責任を負うMN調査委員会の作業を支援する基盤、プロセスおよび方法論を提供します。特に、この基盤により、MN調査委員会および資産配分委員会が、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーのアナリストによって、個別ヘッジファンドのレベルで収集されたリスクデータを十分に活用できるようになります。かかる情報は、かかる委員会が投資判断の決定および配分の決定のために使う複数のインプットのうちの一つとして活用されます。また、GIRUは、ゴテックス・ノムラMNファンドに適用されるリスク警告およびリスク制限の遵守を確保します。最後に、マネージャーの業務デューデリジェンスに関するGIRUの直接的役割は、従来型の投資審査に加え、業務審査に専任の人材が配置されることを保証します。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、マネージャー・リスクを評価し、集約するための独自のリスク管理システムを導入しました。戦略ごとにカスタマイズされた定型の報告書式が用意され、各マネージャーのために記入されます。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、ヘッジファンドに全面的に依存するのではなく、ヘッジファンドのマネージャーと作業を共にし、リスク報告を完成するために自社のアナリストを活用します。かかる作業は、一部の戦略については毎月行われ、その他の戦略については四半期毎に行われます。かかる報告では、ポートフォリオにおける最大のリスク状況とともに主要なリスク要因を特定します。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、投資ファンド固有のリスクを大幅に排除するため、目標の資産配分の達成手法の分散を図ることでリスク管理を実施します。

ポートフォリオの構築

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーのポートフォリオは、体系的に構築されています。ゴテックス・ノムラMNファンドのポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオの構築を主導し、MN調査委員会に対して推奨を行い、最終的に資産配分委員会の承認を求めます。かかる個別の推奨においては、当該投資ファンドに固有のリスク、戦略、および流動性指針に従って、かかるファンドの投資収益（リターン）の最大化を追求します。かかるポートフォリオ・マネージャーは、個々の戦略および個々の投資ファンドの見通しを、ポートフォリオ構築プロセスに組み込むことについて最終的な責任を負います。個別のヘッジファンドへの配分は、以下の要因の組み合わせに基づいて行われます。

- ・当該ヘッジファンドにおいて用いられる戦略または複数の戦略の見通し

- ・当該ヘッジファンドにおいてマネージャーが現在担当する特定の取引およびリスクに対するエクスポージャーの分析
- ・当該投資ファンドの過去の実績およびリスクに、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの将来見通しを加味したもの
- ・提案された取引がゴテックス・ノムラMNファンドのリスク・リターンに与える影響、ならびに
- ・流動性の検討ならびにポートフォリオのガイドラインおよび制約の影響

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、ポートフォリオ・マネージャーがポートフォリオの構築プロセスで定量的裏づけを提供するために使うポートフォリオ構築ツールを開発しました。このツールは、各ヘッジファンドへの投資がファンド・オブ・ファンズ形式の各商品に対する投資にもたらすリスク・リターンに関して情報を提供し、これによりポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオについて起こりうる事態に応じた分析を行うことができます。この枠組は、単純な分散分析ではありません。この枠組は、歪み（非対称）および尖度（平均値周辺での集中度）の見積もりを統合してポートフォリオ構築の枠組みとするものです。このツールを用いることにより、ポートフォリオ・マネージャーは、ファンド・オブ・ファンズの運用に際して検討すべきその他の実務的問題をすべて考慮した上で、ポートフォリオをリスクとリターンとの最適の組み合わせを導き出すことができます。

資産配分委員会の開催に先立ち、調査チームは、当該月に行われた5つのMN調査委員会の会合の議事録、ならびに議論の基礎となる実績および目標配分報告を配付します。また、資産配分委員会の委員は、リスク・モニタリング・チームおよび運用チームからの報告を受け取ります。かかる資料は、以下の内容を含みます。

- ・ゴテックス・ノムラMNファンドの実績および要因の分析
- ・ゴテックス・ノムラMNファンドについての戦略分析および戦略目標の推奨
- ・承認済の投資ファンド実績分析および異常実績の検討
- ・検討済の個別ヘッジファンドすべてについてのデューデリジェンス報告
- ・法令遵守およびリスク報告
- ・投資ファンドの資金流入および流出すべてについての金額および供給元の概要、ならびにゴテックス・ノムラMNファンドに投資される金額を記載した現金収支報告、ならびに
- ・各投資ファンドについて、ポートフォリオ・マネージャーにより提案され、MN調査委員会により承認された、推奨される取引

資産配分委員会は、資料および推奨について討議し、ゴテックス・ノムラMNファンドに関してなされる実際のヘッジファンド投資および解約を、公式に承認します。

投資指針および投資制限

- ・ゴテックス・ノムラMNファンドは、少なくとも30のヘッジファンド投資により構成され、またグローバルな観点から投資されます。
- ・戦略のカテゴリー（すなわち、相対価値戦略、イベント分析戦略、ヘッジ株式戦略、トレーディング戦略）において、いずれか一つの投資戦略（たとえば、転換社債アービトラージ）に配分されるのは、通常、ゴテックス・ノムラMNファンドの40%以下とします。
- ・ゴテックス・ノムラMNファンドの資産の少なくとも85%は、最低限12ヶ月の投資実績記録を有するヘッジファンドに配分するものとします。（この投資制限を満たしているかどうかを判断する際に、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資先であるヘッジファンドに対するオンショア・クローン・ファンドの投資実績記録、または同じヘッジファンド・マネージャーが運用するその他の実質的に類似するファンドの投資実績記録をもって、ゴテックス・ノムラMNファンドが投資する特定のヘッジファンドの実績記録に代えることができます）。
- ・ゴテックス・ノムラMNファンドは、レバレッジド・バイアウト投資ファンドおよびベンチャー・キャピタル投資ファンドには、投資しないものとします。
- ・一つのヘッジファンドへの投資は、いかなる場合も、ゴテックス・ノムラMNファンドの資産の10%を超えることはできません。この制限に違反があった場合は、かかる投資は、当該ヘッジファンドの次の取引日に減額されるものとします。
- ・同一の投資運用チームが運用するヘッジファンドには、ゴテックス・ノムラMNファンドの資産の20%を超えて投資してはならないものとします。この制限に違反があった場合は、かかる投資は、当該ヘッジファンドの次の取引日に減額するものとします。
- ・ゴテックス・ノムラMNファンドは、プラスマイナス1.5年までのデュレーション、および、該当する株式ベンチマークに対してプラスマイナス0.15のベータ値を示すことが期待されるヘッジファンドに投資します。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、かかる数値範囲を、もっぱら参考指針

として使います。また、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、外国為替および商品に係るリスクに対する直接のエクスポージャーの大部分をヘッジしないヘッジファンドには投資しません。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、外国為替および／または商品に対するエクスポージャーを有する資産への投資により、かかるリスクがゴテックス・ノムラMNファンドに残存することがあることを認識しています。投資の適切性は無論のこと、多くのその他の要因に基づいています。

ただし現在、ゴテックス・ノムラMNファンドは段階的に換金作業をすすめているため、一部上記の投資指針および投資制限が適用されません。

上記は、2015年12月末日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

ゴテックス・ノムラMNファンドのモニター

ゴテックス・ノムラMNファンドおよびNFR&Tとの間に2006年8月1日付で締結されたモニタリング契約（以下「ゴテックス・ノムラMNファンドのモニタリング契約」といいます。）は、2013年3月15日付でNFR&Tに移管されました。その契約に基づき、ゴテックス・ノムラMNファンドに関しNFR&Tは、ゴテックス・ノムラMNファンドのポートフォリオのための投資が、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが定めたポートフォリオ運用原則を遵守しているかどうか確認するために、かかる投資のモニタリングを行います。かかるモニタリングは、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが提供する情報に基づき行われます。NFR&Tは、2000年6月に設立され、投資信託の分析評価およびファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、年金資金等の運用、運用機関の調査・評価、オルタナティブ（代替）投資商品評価等の投資サービスを提供する投資顧問会社です。NFR&Tならびにその取締役、役員および従業員のいずれも、NFR&Tの義務の履行による作為または不作為に関するまたはそれらに起因する訴訟行為、請求、損失、負債、経費、損害および費用（以下「損害」といいます。）について、責任を負わないものとします。ただし、ゴテックス・ノムラMNファンドのモニタリング契約上の義務の履行に際し、NFR&Tの故意による懈怠、詐欺または過失により生じた損害についてはこの限りではありません。上記にかかわらず、ゴテックス・ノムラMNファンドのモニターとしてのNFR&Tの任命に関するゴテックス・ノムラMNファンドのモニタリング契約のいかなる内容も、ゴテックス・ノムラMNファンドが、適用ある州または連邦の証券法に基づいて有する法的権利または救済手段を放棄する意図はなく、かつ放棄することはありません。疑義を避けるため付け加えると、NFR&Tは、ゴテックス・ノムラMNファンドのパフォーマンスについて責任を負わず、かつ、ゴテックス・ノムラMNファンドのパフォーマンスに関する責務を一切負わないものとします。

（４）【分配方針】

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、受益者が保有する当該クラスの受益証券口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができます。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われます。

本書の日付現在、ファンド証券について分配を行わない予定です。分配を行う決定は、管理会社またはその代理としての事務代行会社によりなされます。

（５）【投資制限】

ファンドは、その資産の投資に係る、日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）の規則（以下に定義します。）を含む下記の制限に服します。

- (a) 空売りの制限 空売りを行った証券の時価総額は、ファンドの純資産総額以下であること。
- (b) 借入の制限 総額でファンドの純資産総額の10%を超える借り入れは禁止されています。ただし、合併、融合やその同等の臨時または緊急の場合には、一時的にこの10%の制限を超過することができます。
- (c) 株式の取得の制限 ファンドは、（i）いかなる種類の持分証券にも投資せず、（ii）株式投資を行わず、（iii）持分証券または株式に投資を行う契約型投資信託に投資せず、また（iv）会社型投資信託に投資しません。
- (d) 流動性の低い証券に対する投資の制限 ファンドは、私募証券、非上場証券または不動産といった流動性に欠ける資産に投資する場合に、かかる投資対象の評価方法の透明性を維持するための適宜な方法を取ります。
- (e) 利害関係人との取引の制限 受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運用に不利になるような取引、例えば管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。ファンドはまた、本規則に服し、したがって受託会社および管理会社のいずれもファンドを代理して、

- (f) 受託会社および管理会社自身または受託会社および管理会社の取締役を相手方とする取引を行ってはありません。
- (g) 受託会社、管理会社またはファンド以外の当事者の利益を図るために取引を行ってはありません。また、
- (h) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易ではない投資の場合、かかる投資先の純資産総額の15%超をファンドが所有することになる投資を行ってはありません。

本書に定める主要な投資目的および方針に従い、また上記（c）のとおり、ファンドは持分証券に投資せず、したがって本規則に規定される株式投資に関する制限は、ファンドに適用されません。

受託会社および管理会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しない、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

① リスク要因

a. リスク要因

受益証券への投資には一定のリスクが伴います。しかし、本項ではそれらのリスクを完全にリストアップすることを目的としてはおりません。さらに、ファンドおよび受益者に賦課される課税水準、課税標準および免除額については変更されることがあります。

受益証券1口当り純資産価格は変動する可能性があります。ファンドでは投資目的の達成または損失の回避を保証してはおりません。ファンドには次のようなリスクが発生する可能性があります。

- (a) ファンドへの投資によって利益が生じるという保証はありません。過去のパフォーマンスが必ずしも将来のパフォーマンスへの指針となるものではありません。受益証券の純資産価格および分配金は変動する可能性があります。投資家は投資額を全額回収できない場合もあります。また投資額の相当額または全額を失うこともあります。
- (b) ファンドが本債券を通じて複数の通貨市場に投資し、ファンドの通貨が投資市場の通貨と異なる場合、投資家について通常の投資リスクより大きい追加的な損失（あるいは余得）が見込まれます。
- (c) 受託会社が「第一部 第1 2 投資方針」に記載のある戦略または計画を実行する意図で行動しても、それが必ずしも成功裏に実行される保証はありません。
- (d) ファンドのパフォーマンスはファンドが投資する本債券の価格の変動にとりわけ大きく依存しています。よって、対象インデックスの全般的な動きがファンドのパフォーマンスに対しプラス効果またはマイナス効果を与える可能性があります。
- (e) 受益証券は、受益者の選択によって、2007年10月31日を開始日とするファンドの信託期間内の該当する買戻日（以下に定義します。）に買戻すことが可能です。しかし、買戻金および分配金の支払は、本債券発行会社からファンドへの解約金支払の遅延により、遅れることがあります。同様に受益証券の譲渡には制限があります。ある特定の状況では、受益証券の譲渡または買戻しは停止されることがあります。
- (f) ファンドが投資する本債券には、本債券に係る償還が、発行会社の倒産等により、本債券の要項に当初記載されたとおりに支払われないリスクや、ゴテックス・ノムラMNファンドの価値の減少によって本債券の価値が減少するリスクがあります。
- (g) ファンドおよび受益者は、日本国、ケイマン諸島、英国、米国およびルクセンブルグ大公国における政府規制や税法および税制度の変更やその解釈の変更によって直接または本債券の保有を通して悪影響を受けることがあります。
- (h) ファンドはその資産を主に単独の一家のみから発行された有価証券に投資します。よって、かかるリスクは、分散されたポートフォリオに比べると、単一の経済的、政治的、規制上の要因に左右されやすくなります。
- (i) デリバティブの使用 受託会社は、Aクラス受益証券に係る為替ヘッジ取引に関して、先渡、オプションおよびスワップなどの店頭デリバティブ商品を利用することができます。かかる契約は取引所において取引されず、むしろ、これらの市場において銀行およびディーラーが契約当事者として行います。Aクラス受益証券は、ファンドが取引する契約当事者が、当該契約の履行をせず、履行能力に欠け、または履行を拒絶するリスクにさらされています。米国証券取引委員会、米国商品先物取引委員会および銀行当局のいずれも、かかる契約における取引について規制していません。デリバティブ市場は、一般に、発展段階であり、価格について異常な変動性もしくは不安定性が生じ、市場が流動性をなくし、または信用破綻が生じている期間中、市場がどのように動くかは不確実です。ファンドは、為替ヘッジ取引において、間接的または直接的にデリバティブを保有することにより、重大な損失を被る可能性があります。かかる損失は、Aクラス受益証券の保有者が負うものとしします。
- (j) 為替レートおよび為替ヘッジ取引 為替ヘッジ取引は、潜在的な為替損失につき、全部ではないが相当程度、Aクラス受益証券を保護することを目的としていますが、同時に、Aクラス受益証券が為替差益から利益を得ることを妨げる可能性もあります。Aクラス受益証券の将来の運用実績を予測することが不可能であることから、Aクラス受益証券は、為替相場の変動リスクに対して、常にオーバーヘッジまたはアンダーヘッジとなる可能性があります。また、かかる為替ヘッジ取引が、Aクラス受益証券の為替レートのリスク軽減に成功するという保証も、またかかるヘッジ取引自体が重大な損失をもたらさないという保証もありません。かかる為替ヘッジ取引は、専らAクラス受益証券に帰属する費用（多大なものとなる場合があります。）を伴います。受託会社によって

為替ヘッジ取引に使用されるAクラス受益証券に帰属する資産は、本債券への投資に利用することができません。

さらに、ファンドへの投資はファンドが投資している本債券にかかる投資リスクの影響も受けやすくなります。該当するリスクは以下になりますが、これに限定されるものではありません。

- (a) 本債券は、元本が保証されているものではありません。不利な市場状況においては、受益者は、当初投資額の一部または全部を喪失する場合があります。本債券発行会社によって支払われる本債券の償還額は、本債券の元本割れとなる場合または特定の条件下ではゼロとなる場合もあります。本債券は約3倍のレバレッジを採用しているため、ゴテックス・ノムラMNファンドの価格が下がった場合には、受益者は、ゴテックス・ノムラMNファンドに直接投資した場合よりも著しく速く当初投資額を喪失することがあります。
- (b) 受益者は、本債券がゴテックス・ノムラMNファンドの投資証券にリンクしなくなる原因となる終了事由を読み、十分に理解して下さい。
- (c) 受益者は、償還額が、マルチ・ストラテジー、マルチ・マネージャー、ファンド・オブ・ヘッジファンズのパフォーマンスを反映するゴテックス・ノムラMNファンドの投資証券のパフォーマンスの影響を受けることに注意しなくてはなりません。

さらに、ファンドへの投資は、ゴテックス・ノムラMNファンドの運用実績に依拠するため、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資にかかる、以下に要約されている各リスクファクターを含みますが、それらに限られません。

(a) 市場リスク

流動性 ゴテックス・ノムラMNファンドによってなされる投資の大半は流動性を欠くものとなります。ゴテックス・ノムラMNファンドが投資すると予測されるヘッジファンドの多くはゴテックス・ノムラMNファンドに対して資金の引き上げを特定の時期（例えば月次）においてのみしか許可しておらず、多くのヘッジファンドは一定の条件のもとで換金代金の支払停止を行う権利を有しています。ヘッジファンドへの投資はまた、ロックアップ（買戻不可期間）、ゲート（買戻制限）、償還手数料および同種のものを前提としている場合があります。さらに、ゴテックス・ノムラMNファンドによってなされる投資は、証券、商品または上場取引において扱われるその他の手段に投資するヘッジファンドに対して行うことを意図していますが、かかる投資対象の一部は少量しか取引されないかまたは全く取引されない可能性もあります。これは表示価格での取引やポジションの効率的な取引を困難とさせ得ます。特定の状況においてヘッジファンドは、流動性の低い投資先に投資する可能性があります。かかる投資先については、急速な市場状況の変化の結果としてまたはマージン・コールもしくはその他の要因の結果としてかかる流動性の低い投資先を売却せざるを得なくなった場合に重大な価値損失を被る可能性があります。

指定マネージャーの独立性 ゴテックス・ノムラMNファンドは、ヘッジファンドのいずれにおいても、これらの投資先の選択またはその他の投資判断について現在関与しておらず、将来においても関与する予定はありません。それらすべてはかかるヘッジファンドの完全な支配下にあります。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資は、とりわけ、ヘッジファンドが投資を行うためのガイドラインを規定する、ヘッジファンドからの書面による開示および／またはヘッジファンドとの契約に従って行われます。したがって、各ヘッジファンドはかかるヘッジファンドが提供する募集資料の条件に従って特定の取引戦略を遂行しますが、ヘッジファンドがその取引戦略から逸脱した場合、結果として、中でも取引戦略の収益性が低下したり、高リスクな手段が選ばれる可能性があり、かかる取引戦略からの逸脱がゴテックス・ノムラMNファンドにかかるヘッジファンドへの投資のすべてまたは一部の損失を招く可能性があります。さらにヘッジファンドは、内部の運営上、経営上および／または管理手続から発生するリスクおよび／または利益相反の影響を受ける可能性があり、それらはかかるヘッジファンドへのゴテックス・ノムラMNファンドの投資のすべてまたは一部の損失を結果として引き起こす可能性があります。

レバレッジ ゴテックス・ノムラMNファンドによって投資されるヘッジファンドは、概してレバレッジを用います。これは、借入金の使用ならびにプットおよびコールといったオプションへの投資、先物取引、スワップおよびその他のデリバティブおよびワラントに対する投資を含みます。また、ヘッジファンドは空売りを行う場合もあります。かかる手段および技術は、投資した金額に対してより多くの収益をもたらす可能性を増加させますが、損失リスクもまた増加させるものです。

数量モデル ゴテックス・ノムラMNファンドが投資するヘッジファンドは、裁量の働かない数理取引モデルに基づいて取引を行う可能性があります。一般的にかかるモデルは、所定の事象および／または状況の発生に基づいて投資機会を判断するよう調整されています。かかる事象および／または状況が発生しなかった場合には、モデルはいかなる投資機会および／または利益も生み出さない可能性があります。さらに、モデルに対する依存は、それがなければヘッジファンドに行動を起こさせるはずであった事象および／または状況の発生においてヘッジファンドに行動を起こさせなくさせてしまう可能性があります。

競争 ヘッジファンドが参加している多岐に亘る金融・証券市場ならびにゴテックス・ノムラMNファンドが投資するヘッジファンドによって用いられている多様な手段および技術は、非常に競争が激しく、それぞれ特定のリスクを含んでいます。

信用度 ゴテックス・ノムラMNファンドによって投資されているヘッジファンドは、様々な信用格付業者による格付がないかまたは比較的低い格付の証券に投資する可能性があります。比較的低い格付の証券は元本および利息の損失について、比較的高い格付の証券よりも、特に一般的な経済情勢が悪化した場合には、より高いリスクにさらされます。ゴテックス・ノムラMNファンドによって投資されるヘッジファンドは、スワップ、デリバティブもしくは複合商品、買戻契約またはその他の店頭取引に投資をする可能性があります。結果として、ゴテックス・ノムラMNファンドはヘッジファンドがかかる取引において関係する相手方の信用リスクに間接的にさらされる可能性があります。

市場の変動性 ゴテックス・ノムラMNファンドの収益性は、ゴテックス・ノムラMNファンドが選択するヘッジファンドが、株式、債券、株式に対するオプション、その他証券、通貨、規制された先物取引およびその他商品の将来的価格変動ならびに金利変動を正確に見積もることに依存します。ゴテックス・ノムラMNファンドによって投資対象に選ばれた様々なヘッジファンドが価格および金利変動について正確な予測に成功するかについては保証し得ません。

システム・リスク 金融市場における単体かまたは複数の大口参加者に関する世界的な事象および／もしくは活動またはその他の者に関するその他事象もしくは活動が発生した場合、金融市場の通常業務が一時的な機能停止状態に陥ってしまう可能性があります。かかる事象は、ゴテックス・ノムラMNファンドが投資するヘッジファンドに対して、流動性および取引相手方に関する問題（上記参照）から大きな価値の減少をもたらす結果となる可能性があり、かかる場合、結果として、ゴテックス・ノムラMNファンドに損失を負わせることがあり得ます。

経済情勢一般 いかなる投資活動の成功も、経済情勢一般の影響を受けるものであり、経済情勢は金利の水準および変動性ならびに株式と金利感応資産の両方について市場における投資参加者の規模および時機に対して影響を与える可能性があります。ゴテックス・ノムラMNファンドが（直接的にまたはヘッジファンドを通して間接的に）参加している市場における予測外の変動や取引量の減少はゴテックス・ノムラMNファンドに損失を引き起こす可能性があります。

(b) ゴテックス・ノムラMNファンドのリスク

損失リスク ゴテックス・ノムラMNファンドに対する投資は投機的なものです。投資家はゴテックス・ノムラMNファンドに対する投資について重大な損失を被るかまたは投資額のすべてを失う可能性があります。

実績 ゴテックス・ノムラMNファンドは、概して長期にわたる関係を有しており、良い実績のあるヘッジファンドに対し資産を投資することを意図しています。しかしながら、過去の実績は将来の成果を示唆するものではなく、ゴテックス・ノムラMNファンドが投資するヘッジファンドが過去に達成した実績と類似の成果を達成するか、達成する可能性が高いという表明は何らなされていません。ヘッジファンドの過去

の実績は、実際、その後に達成された成果から大きく隔たったものとなる可能性があり、ヘッジファンドに対する投資がゴテックス・ノムラMNファンドのために利益または収益をもたらす保証はありません。投資家はゴテックス・ノムラMNファンドに対する投資について重大な損失を被るかまたは投資額のすべてを失う可能性があります。

流動性の制限 ゴテックス・ノムラMNファンドに対する投資は、流動性に制限があります。持分の譲渡は自由に行えません。ゴテックス・ノムラMNファンドが投資するヘッジファンドの大半はゴテックス・ノムラMNファンドに対して資金の引き上げを特定の時期（例えば月、四半期、年に一度）においてのみしか許可しておらず、多くのヘッジファンドは一定の条件のもとで換金代金の支払停止を行う権利を有しています。ヘッジファンドによる投資はまた、ロックアップ、ゲート、償還手数料および同種のものを前提としている場合があります。

償還 ゴテックス・ノムラMNファンドに対する投資は一定の日時において、事前の通知を伴ってのみ償還されることができます。償還はまた、ゴテックス・ノムラMNファンドのヘッジファンドへの投資の流動性にも制約されています。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが、ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社と相談の上で、ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格を決定できない場合またはゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが投資家の償還に間に合うようヘッジファンドの償還を通じて直ちにゴテックス・ノムラMNファンドの現金を適正額準備できない場合には、ゴテックス・ノムラMNファンドは償還金の支払を延期する可能性があります。さらに、償還金は見積もりの未監査財務情報に基づいてゴテックス・ノムラMNファンドによって支払われる可能性があります。償還価格の計算に当初使用されていた見積もりの未監査財務情報に対してその後の修正が加えられた場合、一般的にかかる修正は、ゴテックス・ノムラMNファンドの翌評価日における投資証券の純資産価格の計算に反映されます。結果として償還を受ける投資家は、修正された見積もりの未監査財務情報に基づいて償還を受ける権利を持つ投資家よりも多くまたは少なく償還を受ける可能性があります。特定の状況下において、純資産価格の計算がゴテックス・ノムラMNファンドが見積もりの未監査財務情報を受領することによって遅れる可能性があります。一旦最終的な純資産価格が決定された後に、見積もりの未監査財務情報の使用を理由に、かかる純資産価格に基づいた償還支払額が適時的に修正されることはありません。

手数料および経費 ゴテックス・ノムラMNファンドは数次の階層的な手数料および経費を支払わなければなりません。ゴテックス・ノムラMNファンドはファンド自体の経費の他、投資するヘッジファンドの経常経費に加えてヘッジファンドによって請求される運用報酬および成功報酬も共に支払わなければなりません。一般的に、各既存ヘッジファンドにつき、運用報酬は通常1年につき1%から3%の範囲内、成功報酬は1年につき新純利益の20%から30%の範囲内と予測されます。かかる報酬および経費は合計すると、投資家が直接ヘッジファンドに投資する場合に通常発生する報酬および経費を超えるものとなります。

経営参加権の不保持 ゴテックス・ノムラMNファンドの運用における運営は現在においても将来においてもゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが単独で任命され、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資家はゴテックス・ノムラMNファンドの事業の運営または管理に参加する権限を持ちません。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資業務の経営に関して、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーはゴテックス・ノムラMNファンドのために尽力し、自身の裁量によって適切と判断する時間を費やすものとしします。下記「c. ゴテックス・ノムラMNファンドに係る利益相反」をご参照下さい。

利益相反 ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、かかる立場において、潜在的に重大な利益相反にさらされています。しかしながら、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの一般的な受託義務は、いかなる利益相反を解決する際にも善意および誠意をもってあたることを要求しています。下記「c. ゴテックス・ノムラMNファンドに係る利益相反」をご参照下さい。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの独立、主要な個人に対する依存 ゴテックス・ノムラMNファンドの成功は、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資目的に見合うヘッジファンドと共にファンドの資産を選択し、投資するゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの能力次第です。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーがかかる業務を遂行できるかについては何らの保証もすることができません。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが特定の主要人物を失わざるを得なくなった場合、その責務を果たす機能は不完全なものとなる可能性があり、投資家はかかる事象に対して

特別な償還権利を有しません。さらに、ヘッジファンドも一定の主要人物の能力に依存する可能性があります。かかる人物を失うことはヘッジファンドが責務を遂行する能力を不完全なものとし、ゴテックス・ノムラMNファンドのかかるヘッジファンドに関する利益を損なう結果となる可能性があります。

見積もりの使用 ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格は見積もりの未監査財務情報に基づいて計算される可能性があります。純資産価格の決定に使用される見積もりの未監査財務情報は特定の時点においてゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社が入手可能な情報に基づくものであり、かかる情報は完全でない場合もあります。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャー、ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社およびゴテックス・ノムラMNファンドの取締役は、ゴテックス・ノムラMNファンドが投資するヘッジファンドのすべてから受領する評価額の正確性について査定することはできない可能性があります。さらに、ゴテックス・ノムラMNファンドはゴテックス・ノムラMNファンドが投資するすべてのヘッジファンドから評価額を受領できない可能性もあります。したがって、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資証券の見積純資産価格は、ゴテックス・ノムラMNファンドの監査済財務情報に基づいて決定されたゴテックス・ノムラMNファンドの実際の純資産価格よりも高額または低額となる可能性があります。

投資戦略における変化 ゴテックス・ノムラMNファンドによって採用された投資戦略、アプローチおよび技術は、とりわけ市場の発達および動向、新しいまたは進化した投資商品の出現、変化していく業界慣行ならびに／または技術革新のため、時間を経るごとに進化していく可能性があります。しかしながら、ゴテックス・ノムラMNファンドのために行われる投資は、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資目的に沿うものです。

(c) 規制上のリスク

法律上、税制上および規制上のリスク ゴテックス・ノムラMNファンドの存続期間中に発生する法律上、税制上および規制上の変更が、ゴテックス・ノムラMNファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。私募投資ファンドを取り巻く規制環境は変化しており、投資ファンドへの直接的または間接的な変更により、ゴテックス・ノムラMNファンドが投資目的を実現するための能力に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、該当する管轄の現行法、規則および規制の解釈の改正または変更により、ゴテックス・ノムラMNファンドが、当該法令等を遵守するため、一定の費用を負担する場合があります。

b. ファンドに係る利益相反

受託会社、管理会社および為替ヘッジコンサルタント、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者の各々（以下「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、管理者、コンサルタント、事務代行者、保管者、マネージャーまたは販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。関係当事者は、かかる業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、受託会社、管理会社または為替ヘッジコンサルタントは、必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

受託会社は、ファンドの勘定で、関係当事者もしくはかかる者が助言もしくは運用する投資信託もしくは勘定から証券を取得し、またはこれらに対し証券を処分することができます。

関係当事者（受託会社、管理会社および為替ヘッジコンサルタントを除きます。）は、自らが適切と判断する場合、受益証券を保有し、かつこれを取扱うことができます。関係当事者は、ファンドが類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象を購入、保有および取引することができます。関係当事者は、受益者またはその証券がファンドによるかしくはファンドの勘定で保有されている主体との間で、契約を行うかまたは金融取引もしくはその他の取引を行うことができ、また当該契約または取引に利害関係を有することができます。さらに、関係当事者は、ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行した投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ることができます。

c. ゴテックス・ノムラMNファンドに係る利益相反

ゴテックス・ノムラMNファンドが事業を営む上で、一方ではゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーおよびその関係者との間で、他方ではゴテックス・ノムラMNファンドおよびその投資家との間

で、利益相反が生じる可能性があります。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、受託者としてゴテックス・ノムラMNファンドに対し説明責任があり、したがってゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、かかる事業を誠実かつ完全に取り組まねばなりません。投資家は、かかる利益相反の存在に留意すべきです。各投資家が考慮すべき利益相反は以下のとおりです。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーおよびその関係者は、ゴテックス・ノムラMNファンドの事業にすべての時間を費やし、全精力を傾ける義務はありません。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが、その裁量により適当とみなすゴテックス・ノムラMNファンドの関係事項について、かかる時間を費やし、精力を傾けることのみをその義務とします。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーおよびその関係者の一部は、その他の投資ビークルに対し運営および／または助言し、ならびに、それにつき報酬を受ける、その他の勘定を運用します。かかる投資ビークルおよび／または勘定の一部は、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資目的および戦略と類似の投資目的を有し、また戦略を利用します。さらに、かかる関係者ならびにその他投資ビークルおよび／または運用勘定は、ゴテックス・ノムラMNファンドが利用するヘッジファンドのすべてまたは一部を活用することがあります。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、ゴテックス・ノムラMNファンドおよびゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーのその他の顧客に対し、その裁量により適当とみなす時間を費やし、精力を傾けます。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、適当または望ましいと考える方法で、ゴテックス・ノムラMNファンドの資産配分を決定します。さらに、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーおよびその関係者はそれぞれ、同人らが、各々の裁量により、適当または望ましいと考える方法で、かかる関係者、その他投資ビークルおよび／または運用勘定の資産配分を決定します。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーおよび／またはその関係者は、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーおよび／またはその関係者が出資するその他の投資ファンドのために、あるヘッジファンドから資金を引揚げる一方で、同時にゴテックス・ノムラMNファンドのために、当該ヘッジファンドに投資している可能性があります。

利益相反が生じた場合、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、利益相反が公正に解決されるよう努力します。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、注意深く、巧みに、慎重に、かつ熱心にその義務を履行する義務を負います。ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーまたはその関係者が運営するゴテックス・ノムラMNファンドおよびその他ファンドとの間で利益相反が生じた場合、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーまたはかかる関係者は、場合により、各ファンド（または勘定）の投資目的、各ファンドに適用される投資制限およびその他利用可能な投資オプションを考慮の上、かかる利益相反を解決し、その受託者の義務と一貫した公正かつ平等な手段で解決策を模索します。

② リスク管理

前記「第一部 第1 2 （3）運用体制」の項をご参照下さい。同項の記載は、2015年12月末日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

該当事項はありません。

（2）【買戻し手数料】

買戻し手数料（信託財産留保額）はかかりません。

（3）【管理報酬等】

管理会社の報酬 管理会社は、管理会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.01%に相当する額、およびファンドのために管理会社が直接負担した立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、（i）投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに（ii）ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務への対価として受領されます。

受託会社の報酬 受託会社は、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.01%に相当する額、およびファンドのために受託会社が直接負担した立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、信託証書およびケイマン諸島の法律に規定される義務の履行への対価として受託会社が受領します。

事務代行会社の報酬 事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、最低年間報酬を5,250,000円とし、各評価日のファンドの純資産額の年率0.14%に相当する額、およびファンドのために直接負担した立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(i)ファンドの純資産価格の計算業務、(ii)ファンドの財務書類の作成、(iii)法務およびファンドの会計管理業務、(iv)マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止、(v)規制遵守に関する監視、(vi)受益者名簿の管理、(vii)収益の分配、(viii)受益証券の買付けおよび買戻しの処理ならびに(ix)記録管理業務への対価として受領されます。

ただし、事務代行会社は、2014年9月1日より、今後通知をするまで、その最低年間報酬を放棄する旨合意しました。

保管会社の報酬 保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、最低年間報酬を750,000円とし、各評価日のファンドの純資産額の年率0.02%に相当する額、およびファンドのために保管会社が直接負担した立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(i)ファンド資産である金融商品およびその他の資産の保管、(ii)キャッシュフローの監視ならびに(iii)選定された監視および監督業務の実施への対価として受領されます。

ただし、保管会社は、2014年9月1日より、今後通知をするまで、その最低年間報酬を放棄する旨合意しました。

代行協会の報酬 代行協会は、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.50%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(i)ファンドの目論見書、運用報告書等の販売会社への送付業務、(ii)純資産価格の公表業務、および(iii)これらに付随する業務への対価として受領されます。

ただし、代行協会は、2009年1月1日より、今後管理会社に対し通知をするまで、かかる代行協会報酬を放棄する旨合意しました。

為替ヘッジコンサルタントの報酬 為替ヘッジコンサルタントは、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を750,000円とし、各評価日のファンドの純資産額の年率0.02%に相当する額、およびファンドのために為替ヘッジコンサルタントが直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、ファンドの為替ヘッジ取引の計画および実施に関して受託会社に対してアドバイスを提供することへの対価として受領されます。

2015年7月31日に終了した会計年度中の上記各報酬額は、以下のとおりです。

管理会社の報酬	153,799円
受託会社の報酬	153,799円
事務代行会社の報酬	2,153,099円
保管会社の報酬	707,663円
代行協会の報酬	0円
為替ヘッジコンサルタントの報酬	768,401円

（４）【その他の手数料等】

受託会社、管理会社、保管会社、代行協会、為替ヘッジコンサルタントおよび事務代行会社の報酬は、ファンドの資産から支払われ、2017年7月31日（当日を含みます。）までの期間に対して支払われます（ただし、信託証書の規定に従い、ファンドが早期に終了する場合を除きます。）。

ファンドの資産から支払われる、受託会社、管理会社、保管会社、為替ヘッジコンサルタント、事務代行会社および代行協会の年間報酬に加え、独立会計士費用や弁護士費用といったその他費用および経費のすべてを、ファンドが負担します。

2015年7月31日に終了した会計年度中のその他経費は、10,819,182円です。

受益者は、上記の経費に加え、本債券のストラクチャーに伴う経費もあり、それらが本債券の価格にすべて反映されていることに留意して下さい。これらの経費には、（i）インデックスの価格を算出する際に適用される想定借入額の1ヶ月米ドルLIBOR+0.45%に設定される借入費用、および（ii）本債券の額面金額の年率0.80%に相当する債券管理費用が含まれ、これらはすべて最終条件書に詳述されています。

さらに、受益者は、ゴテックス・ノムラMNファンドのパフォーマンスは、ゴテックス・ノムラMNファンドが負担したすべての報酬および経費を控除した後のものであることに留意して下さい。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの報酬

ゴテックス・ノムラMNファンドは、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーに対し、ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産総額の年率1.10%の運用報酬を、毎月以後払いで支払います。ただし、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーは、2009年1月1日から、本債券の流通市場取引の停止の解除日まで、かかる月毎のゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの報酬を、ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産総額の0.55%の12分の1に減額する旨合意しました。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーはまた、ゴテックス・ノムラMNファンドから成功報酬（以下「成功報酬」といいます。）を受け取る資格を有します。

成功報酬は、各暦四半期の最終日に終了する3ヶ月の各期間（以下「ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間」といいます。）に関し算出されます。成功報酬は、ゴテックス・ノムラMNファンドの各評価日時点で、毎月発生するものとみなします。

成功報酬は、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーに対し、各ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間の最終日の14暦日以内に、後払いで支払われます。

ゴテックス・ノムラMNファンドに対する投資顧問契約が、ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間の最終日前に終了する場合、その時点で直近のゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間に係る成功報酬が算出され、契約終了日を当該期間の終了日として計算され、支払われます。

成功報酬の算出方法

成功報酬の額は、ゴテックス・ノムラMNファンド投資口1口当たり純資産価格（計算は下記の方法によります。）のベンチマーク価格（以下に定義します。）を超える新たな純増額の10%に、ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間中のゴテックス・ノムラMNファンドの発行済平均投資口数を乗じたものとします。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資口1口当たり純資産価格の新たな純増額は、ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間の最終日時点のゴテックス・ノムラMNファンドの投資口1口当たり純資産価格を既払い分配金につき調整し、当該計算期間中に支払われたまたは支払われる成功報酬を控除せず、ベンチマーク価格の超過額を算出することにより、決定されます。ベンチマーク価格の超過額がない場合は、当該ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間の成功報酬はゼロとなります。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資口の平均口数は、当該ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間中の各月の最終日時点で発行済のゴテックス・ノムラMNファンドの投資口総数を、当該計算期間中の月数で除して算出されます。

ベンチマーク価格

ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間に関するベンチマーク価格は、（A）（i）直前のゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間の最終日時点におけるゴテックス・ノムラMNファンドの投資口1口当たりの純資産、および（ii）直前のゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間のベンチマーク価格のうち大きい方の額に、（B）翌計算期間に関するハードル・レート（以下に定義します。）を乗じた数値です。

ハードル・レート

各ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間につき、各ゴテックス・ノムラMNファンドの投資口のハードル・レートは、（i）100%に、（ii）該当するゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間のゴテックス・

ノムラMNファンドの最初の営業日における3ヶ月米ドルLIBOR-BBAに、当該ゴテックス・ノムラMNファンドの計算期間中の暦日数を乗じ、それを365で除して計算される数値を加えたものとなります。

その他報酬

事務代行会社の報酬

ゴテックス・ノムラMNファンドは、ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社との事務代行会社契約を締結しています。当該契約に従い、ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社は、ゴテックス・ノムラMNファンドのために特定の事務代行役務を遂行します。当該役務に対する報酬は、ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産総額の年率約0.04%と想定され、月毎に後払いで支払われます。

保管会社の報酬

ゴテックス・ノムラMNファンドは、ゴテックス・ノムラMNファンドに対し保管役務を遂行するため、AIB/BNY トラスト・カンパニー（AIB/BNY Trust Company）を起用しています。当該役務に対する報酬は、ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産総額の年率約0.03%と想定され、月毎に後払いで支払われます。

監査報酬

ゴテックス・ノムラMNファンドは、ゴテックス・ノムラMNファンドに対し会計役務を遂行するため、KPMG 監査法人を起用しています。当該役務に対する報酬は、毎年約11,250ユーロと想定されています。

報告機関の役務

ゴテックス・ノムラMNファンドは、四半期毎に後払いで支払われる、毎年20,000米ドルを下限としたゴテックス・ノムラMNファンドの純資産総額の年率0.005%の報酬を対価として、報告機関の役務を提供するバンク・オブ・ニューヨーク・メロン（The Bank of New York Mellon）を起用しています。

モニタリング報酬

ゴテックス・ノムラMNファンドは、月毎に後払いで支払われる、ゴテックス・ノムラMNファンドの純資産総額の年率0.10%の報酬を対価として、ゴテックス・ノムラMNファンドのモニタリング役務を提供するNFR&Tを起用しています。

さらに、ゴテックス・ノムラMNファンドはファンド自体の経費を負担するほか、投資先のヘッジファンドの経常経費に加え、ヘッジファンドの請求する運用報酬および成功報酬も支払わなければなりません。一般的に、投資先のヘッジファンドにつき、運用報酬は通常1年につき1%から3%の範囲内、成功報酬は1年につき新純利益の20%から30%の範囲内と予測されます。かかる「階層的な」報酬および経費は合計すると、投資家が直接ヘッジファンドに投資する場合に通常発生する報酬および経費を超えるものとなります。

（5）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいています。受益者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきです。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきです。

（A）日本

ファンドは日本の税法上、「公募外国公社債投資信託」として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります。

- （1）ファンド証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- （2）ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- （3）日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。日本の個人受益者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20%（所得税15%、住民税5%）の税率が適用されます。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本（A）において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算

のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

(5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還については、譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 上記の税金に加え、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、2037年12月31日まで、上記各記載の所得税率に基づく所得税額に対して2.1%の税率による復興特別所得税が課されます。また、日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

なお、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

(B) ケイマン諸島

ファンドは、ケイマン諸島当局から、信託法第81条に基づき、ファンドの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価額上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領しています。

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5【運用状況】

ファンドの運用状況は以下のとおりです。

（１）【投資状況】

（2015年11月末日現在）

資産の種類	国 名	時価 (円)	投資比率 (%)
債券	ケイマン諸島	8,452,464	0.84
小計		8,452,464	0.84
現金、預金およびその他の資産（負債控除後）		998,799,980	99.16
合計（純資産総額）		1,007,252,444	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2015年11月末日現在）

銘柄	発行地	種類	利率	償還日	額面金額 (米ドル)	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
パークレイズ・バンク PLC 0 % 30/06/17	ケイマン 諸島	債券	0 %	2017年 6月30日	320,000	38,459,265	8,452,464	0.84

上記の他、投資有価証券はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2015年11月末日および同日前1年以内における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

（Aクラス受益証券）

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (2008年7月31日)	7,775,148,475	8,243
第2会計年度末 (2009年7月31日)	3,271,853,611	3,945
第3会計年度末 (2010年7月31日)	3,164,668,562	3,816
第4会計年度末 (2011年7月31日)	2,873,371,579	3,464
第5会計年度末 (2012年7月31日)	2,723,176,742	3,283
第6会計年度末 (2013年7月31日)	2,642,659,534	3,186
第7会計年度末 (2014年7月31日)	2,623,174,723	3,163
第8会計年度末 (2015年7月31日)	438,817,897	3,141
2014年12月末日	440,217,151	3,151
2015年1月末日	439,654,011	3,147

2月末日	439,642,318	3,147
3月末日	439,029,693	3,143
4月末日	438,724,772	3,140
5月末日	438,710,436	3,140
6月末日	439,045,602	3,143
7月末日	438,817,897	3,141
8月末日	438,170,910	3,137
9月末日	437,556,303	3,132
10月末日	437,261,566	3,130
11月末日	436,664,157	3,126

（Ｂクラス受益証券）

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	(円)	(円)
第1会計年度末 (2008年7月31日)	5,837,432,175	7,633
第2会計年度末 (2009年7月31日)	2,021,096,557	2,855
第3会計年度末 (2010年7月31日)	1,776,948,503	2,511
第4会計年度末 (2011年7月31日)	1,448,889,000	2,047
第5会計年度末 (2012年7月31日)	1,393,620,649	1,969
第6会計年度末 (2013年7月31日)	1,714,248,115	2,422
第7会計年度末 (2014年7月31日)	1,789,479,238	2,528
第8会計年度末 (2015年7月31日)	507,574,549	3,047
2014年12月末日	490,095,806	2,942
2015年1月末日	481,969,327	2,893
2月末日	487,609,457	2,927
3月末日	491,154,579	2,948
4月末日	485,054,459	2,911
5月末日	505,623,242	3,035
6月末日	501,072,654	3,008
7月末日	507,574,549	3,047
8月末日	494,579,522	2,969
9月末日	490,017,457	2,941
10月末日	495,086,989	2,972
11月末日	501,143,399	3,008

（Ｃクラス受益証券）

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2008年7月31日)	15,887,899.09	1,871,594,513	85.19	10,035
第2会計年度末 (2009年7月31日)	5,011,438.71	590,347,480	35.92	4,231
第3会計年度末 (2010年7月31日)	4,866,511.99	573,275,112	34.89	4,110
第4会計年度末 (2011年7月31日)	4,418,852.93	520,540,875	31.68	3,732
第5会計年度末 (2012年7月31日)	4,216,580.43	496,713,175	30.23	3,561
第6会計年度末 (2013年7月31日)	4,135,061.15	487,110,203	29.64	3,492
第7会計年度末 (2014年7月31日)	4,118,285.23	485,134,000	29.52	3,477
第8会計年度末 (2015年7月31日)	567,363.80	66,835,456	29.25	3,446
2014年12月末日	567,368.49	66,836,008	29.25	3,446
2015年1月末日	566,767.82	66,765,249	29.21	3,441
2月末日	566,904.82	66,781,388	29.22	3,442
3月末日	566,417.31	66,723,959	29.20	3,440
4月末日	566,310.40	66,711,365	29.19	3,439
5月末日	566,507.50	66,734,584	29.20	3,440
6月末日	567,419.43	66,842,009	29.25	3,446
7月末日	567,363.80	66,835,456	29.25	3,446
8月末日	566,688.65	66,755,923	29.21	3,441

9月末日	566,473.46	66,730,574	29.20	3,440
10月末日	566,427.19	66,725,123	29.20	3,440
11月末日	565,834.70	66,655,328	29.17	3,436

②【分配の推移】

（Aクラス受益証券）

期間	分配金（円）
第1会計年度	0
第2会計年度	0
第3会計年度	0
第4会計年度	0
第5会計年度	0
第6会計年度	0
第7会計年度	0
第8会計年度	0

（Bクラス受益証券）

期間	分配金（円）
第1会計年度	0
第2会計年度	0
第3会計年度	0
第4会計年度	0
第5会計年度	0
第6会計年度	0
第7会計年度	0
第8会計年度	0

（Cクラス受益証券）

期間	分配金（米ドル）
第1会計年度	0
第2会計年度	0
第3会計年度	0
第4会計年度	0
第5会計年度	0
第6会計年度	0
第7会計年度	0
第8会計年度	0

③【収益率の推移】

（Aクラス受益証券）

期間	収益率（注）
第1会計年度	-15.02%
第2会計年度	-52.14%
第3会計年度	-3.27%
第4会計年度	-9.22%
第5会計年度	-5.23%
第6会計年度	-2.95%
第7会計年度	-0.72%

第8会計年度	-0.70%
--------	--------

(Bクラス受益証券)

期間	収益率(注)
第1会計年度	-21.31%
第2会計年度	-62.60%
第3会計年度	-12.05%
第4会計年度	-18.48%
第5会計年度	-3.81%
第6会計年度	23.01%
第7会計年度	4.38%
第8会計年度	20.53%

(Cクラス受益証券)

期間	収益率(注)
第1会計年度	-12.18%
第2会計年度	-57.84%
第3会計年度	-2.87%
第4会計年度	-9.20%
第5会計年度	-4.58%
第6会計年度	-1.95%
第7会計年度	-0.40%
第8会計年度	-0.91%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格。第1会計年度の場合、1口当り当初発行価格（ただし、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券の300円ならびにCクラス受益証券の3米ドルの販売報酬をそれぞれ除きます。）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

（Ａクラス受益証券）

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	1,006,000 (1,006,000)	62,800 (62,800)	943,200 (943,200)
第２会計年度	0 (0)	113,800 (113,800)	829,400 (829,400)
第３会計年度	0 (0)	0 (0)	829,400 (829,400)
第４会計年度	701,400 (0)	701,400 (701,400)	829,400 (829,400)
第５会計年度	27,000 (0)	27,000 (27,000)	829,400 (829,400)
第６会計年度	18,000 (0)	18,000 (18,000)	829,400 (829,400)
第７会計年度	20,000 (0)	20,000 (20,000)	829,400 (829,400)
第８会計年度	3,000 (0)	692,700 (692,700)	139,700 (139,700)

（Ｂクラス受益証券）

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	797,000 (797,000)	32,200 (32,200)	764,800 (764,800)
第２会計年度	0 (0)	57,000 (57,000)	707,800 (707,800)
第３会計年度	0 (0)	0 (0)	707,800 (707,800)
第４会計年度	524,174 (0)	524,174 (524,174)	707,800 (707,800)
第５会計年度	38,000 (0)	38,000 (38,000)	707,800 (707,800)
第６会計年度	29,100 (0)	29,100 (29,100)	707,800 (707,800)
第７会計年度	10,100 (0)	10,100 (10,100)	707,800 (707,800)
第８会計年度	8,000 (0)	549,200 (549,200)	166,600 (166,600)

(Cクラス受益証券)

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	192,000 (192,000)	5,500 (5,500)	186,500 (186,500)
第2会計年度	0 (0)	47,000 (47,000)	139,500 (139,500)
第3会計年度	0 (0)	0 (0)	139,500 (139,500)
第4会計年度	126,500 (0)	126,500 (126,500)	139,500 (139,500)
第5会計年度	3,500 (0)	3,500 (3,500)	139,500 (139,500)
第6会計年度	3,000 (0)	3,000 (3,000)	139,500 (139,500)
第7会計年度	500 (0)	500 (500)	139,500 (139,500)
第8会計年度	400 (0)	120,500 (120,500)	19,400 (19,400)

(注) () の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(イ)海外における販売手続等

管理会社は、受託会社と協議の結果、信託証券第8(g)条に基づく受益証券の募集を行います。

受益証券の購入に係る申込書は、原則として、当該申込日に該当する月の最終営業日において、事務代行会社が受領する必要があります。「申込日」とは、各評価日をいいます。最初の申込日は、2010年10月の評価日でした。

今後、受益証券1口当りの発行価格は、当該評価日における受益証券1口当りの純資産価格とします。

販売報酬はかかりません。

(ロ)日本における販売手続等

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

(イ)海外における買戻し手続等

受託会社および管理会社は、受益証券の買戻しの停止を終了し、受益証券の買戻しを、2010年10月の評価日より（以下「買戻日」といいます。）再開する旨を決定しました。

受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（以下「買戻通知」といいます。）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができます。提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定しない限り、取消することができないものとします。各買戻通知は、当該クラスの受益証券100口単位または管理会社はその裁量により決定するその他の口数で行われます。

買戻通知は、原則として、当該買戻日に該当する月の20日（ただし、当該20日が日本において営業日ではない場合、日本におけるその直後の営業日）に開始し、日本における最終営業日および／または受託会社が管理会社と協議の上、随時決定するその他の日に終了する期間（以下「買戻通知期間」といいます。）において、事務代行会社が受領する必要があります。受益証券1口当り買戻価格（以下に定義します。）は、計算日において、当該評価日のファンドの総資産額をかかると評価日の発行済受益証券数で除して計算されます。

受益証券1口が買戻される価格（以下「受益証券1口当り買戻価格」といいます。）は、計算日に計算され、当該評価日における当該クラスの受益証券1口当りの純資産価格です。

純資産価格の決定が、下記「3 （1）資産の評価」の項に記載のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券も買戻してはならないものとし、当該純資産価格の決定が停止された場合、受益証券の買戻しを受ける当該受益者の権利は同様に停止されます。

上記にかかわらず、管理会社は、当該買戻しがその他の受益者または適切に運用されているファンドの資産を害すると判断する場合、買戻請求の全部または一部の受諾を拒否することができます。かかる拒否は、書面にて同意される追加手続をもって当該受益者に対して直ちに通知されます。

受益証券の買戻しに関する送金は、当該クラスの表示通貨で電信送金されます。買戻代金は、当該計算日または管理会社が決定するその他の日から5営業日（当日を含みます。）以内に送金される予定です。管理会社はまた、純資産価格の計算停止期間中、買戻代金の支払を延期することができます。

強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が受託会社と協議の上で決定した場合、または管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、当該受益証券の保有者に対し、10日以内に当該受益証券を売却し、かつかかる売却の証拠を管理会社（またはその代理としての事務代行会社）に提供するように指示することができ、上記が満たされない場合、受託会社は、ファンドの勘定による買戻しおよび当該受益証券の消却を行うことができます。強制的に買戻された各受益証券の買戻価格は、当該強制買戻日またはその直前に当たる評価日に決定される当該クラスの受益証券1口当り純資産価格です。

(ロ)日本における買戻し手続等

受託会社および管理会社は、受益証券の買戻しの停止を終了し、受益証券の買戻しを、2010年10月の評価日より再開する旨を決定しました。買戻通知は、原則として、買戻通知期間中に日本における販売会社を通じて事務代行会社に届けられなければなりません。買戻通知期間中の日の午後3時までには買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは当該クラスの受益証券100口以上100口単位または管理会社はその裁量により決定するその他の口数とします。受益証券1口当り買戻価格は、計算日に計算され、当該評価日における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格です。事務代行会社は、原則として、計算日に各評価日時点における受益証券1口当り純資産価格を計算するものとします。買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて支払われます。Aクラス受益証券およびBクラス受益証券については円貨で支払われます。Cクラス受益証券に関し、日本円で支払う場合の米ドル／円との換算レートは日本における販売会社が注文の成立を確認した日（約定日）における東京外国為替市場の外国為替相場に基づき、日本における販売会社により決定されます。また、米ドルで支払うこともできます。買戻通知に関する当該評価日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。買戻代金の支払は、原則として、約定日から起算して日本の販売会社の4営業日目から行われます。通常、約定日は、計算日の日本における翌営業日となります。

「計算日」とは、該当する評価日が属する月の翌月のルクセンブルグにおける最終営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

各計算日において、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、直前の評価日におけるルクセンブルグでの営業終了時を基準としたファンドの純資産額（以下「純資産額」といいます。）を計算します。管理会社は、純資産額を日本円で、各クラスの受益証券の純資産額を、当該クラスの表示通貨で計算します。純資産額は、ファンドの資産総額を確定し、そこからファンドの負債総額を差し引くことによって計算されます。

純資産額は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券の間で、特定のクラスの受益証券に帰属する資産および負債（Aクラス受益証券のみに割り当てられる為替ヘッジ取引の費用を含みますが、これらに限られません。）が、その他のクラスの受益証券の保有者ではなくかかるクラスの受益証券の保有者のみによって実際に負担されることを確実にするために、管理会社によって決定された合理的な割当方法に基づき割り当てられます。Cクラス受益証券に帰属する純資産額は、当該評価日時点の米ドルの入手可能な最終の売買仲値で米ドルに換算されます。各クラスの1口当り純資産価格（以下「受益証券1口当り純資産価格」といいます。）は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券に帰属する純資産額の総額を当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。

「評価日」とは、毎月の最終暦日、および／または管理会社が受託会社と協議の上、随時別途決定するその他の日をいいます。

「計算日」とは、該当する評価日が属する月の翌月のルクセンブルグにおける最終営業日、および／または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、ロンドン、ニューヨークおよび東京における銀行が営業を行っている日（ただし、毎年12月24日を除きます。）ならびに／または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

ファンドが投資する本債券は、別紙1のパートCに記載の決定代理人の資格において、本債券発行会社より取得する買付値で評価されます。

ファンドの短期投資および現金は、以下のとおり評価されます。(a)満期までの残存期間が60日以内の短期投資については、(i)市場価格、(ii)満期の61日前の日における市場価格と額面価格との差額を償却して、または(iii)市場価格が入手できない場合には償却済原価で評価されます。(b)現金およびその他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価されます。(c)その他の資産は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って決定されるかまたは管理会社が誠実に別途決定し、その公正な価格を表すと管理会社が判断する金額で評価されます。また(d)日本円以外の通貨で表示される評価額については、入手可能な直近の当該通貨の売買仲値または管理会社が誠実に決定するその他の価格により日本円に換算されます。

管理会社（またはその代理としての事務代行会社）による信託財産の資産価格または純資産額の算定は、管理会社の正当な権限を有する役員または代表者によって証明されるものとし、明らかな誤りがない限り、かかる証明はすべての受益者にとって確定的かつ最終的であるものとし、また、管理会社または事務代行会社に対する求償権は存しないものとします。また、管理会社および事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、第三者から管理会社または事務代行会社に提供された評価を信頼することができます。受託会社は、管理会社または事務代行会社によるファンドの資産の評価または純資産額の計算（もしくはそれに関し生じた誤り）について、いかなる状況においても法的義務を負わず、また一切責任を負わないものとします。

資産の評価の停止

管理会社は、受託会社と協議した上で、以下の全部または一部の期間において、純資産額の決定、受益証券の買戻しおよび／または買戻しのため受益証券を提出した受益者に対する買戻手取金の支払を停止することができます。

- (i) その時点においてファンドの投資対象の大部分が上場、売買、交換もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- (ii) 結果としてファンドの投資対象の処分が合理的に実行不能となり、または結果としてかかる処分がファンドの受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断するような状況である場合。

- (iii) ファンドの投資対象の価値もしくは純資産額を確定するために通常利用される手段が故障し、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値もしくは純資産額を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。
- (iv) ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、正常価格または正常な換算率で達成することができないであろうと管理会社が判断する期間。
- (v) 本債券発行会社が本債券の評価を停止する期間。

受益者名簿に名前のあるすべての受益者は、上記の停止から7日以内にその旨を書面で通知されると共に、停止が解除され次第、速やかに通知を受けるものとします。

(2) 【保管】

受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の口座で取得する受益証券について自己の名義で確認書（および、もし受益証券証書が発行される場合は受益証券証書）を保管します。

日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合には（そのような事態は想定されていませんが）この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの償還日は、管理会社と受託会社が延長に合意する場合、または信託証書の条項に従い信託期間の満了前に償還する場合を除いて、2017年7月31日です。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算日は毎年7月31日です。

(5) 【その他】

(イ) ファンドの解散

信託証書に従った早期終了がなければ、2017年7月31日の10日前までに、受益者に対し書面により通知を行い、受託会社と管理会社の合意により延長が行われる場合を除いて、ファンドは2017年7月31日に終了します。

ファンドの終了の際は、受託会社は、すべての投資対象およびファンドのその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却は、ファンドの終了後、受託会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。

(ロ) 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対し10日以上前の書面による事前の通知を行うことにより（かかる通知は、受益者の決議により放棄されることがあります。）、受託会社および管理会社が受益者の最大の利益となると考える方法および範囲で、追補証書により、信託証書の規定に改正、修正、変更または追加を行うことができます。受託会社はその意見において、書面により、前述の改正、修正、変更または追加（以下「修正」といいます。）が、（i）既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社もしくは管理会社が受益者に対する責任を免れることにはならず、結果としてファンドの中から支払われる経費および料金（かかる追補の証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。）の額を増加させず、（ii）財務上、法律上もしくは当局による要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）の遵守を可能にするために必要である、または（iii）明白な誤りを訂正するために必要であると証明する場合、修正には受益者の決議を必要としません。修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受ける義務を課すものではありません。

(ハ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 代行協会員契約

代行協会員契約は、期間の定めなく締結されます。代行協会員契約は、日本にて必要とされる限りにおいて、日本における後任の代行協会員が選任されることを条件として、管理会社または代行協会員のいずれかが、3ヶ月事前の書面による通知を行うことにより解約されます。さらに、代行協会員契約は、他方当事者が（a）代行協会員契約上の義務の重大な不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(b) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、期間の定めなく締結され、管理会社または販売会社のいずれかが、3ヶ月事前の書面による通知を行うことにより解約されます。さらに、受益証券販売・買戻契約は、他方当事者が（a）受益証券販売・買戻契約上の義務の重大な不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(c) 保管契約

保管契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日前（または他方当事者が受諾できる、それより短い通知期間）までの書面による通知を行うことにより、解約されます。保管契約はまた、他方当事者が（a）保管契約上の義務の不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(d) 事務代行会社契約

事務代行会社契約は期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日前（または他方当事者が受諾できる、それより短い通知期間）までの書面による通知を行うことにより、解約されます。事務代行会社契約はまた、他方当事者が（a）事務代行会社契約上の義務の不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、管理会社または事務代行会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(e) 為替ヘッジコンサルタント契約

為替ヘッジコンサルタント契約は、（a）他方当事者による為替ヘッジコンサルタント契約の不履行があり、その治癒を要求した通知の送達後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、（b）清算手続に入った場合（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、（c）規制上の理由により、他方当事者の役務の履行が不可能となった場合、または（d）ファンドの終了時に、受託会社または為替ヘッジコンサルタントによって解約することができます。さらに、いずれの当事者も、他方当事者に対して60日前までの書面による通知を行うことにより、為替ヘッジコンサルタント契約を解約することができます。

4【受益者の権利等】**（1）【受益者の権利等】**

受益者がファンドに対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドに対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（i）分配金請求権

受益者は、ファンドのために行う管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。分配金（もしあれば）および受益証券の買戻しに関する支払金は、ファンドのすべての債務全額についての支払に劣後します。

（ii）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証書および目論見書に規定された制限および規制に服します。

(iii) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

(iv) 損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意による懈怠、詐欺または重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

(v) 議決権

受益者は、限られた議決権のみを有し、信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、信託証書第36条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、信託証書第37条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、信託証書第38条に基づき、ファンドの他の法域への移動を承認する場合、または信託証書第41条に基づき、信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、発行済受益証券数の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (i) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
 - (ii) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限
- を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 田中 収

同 白川 もえぎ

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

前記(3)(ii)の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

1. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されています。
3. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島の監査を受けており、監査報告書（英文）を受領しています。なお、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島は、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

（１）【2015年７月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（３倍レバレッジ型）

純資産計算書

2015年７月31日現在

（日本円で表示）

	注記	
資産の部		
投資有価証券—純資産額 （取得価額：85,331,494円）	2、3	20,208,208
銀行預金		1,017,059,077
先渡為替契約未実現利益	12	1,641,977
資産合計		1,038,909,262
負債の部		
未払費用	9	22,180,745
負債合計		22,180,745
純資産		1,016,728,517

各受益証券による内訳は以下のとおり。

	１口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aクラス受益証券（日本円）	3,141	139,700	438,817,897
Bクラス受益証券（日本円）	3,047	166,600	507,574,549
Cクラス受益証券（米ドル）	29.25	19,400	567,364

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）

運用計算書

2015年7月31日に終了した年度

（日本円で表示）

	注記	
費用		
為替ヘッジコンサルタント報酬	8	768,401
事務代行会社報酬	7	2,153,099
保管会社報酬	7	707,663
コルレス銀行手数料		6,019
受託会社および管理会社報酬	4、5	307,598
弁護士報酬		3,223,278
海外登録費用		2,698,866
立替実費		153,742
専門家報酬		3,921,567
印刷および公告費用		344,855
その他費用		470,855
費用合計		14,755,943
純投資損失		(14,755,943)
投資に係る実現純損失		(663,884,096)
外国為替および先渡為替契約に係る実現純利益		121,431,664
当期実現純損失		(542,452,432)
投資に係る未実現純損益の変動		678,857,949
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動		27,249,644
当期末実現純利益		706,107,593
運用の結果による純資産の純増加		148,899,218

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）

純資産変動計算書

2015年7月31日に終了した年度

（日本円で表示）

	注記
期首現在純資産	4,835,890,147
純投資損失	(14,755,943)
当期実現純損失	(542,452,432)
当期末実現純利益	706,107,593
運用の結果による純資産の純増加	148,899,218
受益証券の発行手取金	33,815,372
受益証券の買戻支払金	(4,001,876,220)
	(3,968,060,848)
期末現在純資産	1,016,728,517

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）

発行済受益証券数の変動表

2015年7月31日に終了した年度

（無監査）

Aクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	829,400
発行受益証券数	3,000
買戻受益証券数	(692,700)
期末現在発行済受益証券数	139,700

Bクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	707,800
発行受益証券数	8,000
買戻受益証券数	(549,200)
期末現在発行済受益証券数	166,600

Cクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	139,500
発行受益証券数	400
買戻受益証券数	(120,500)
期末現在発行済受益証券数	19,400

統計情報

2015年7月31日現在

（無監査）

	2015年	2014年	2013年
期末現在純資産（日本円）	1,016,728,517	4,835,890,147	4,762,350,650
Aクラス受益証券（日本円）			
期末現在純資産	438,817,897	2,623,174,723	2,642,659,534
期末現在1口当り純資産価格	3,141	3,163	3,186
Bクラス受益証券（日本円）			
期末現在純資産	507,574,549	1,789,479,238	1,714,248,115

期末現在1口当り純資産価格	3,047	2,528	2,422
---------------	-------	-------	-------

Cクラス受益証券（米ドル）

期末現在純資産	567,364	4,118,285	4,135,061
---------	---------	-----------	-----------

期末現在1口当り純資産価格	29.25	29.52	29.64
---------------	-------	-------	-------

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）

財務書類に対する注記

2015年7月31日現在

注1－組織

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）（「ファンド」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間に締結された2007年5月18日付信託証書（2009年1月29日付修正証書により修正済。）に基づいて設定された。ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠する投資信託である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁（CIMA）に登録されており、それにより、CIMAに対する目論見書及び年次監査報告の届出が課されている。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する許可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

ファンドの投資目的は、すべての市況において、安定的な元本の成長を低いボラティリティかつ下落リスクの抑制で達成することである。受託会社は、パークレイズ・バンク PLC（「本債券発行会社」）が、40,000,000,000英ポンドのストラクチャード・ノート・プログラムに基づき発行した、2017年6月30日満期ゴテックス／ノムラ・レバレッジド・インデックス 2（「インデックス」）連動債券（「本債券」）に、ファンドの資産のほとんどを投資することにより、本目的の達成を図る。ファンドのその他の資産はすべて、現金および現金同等物として保有される。ファンドの本債券への投資に関する詳細については、注記3を参照のこと。

ファンドは、2017年7月31日に終了することを予定して設定されている。ファンドは、信託証書に基づき早期に終了すること、または受託会社と管理会社との合意の上、信託期間を延長することができる。2015年7月31日時点で、管理会社および受託会社は、ファンドを早期に終了する予定はない。

受益者には、ファンドがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下にもない旨留意されたい。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成され、以下の重要な会計方針を採用している。

証券の評価

ファンドの投資対象は、本債券のみである。ファンドが投資する本債券は、決定代理人としての資格において、本債券発行会社より取得する買呼値で評価される。

本債券の価格は、ゴテックス／ノムラ・マーケット・ニュートラル・ファンド（USD）リミテッド（「ゴテックス・ノムラMNファンド」）の価値に連動している。決定代理人は、目論見書に従い、ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社および管理会社より得た情報に依拠し、本債券の価値を決定する。市場における流動性不足により、本債券の実際の売却価格または換金可能な価格は、決定代理人が見積もりファンドが計上したものと、著しく異なる場合がある。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、年度末日の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建て投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

2015年7月31日現在の為替レート：

1円＝0.00737ユーロ

1円＝0.00807米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期日までの残存期間に関して年度末日に適用される先渡レートにて評価される。先渡為替契約に係る損益は、運用計算書において認識されている。未実現純利益は純資産計算書の資産の部に、未実現純損失は負債の部に計上されている。

注3－本債券への投資

ファンドは、受益証券の発行手取金総額のほとんどを、本債券に投資する。したがって、その運用実績は、本債券の運用実績に依拠し、本債券の運用実績は、さらにゴテックス・ノムラMNファンドの運用実績に依拠する。ゴテックス・ノムラMNファンドは、ゴテックス・ファンド・マネジメント・エスエーアールエルにより運用される。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資目的は、主要な株式指数および債券市場の指数との低い相関関係により、中期的に継続して収益をあげることである。

ゴテックス・ノムラMNファンドは、マルチ・ストラテジー、マルチ・マネージャー、ファンド・オブ・ヘッジファンズ投資アプローチにより投資目的の達成を図る。ゴテックス・ノムラMNファンドは、主にマーケット・ニュートラル戦略を追求する、少なくとも40のヘッジファンド投資の影響を受ける。

本債券は、（i）ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよび（ii）ローン・ユニットへの想定上の投資からなるインデックスに連動する。ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットの比率は、常時変動し、パークレイズ・バンク PLCが、ダイナミック・レバレッジ・メカニズム（「配分メカニズム」）により、決定代理人（「決定代理人」）としての資格において決定する。当初設定期間の後、本債券は、およそ3倍のレバレッジ（本債券1ユニットにつき、想定借入金を2ユニット相当とする。）を適用する。実際のレバレッジは、本債券の存続期間中、配分メカニズムにより変動する。本債券は、元本が保証されているものではない。悪化した市況下では、ファンドは、その当初の投資の一部または全部を喪失するおそれがある。レバレッジの利用により、ゴテックス・ノムラMNファンドの価値が低下した場合、ファンドは、仮にゴテックス・ノムラMNファンドへ直接投資した場合よりも著しく速く、その当初の投資を喪失するおそれがある。

決定代理人は、2009年5月5日付で、本債券の投資家に対し、決定代理人が重大であると決定したゴテックス・ノムラMNファンドの投資ガイドラインの違反により、終了事由が引き起こされた旨の通知をした。その結果、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットはゼロに設定され、ゴテックス・ノムラMNファンドに対して全額買戻し請求がなされた。ゴテックス・ノムラMNファンドの取締役は、2009年7月、流動性不足により、全てのゴテックス・ノムラMNファンドの買戻しを停止した。買戻し請求の一部は以後履行され、かかる手取金は本債券のレバレッジ・ポジションの解消のために使用された。2015年7月31日現在、ファンドは、その純資産の1.99%を、ゴテックス・ノムラMNファンドへ直接投資する本債券で引き続き保有している。買戻し請求が完了する正確な時期は現時点では不明である。すべての本債券が完全に買戻された場合、信託証書に従ってファンドは終了する可能性がある。管理会社は、ファンドの終了日である2017年7月31日より前に、かかる事由が生じるとは予想していない。

2015年7月31日現在、ファンドの投資対象は、本債券のみであり、本債券の価格は、ゴテックス・ノムラMNファンドの価値に連動している。ゴテックス・ノムラMNファンドの独立監査人の報告書には、2014年12月31日時点でゴテックス・ノムラMNファンドが保有する投資対象の一部について、監査人が十分な監査証拠を入手できなかったことに関する免責文言が付されている。2015年7月31日時点でのゴテックス・ノムラMNファンドの投資対象の公正価値に関する追加情報の入手も不可能であったため、年度末日においてファンドに計上されている本債券の価格には転売価格が反映されていない可能性がある。

注4－受託会社の報酬

受託会社は、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.01%に相当する額、およびファンドのために受託会社が直接負担した立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注5－管理会社の報酬

管理会社は、管理会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.01%に相当する額、およびファンドのために管理会社が直接負担した立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注6－代行協会員の報酬

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員が提供するであろう役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払うことができる。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとする。さらに、代行協会員は、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、目論見書の規定に基づき算出される純資産額の年

率0.50%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。ただし、代行協会員は、2009年1月1日より、今後通知をするまで、代行協会員報酬を放棄する旨合意した。

注7－保管会社および事務代行会社の報酬

保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.02%に相当する額、およびファンドのために保管会社が直接負担した立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.14%に相当する額、およびファンドのために直接負担した立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注8－為替ヘッジコンサルタントの報酬

為替ヘッジコンサルタントは、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を750,000円とし、各評価日のファンドの純資産額の年率0.02%に相当する額、およびファンドのために為替ヘッジコンサルタントが直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注9－未払費用

	(日本円)
為替ヘッジコンサルタント報酬	187,499
事務代行会社報酬	354,895
保管会社報酬	1,097,902
コルレス銀行手数料	56,500
受託会社および管理会社報酬	50,701
弁護士報酬	4,846,600
海外登録費用	5,689,240
立替実費	25,340
専門家報酬	8,501,768
その他費用	1,370,300
未払費用合計	22,180,745

注10－分配

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、受益者が保有する受益証券口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2015年7月31日に終了した年度中、ファンドによる受益者に対する分配は行われなかった。

注11－税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注12－先渡為替契約

2015年7月31日現在、Aクラス受益証券に帰属する資産の一部をヘッジするために用いられた、ファンドの未決済先渡為替契約は、以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現利益 (日本円)
日本円	438,724,772	米ドル	3,527,114	2015年9月4日	1,641,977
					1,641,977

③【投資有価証券明細表等】

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）

投資有価証券明細表

2015年7月31日現在

（日本円で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産額	純資産に 占める 割合（％）
ケイマン諸島					
債券					
米ドル	710,000	パークレイズ・バンク PLC 0 %30/06/17	85,331,494	20,208,208	1.99
			85,331,494	20,208,208	1.99
		ケイマン諸島合計	85,331,494	20,208,208	1.99
投資有価証券合計			85,331,494	20,208,208	1.99

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

Statement of Net Assets
as at July 31, 2015
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at net asset value <i>(at cost: JPY 85,331,494)</i>	2, 3	20,208,208
Cash at bank		1,017,059,077
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	12	1,641,977
Total Assets		1,038,909,262
LIABILITIES		
Accrued expenses	9	22,180,745
Total Liabilities		22,180,745
NET ASSETS		1,016,728,517

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A Units (in JPY)	3,141	139,700	438,817,897
Class B Units (in JPY)	3,047	166,600	507,574,549
Class C Units (in USD)	29.25	19,400	567,364

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the year ended July 31, 2015
(expressed in Japanese Yen)

Notes

EXPENSES		
Currency Hedging Consultant fees	8	768,401
Administrator fees	7	2,153,099
Custodian fees	7	707,663
Correspondent bank fees		6,019
Trustee and Management Company fees	4, 5	307,598
Legal fees		3,223,278
Overseas registration fees		2,698,866
Out-of-pocket expenses		153,742
Professional fees		3,921,567
Printing and publication fees		344,855
Other expenses		470,855
Total Expenses		14,755,943
NET INVESTMENT LOSS		(14,755,943)
Net realised loss on investments		(663,884,096)
Net realised profit on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		121,431,664
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(542,452,432)
Change in net unrealised result on investments		678,857,949
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		27,249,644
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		706,107,593
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		148,899,218

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended July 31, 2015
(expressed in Japanese Yen)

	Notes
Net assets at the beginning of the year	4,835,890,147
NET INVESTMENT LOSS	(14,755,943)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR	(542,452,432)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR	706,107,593
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	148,899,218
Proceeds from subscriptions of units	33,815,372
Payments for repurchase of units	(4,001,876,220)
	(3,968,060,848)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	1,016,728,517

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended July 31, 2015
(Unaudited)

Class A Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	829,400
Number of units issued	3,000
Number of units repurchased	(692,700)
Number of units outstanding at the end of the year	139,700

Class B Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	707,800
Number of units issued	8,000
Number of units repurchased	(549,200)
Number of units outstanding at the end of the year	166,600

Class C Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	139,500
Number of units issued	400
Number of units repurchased	(120,500)
Number of units outstanding at the end of the year	19,400

Statistical Information
as at July 31, 2015
(Unaudited)

	2015	2014	2013
Net Assets at the end of the year (in JPY)	1,016,728,517	4,835,890,147	4,762,350,650
Class A Units (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	438,817,897	2,623,174,723	2,642,659,534
Net Asset Value per unit at the end of the year	3,141	3,163	3,186
Class B Units (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	507,574,549	1,789,479,238	1,714,248,115
Net Asset Value per unit at the end of the year	3,047	2,528	2,422
Class C Units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	567,364	4,118,285	4,135,061
Net Asset Value per unit at the end of the year	29.25	29.52	29.64

Notes to the Financial Statements as at July 31, 2015

Note 1 - Organisation

Nomura Global Market Neutral Fund 0707 (the “Trust”) was established by a Trust Deed dated May 18, 2007 as amended by deed of amendment dated 29 January 2009 entered into by Global Funds Trust Company (the “Trustee”) and Global Funds Management S.A. (the “Management Company”). The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

The principal investment objective of the Trust is to achieve steady capital appreciation in all market conditions with minimal drawdowns and low volatility. The Trustee intends to achieve this objective by investing substantially all of the Trust's assets in the Notes relating to the GOTTEX/NOMURA Leveraged Index 2 (the “Index”) due June 30, 2017 (the “Notes”) issued by Barclays Bank PLC (the “Issuer”) under its £40,000,000,000 Structured Note Programme. All other assets of the Trust are held in cash and in cash equivalents. See Note 3 for further information related to the Trust's investment in the Notes.

The Trust has been designed with the expectation that it will be terminated on July 31, 2017. The Trust may be terminated earlier pursuant to the Trust Deed or extended by mutual agreement between the Trustee and the Management Company. As of July 31, 2015, the Management Company and the Trustee have no intention of terminating the Trust early.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

VALUATION OF SECURITIES

The sole investment of the Trust is the Notes. The Notes in which the Trust invests is valued at the bid prices obtained from the Issuer in its capacity as Determination Agent.

The valuation of the Notes is linked to the value of the GOTTEX/NOMURA Market Neutral Fund (USD) Limited (the “Fund”). The Determination Agent relies on information obtained from the Fund's administrator and management of the Fund to determine the value of the Notes in accordance with the Offering Circular. Due to the lack of liquidity in the markets, the effective sale price or realisable value of the Notes may be significantly different from that estimated by the Determination Agent and recorded by the Trust.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Trust maintains its accounting records in Japanese Yen (“JPY”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated

into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at July 31, 2015:

1 JPY = 0.00737 EUR

1 JPY = 0.00807 USD

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Investment in the Notes

The Trust invests substantially all of the aggregate subscription monies received from the issue of units in the Notes and therefore its performance is dependent on that of the Notes the performance of which is further dependent on the performance of the Fund managed by Gottex Fund Management S.à r.l.

The investment objective of the Fund is to generate consistent returns over the medium term with low correlation to major stock and fixed income market indices.

The Fund attempts to meet its investment objective through a multi-strategy, multi-manager fund of hedge funds investment approach. The Fund is exposed to at least 40 hedge fund investments pursuing primarily market neutral type strategies.

The Notes relate to the Index which is comprised of a notional investment in (i) Fund Units and (ii) Loan Units. The proportion of Fund Units and Loan Units at any time will vary and will be determined by Barclays Bank PLC in its capacity as determination agent ("Determination Agent") according to a dynamic leverage mechanism (the "Allocation Mechanism"). After the initial ramp-up period, the Notes will employ approximately three times leverage (corresponding to two units of notional borrowing per one unit of the Notes). The actual leverage will vary during the term of the Notes according to the Allocation Mechanism. The Notes are not principal protected. Under adverse market conditions, the Trust risks losing part or all of its initial investment. Due to the use of leverage, if the value of the Fund goes down, the Trust may lose its initial investment significantly faster than if it had made a direct investment in the Fund.

On May 5, 2009 the Determination Agent submitted a notice to the investors of the Notes stating that due to a breach of the investment guidelines of the Fund, which the Determination Agent had determined to be material, a Termination Event had been triggered. As a result the Fund Units were set to zero and a full redemption request was submitted to the Fund. In July 2009, due to insufficient liquidity, the Fund's directors suspended all Fund redemption requests. A portion of the redemption request was subsequently satisfied, these proceeds were used to eliminate the Notes leverage position. As of July 31, 2015, the Trust continues to hold 1.99% of its net assets in the Notes which invest directly in the Fund. The exact time for completion of the redemption request is currently unknown. In accordance with the Trust Deed, the Trust may be terminated upon the redemption in full of all the Notes. Management does not anticipate this will occur prior to July 31, 2017, the Trust's termination date.

As at July 31, 2015, the Trust's sole investment is in the Notes, and the valuation of the Notes is linked to the value of the Fund. The Independent Auditor's Report of the Fund contains a disclaimer in respect to the auditor's inability to obtain sufficient audit evidence regarding a portion of the Fund's investments held at December 31, 2014. Obtaining additional information regarding fair valuation of the

Fund's investments at July 31, 2015 was also not possible, thus the valuation of the Notes recorded in the Trust at year end may not be reflective of the resale value.

Note 4 - Trustee fees

For its services, the Trustee is entitled to receive out of the assets of the Trust, a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close of business in Luxembourg on each Valuation Day of the relevant quarter including direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Trust.

Note 5 - Management Company fees

For its services, the Management Company is entitled to be paid out of the assets of the Trust a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close of business in Luxembourg on each Valuation Day of the relevant quarter including direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Trust.

Note 6 - Agent Company fees

Subject to the terms and conditions set out in the Agent Company Agreement, the Management Company is entitled to pay, upon request, and at the expense of the Trust, out-of pocket expenses reasonably incurred in connection with the services to be rendered by the Agent Company. The Agent Company shall submit to the Management Company a statement of the estimated expenses together with a breakdown of such expenses. Additionally, the Agent Company is entitled to be paid out of the assets of the Trust, a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears, on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.50% per annum of the Net Asset Value as calculated pursuant to the provisions of the Offering Circular. However, the Agent Company agreed to waive this Agent Company fee from January 1, 2009 until further notice.

Note 7 - Custodian and Administrator fees

For its services, the Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Trust, a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.02% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close of business in Luxembourg on each Valuation Day of the relevant quarter (including direct out-of-pocket expenses incurred by the Custodian on behalf of the Trust).

For its services, the Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Trust, a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.14% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close of business in Luxembourg on each Valuation Day of the relevant quarter including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust.

Note 8 - Currency Hedging Consultant fees

For its services, the Currency Hedging Consultant is entitled to be paid out of the assets of the Trust, a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.02% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close of business in Luxembourg on each Valuation Day of the relevant quarter (including direct out-of-pocket expenses incurred by the Currency Hedging Consultant on behalf of the Trust), subject to a minimum annual fee of JPY 750,000.

Note 9 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Currency Hedging Consultant fees	187,499
Administrator fees	354,895
Custodian fees	1,097,902
Correspondent bank fees	56,500
Trustee and Management Company fees	50,701
Legal fees	4,846,600
Overseas registration fees	5,689,240
Out-of-pocket expenses	25,340
Professional fees	8,501,768
Other expenses	1,370,300
Accrued expenses	<u><u>22,180,745</u></u>

Note 10 - Distributions

The Management Company may, after consultation with the Trustee, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Trust and in proportion to the number of Units held by each Unitholder. Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Distribution Date.

For the year ended July 31, 2015, the Trust did not distribute any dividend to Unitholders.

Note 11 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units. The Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 12 - Forward foreign exchange contracts

As at July 31, 2015, the Trust had the following open forward foreign exchange contract which was used to hedge the portion of assets attributable to Class A units:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain in JPY
JPY	438,724,772	USD	3,527,114	September 4, 2015	1,641,977
					1,641,977

Statement of Investments
as at July 31, 2015
(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Net Asset Value	In % of Net Assets
CAYMAN ISLANDS					
STRUCTURED NOTES					
USD	710,000	BARCLAYS BANK PLC 0% 30/06/17	85,331,494	20,208,208	1.99
			85,331,494	20,208,208	1.99
		Total CAYMAN ISLANDS	85,331,494	20,208,208	1.99
Total Investments			85,331,494	20,208,208	1.99

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

（２）【2014年７月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（３倍レバレッジ型）

純資産計算書

2014年７月31日現在

（日本円で表示）

	注記	
資産の部		
投資有価証券—純資産額 （取得価額：930,233,469円）	2、3	186,252,234
銀行預金		4,695,903,200
資産合計		4,882,155,434
負債の部		
先渡為替契約未実現損失	12	25,607,667
未払費用	9	20,657,620
負債合計		46,265,287
純資産		4,835,890,147

各受益証券による内訳は以下のとおり。

	１口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aクラス受益証券（日本円）	3,163	829,400	2,623,174,723
Bクラス受益証券（日本円）	2,528	707,800	1,789,479,238
Cクラス受益証券（米ドル）	29.52	139,500	4,118,285

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）

運用計算書

2014年7月31日に終了した年度

（日本円で表示）

	注記	
費用		
為替ヘッジコンサルタント報酬	8	966,974
事務代行会社報酬	7	6,770,961
保管会社報酬	7	1,738,437
コルレス銀行手数料		13,650
受託会社および管理会社報酬	4、5	967,314
弁護士報酬		4,165,324
海外登録費用		7,080,334
立替実費		483,442
専門家報酬		8,041,829
印刷および公告費用		289,715
その他費用		934,342
費用合計		31,452,322
純投資損失		(31,452,322)
投資に係る実現純損失		(986,964,091)
外国為替および先渡為替契約に係る実現純損失		(29,726,480)
当期実現純損失		(1,016,690,571)
投資に係る未実現純損益の変動		1,010,105,362
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動		111,577,028
当期末実現純利益		1,121,682,390
運用の結果による純資産の純増加		73,539,497

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）

純資産変動計算書

2014年7月31日に終了した年度

（日本円で表示）

	注記
期首現在純資産	4,762,350,650
純投資損失	(31,452,322)
当期実現純損失	(1,016,690,571)
当期末実現純利益	1,121,682,390
運用の結果による純資産の純増加	73,539,497
受益証券の発行手取金	90,734,894
受益証券の買戻支払金	(90,734,894)
	0
期末現在純資産	4,835,890,147

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）

財務書類に対する注記

2014年7月31日現在

注1－組織

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）（「ファンド」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間に締結された2007年5月18日付信託証書（2009年1月29日付修正証書により修正済。）に基づいて設定された。ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠する投資信託である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁（CIMA）に登録されており、それにより、CIMAに対する目論見書及び年次監査報告の届出が課されている。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する許可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

ファンドの投資目的は、すべての市況において、安定的な元本の成長を低いボラティリティかつ下落リスクの抑制で達成することである。受託会社は、パークレイズ・バンク PLC（「本債券発行会社」）が、40,000,000,000英ポンドのストラクチャード・ノート・プログラムに基づき発行した、2017年6月30日満期ゴテックス／ノムラ・レバレッジド・インデックス 2（「インデックス」）連動債券（「本債券」）に、ファンドの資産のほとんどを投資することにより、本目的の達成を図る。ファンドのその他の資産はすべて、現金および現金同等物として保有される。ファンドの本債券への投資に関する詳細については、注記3を参照のこと。

ファンドは、2017年7月31日に終了することを予定して設定されている。ファンドは、信託証書に基づき早期に終了すること、または受託会社と管理会社との合意の上、信託期間を延長することができる。2014年7月31日時点で、管理会社および受託会社は、ファンドを早期に終了する予定はない。

受益者には、ファンドがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下にもない旨留意されたい。

注2－重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成され、以下の重要な会計方針を採用している。

証券の評価

ファンドの投資対象は、本債券のみである。ファンドが投資する本債券は、決定代理人の資格において、本債券発行会社より取得する買呼値で評価される。

本債券の価格は、ゴテックス／ノムラ・マーケット・ニュートラル・ファンド（USD）リミテッド（「ゴテックス・ノムラMNファンド」）の価値に連動している。決定代理人は、目論見書に従い、ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社および管理会社より得た情報に依拠し、本債券の価値を決定する。市場における流動性不足により、本債券の実際の売却価格または換金可能な価格は、決定代理人が見積もり、ファンドが計上したものと著しく異なる場合がある。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、年度末日の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建て投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

2014年7月31日現在の為替レート：

1円＝0.00726ユーロ

1円＝0.00973米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期日までの残存期間に関して年度末日に適用される先渡レートにて評価される。先渡為替契約に係る損益は、運用計算書において認識されている。未実現純利益は純資産計算書の資産の部に、未実現純損失は負債の部に計上されている。

注3－本債券への投資

ファンドは、受益証券の発行手取金総額のほとんどを、本債券に投資する。したがって、その運用実績は、本債券の運用実績に依拠し、本債券の運用実績は、さらにゴテックス・ノムラMNファンドの運用実績に依拠する。ゴテックス・ノムラMNファンドは、ゴテックス・ファンド・マネジメント・エス・エー・オールエルにより運用される。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資目的は、主要な株式指数および債券市場の指数との低い相関関係により、中期的に継続して収益をあげることである。

ゴテックス・ノムラMNファンドは、マルチ・ストラテジー、マルチ・マネージャー、ファンド・オブ・ヘッジファンズ投資アプローチにより投資目的の達成を図る。ゴテックス・ノムラMNファンドは、主にマーケット・ニュートラル戦略を追求する、少なくとも40のヘッジファンド投資の影響を受ける。

本債券は、(i) ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよび(ii) ローン・ユニットへの想定上の投資からなるインデックスに連動する。ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットの比率は、常時変動し、パークレイズ・バンク PLCが、ダイナミック・レバレッジ・メカニズム（「配分メカニズム」）により、決定代理人（「決定代理人」）としての資格において決定する。当初設定期間の後、本債券は、およそ3倍のレバレッジ（本債券1ユニットにつき、想定借入金を2ユニット相当とする。）を適用する。実際のレバレッジは、本債券の存続期間中、配分メカニズムにより変動する。本債券は、元本が保証されているものではない。悪化した市況下では、ファンドは、その当初の投資の一部または全部を喪失するおそれがある。レバレッジの利用により、ゴテックス・ノムラMNファンドの価値が低下した場合、ファンドは、仮にゴテックス・ノムラMNファンドへ直接投資した場合よりも著しく速く、その当初の投資を喪失するおそれがある。

決定代理人は、2009年5月5日付で、本債券の投資家に対し、決定代理人が重大であると決定したゴテックス・ノムラMNファンドの投資ガイドラインの違反により、終了事由が引き起こされた旨の通知をした。その結果、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットはゼロに設定され、ゴテックス・ノムラMNファンドに対して全額買戻し請求がなされた。ゴテックス・ノムラMNファンドの取締役は、2009年7月、流動性不足により、全てのゴテックス・ノムラMNファンドの買戻しを停止した。買戻し請求の一部は以後履行され、かかる手取金は本債券のレバレッジ・ポジションの解消のために使用された。2014年7月31日現在、ファンドは、その純資産の3.85%を、ゴテックス・ノムラMNファンドへ直接投資する本債券で引き続き保有している。買戻し請求が完了する正確な時期は現時点では不明である。すべての本債券が完全に買戻された場合、信託証書に従ってファンドは終了する可能性がある。管理会社は、ファンドの終了日である2017年7月31日より前に、かかる事由が生じるとは予想していない。

2014年7月31日現在、ファンドの投資対象は、本債券のみであり、本債券の価格は、ゴテックス・ノムラMNファンドの価値に連動している。ゴテックス・ノムラMNファンドの監査意見には、2013年12月31日時点でゴテックス・ノムラMNファンドが保有する投資対象の一部について、監査人が十分な監査証拠を入手できなかったことに関する限定付適正意見が付されている。2014年7月31日時点でのゴテックス・ノムラMNファンドの投資対象の公正価値に関する追加情報の入手も不可能であったため、年度末日においてファンドに計上されている本債券の価格には転売価格が反映されていない可能性がある。

注4－受託会社の報酬

受託会社は、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.01%に相当する額、およびファンドのために受託会社が直接負担した立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注5－管理会社の報酬

管理会社は、管理会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.01%に相当する額、およびファンドのために管理会社が直接負担した立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注6－代行協会員の報酬

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員が提供するであろう役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払うことができる。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとする。さらに、代行協会員は、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、目論見書の規定に基づき算出される純資産額の年

率0.50%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。ただし、代行協会員は、2009年1月1日より、今後通知をするまで、代行協会員報酬を放棄する旨合意した。

注7－保管会社および事務代行会社の報酬

保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、最低年間報酬を750,000円とし、各評価日のファンドの純資産額の年率0.02%に相当する額、およびファンドのために保管会社が直接負担した立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、最低年間報酬を5,250,000円とし、各評価日のファンドの純資産額の年率0.14%に相当する額、およびファンドのために直接負担した立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注8－為替ヘッジコンサルタントの報酬

為替ヘッジコンサルタントは、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を750,000円とし、各評価日のファンドの純資産額の年率0.02%に相当する額、およびファンドのために為替ヘッジコンサルタントが直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注9－未払費用

	(日本円)
為替ヘッジコンサルタント報酬	241,503
事務代行会社報酬	1,690,950
保管会社報酬	939,715
コルレス銀行手数料	37,666
受託会社および管理会社報酬	241,573
弁護士報酬	3,231,066
海外登録費用	5,397,734
立替実費	120,746
専門家報酬	7,843,133
その他費用	913,534
未払費用合計	20,657,620

注10－分配

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、受益者が保有する受益証券口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2014年7月31日に終了した年度中、ファンドによる受益者に対する分配は行われなかった。

注11－税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注12－先渡為替契約

2014年7月31日現在、Aクラス受益証券に帰属する資産の一部をヘッジするために用いられた、ファンドの未決済先渡為替契約は、以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損失） (日本円)
日本円	2,639,918,951	米ドル	25,942,344	2014年9月5日	(25,607,667)
					(25,607,667)

Statement of Net Assets
as at July 31, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at net asset value <i>(at cost: JPY 930,233,469)</i>	2, 3	186,252,234
Cash at bank		4,695,903,200
Total Assets		4,882,155,434
LIABILITIES		
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	12	25,607,667
Accrued expenses	9	20,657,620
Total Liabilities		46,265,287
NET ASSETS		4,835,890,147

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A Units (in JPY)	3,163	829,400	2,623,174,723
Class B Units (in JPY)	2,528	707,800	1,789,479,238
Class C Units (in USD)	29.52	139,500	4,118,285

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the year ended July 31, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
EXPENSES		
Currency Hedging Consultant fees	8	966,974
Administrator fees	7	6,770,961
Custodian fees	7	1,738,437
Correspondent bank fees		13,650
Trustee and Management Company fees	4, 5	967,314
Legal fees		4,165,324
Overseas registration fees		7,080,334
Out-of-pocket expenses		483,442
Professional fees		8,041,829
Printing and publication fees		289,715
Other expenses		934,342
Total Expenses		31,452,322
NET INVESTMENT LOSS		(31,452,322)
Net realised loss on investments		(986,964,091)
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(29,726,480)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(1,016,690,571)
Change in net unrealised result on investments		1,010,105,362
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		111,577,028
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		1,121,682,390
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		73,539,497

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended July 31, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes
Net assets at the beginning of the year	4,762,350,650
NET INVESTMENT LOSS	(31,452,322)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR	(1,016,690,571)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR	1,121,682,390
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	73,539,497
Proceeds from subscriptions of units	90,734,894
Payments for repurchase of units	(90,734,894)
	0
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	4,835,890,147

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Notes to the Financial Statements as at July 31, 2014

Note 1 - Organisation

Nomura Global Market Neutral Fund 0707 (the “Trust”) was established by a Trust Deed dated May 18, 2007 as amended by deed of amendment dated 29 January 2009 entered into by Global Funds Trust Company (the “Trustee”) and Global Funds Management S.A. (the “Management Company”). The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

The principal investment objective of the Trust is to achieve steady capital appreciation in all market conditions with minimal drawdowns and low volatility. The Trustee intends to achieve this objective by investing substantially all of the Trust's assets in the Notes relating to the GOTTEX/NOMURA Leveraged Index 2 (the “Index”) due June 30, 2017 (the “Notes”) issued by Barclays Bank PLC (the “Issuer”) under its £40,000,000,000 Structured Note Programme. All other assets of the Trust are held in cash and in cash equivalents. See Note 3 for further information related to the Trust's investment in the Notes.

The Trust has been designed with the expectation that it will be terminated on July 31, 2017. The Trust may be terminated earlier pursuant to the Trust Deed or extended by mutual agreement between the Trustee and the Management Company. As of July 31, 2014, the Management Company and the Trustee have no intention of terminating the Trust early.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and include the following significant accounting policies:

VALUATION OF SECURITIES

The sole investment of the Trust is the Notes. The Notes in which the Trust invests is valued at the bid prices obtained from the Issuer in its capacity of Determination Agent.

The valuation of the Notes is linked to the value of the GOTTEX/NOMURA Market Neutral Fund (USD) Limited (the “Fund”). The Determination Agent relies on information obtained from the Fund's administrator and management of the Fund to determine the value of the Notes in accordance with the Offering Circular. Due to the lack of liquidity in the markets, the effective sale price or realisable value of the Notes may be significantly different from that estimated by the Determination Agent and recorded by the Trust.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Trust maintains its accounting records in Japanese Yen (“JPY”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated

into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at July 31, 2014:

1 JPY = 0.00726 EUR

1 JPY = 0.00973 USD

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 – Investment in the Notes

The Trust's objective is to invest substantially all of the aggregate subscription monies received from the issue of units in the Notes and therefore its performance is dependent on that of the Notes the performance of which is further dependent on the performance of the Fund managed by Gottex Fund Management S.à r.l.

The investment objective of the Fund is to generate consistent returns over the medium term with low correlation to major stock and fixed income market indices.

The Fund attempts to meet its investment objective through a multi-strategy, multi-manager fund of hedge funds investment approach. The Fund is exposed to at least 40 hedge fund investments pursuing primarily market neutral type strategies.

The Notes relate to the Index which is comprised of a notional investment in (i) Fund Units and (ii) Loan Units. The proportion of Fund Units and Loan Units at any time will vary and will be determined by Barclays Bank PLC in its capacity as determination agent ("Determination Agent") according to a dynamic leverage mechanism (the "Allocation Mechanism"). After the initial ramp-up period, the Notes will employ approximately three times leverage (corresponding to two units of notional borrowing per one unit of the Notes). The actual leverage will vary during the term of the Notes according to the Allocation Mechanism. The Notes are not principal protected. Under adverse market conditions, the Trust risks losing part or all of its initial investment. Due to the use of leverage, if the value of the Fund goes down, the Trust may lose its initial investment significantly faster than if it had made a direct investment in the Fund.

On May 5, 2009 the Determination Agent submitted a notice to the investors of the Notes stating that due to a breach of the investment guidelines of the Fund, which the Determination Agent had determined to be material, a Termination Event had been triggered. As a result the Fund Units were set to zero and a full redemption request was submitted to the Fund. In July 2009, due to insufficient liquidity, the Fund's directors suspended all Fund redemption requests. A portion of the redemption request was subsequently satisfied, these proceeds were used to eliminate the Notes leverage position. As of July 31, 2014, the Trust continues to hold 3.85% of its net assets in the Notes which invest directly in the Fund. The exact time for completion of the redemption request is currently unknown. In accordance with the Trust Deed, the Trust may be terminated upon the redemption in full of all the Notes. Management does not anticipate this will occur prior to July 31, 2017, the Trust's termination date.

As at July 31, 2014, the Trust's sole investment is in the Notes, and the valuation of the Notes is linked to the value of the Fund. The audit opinion of the Fund contains a qualified opinion in respect to the auditor's inability to obtain sufficient audit evidence regarding a portion of the Fund's

investments held at 31 December 2013. Obtaining additional information regarding the fair valuation of the Fund's investments at July 31, 2014 was also not possible, thus the valuation of the Notes recorded in the Trust at year-end may not be reflective of the resale value.

Note 4 - Trustee fees

For its services, the Trustee is entitled to receive out of the assets of the Trust, a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close of business in Luxembourg on each Valuation Day of the relevant quarter including direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Trust.

Note 5 - Management Company fees

For its services, the Management Company is entitled to be paid out of the assets of the Trust a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close of business in Luxembourg on each Valuation Day of the relevant quarter including direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Trust.

Note 6 - Agent Company fees

Subject to the terms and conditions set out in the Agent Company Agreement, the Management Company is entitled to pay, upon request, and at the expense of the Trust, out-of pocket expenses reasonably incurred in connection with the services to be rendered by the Agent Company. The Agent Company shall submit to the Management Company a statement of the estimated expenses together with a breakdown of such expenses. Additionally, the Agent Company is entitled to be paid out of the assets of the Trust, a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears, on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.50% per annum of the Net Asset Value as calculated pursuant to the provisions of the Offering Circular. However, the Agent Company agreed to waive this Agent Company fee from January 1, 2009 until further notice.

Note 7 - Custodian and Administrator fees

For its services, the Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Trust, a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.02% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close of business in Luxembourg on each Valuation Day of the relevant quarter (including direct out-of-pocket expenses incurred by the Custodian on behalf of the Trust), subject to a minimum annual fee of JPY 750,000.

For its services, the Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Trust, a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.14% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close of business in Luxembourg on each Valuation Day of the relevant quarter including direct out-of-pocket expenses incurred on behalf of the Trust, subject to a minimum annual fee of JPY 5,250,000.

Note 8 - Currency Hedging Consultant fees

For its services, the Currency Hedging Consultant is entitled to be paid out of the assets of the Trust, a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.02% per annum of the Net Asset Value of the Trust as at the close of business in Luxembourg on each Valuation Day of the relevant quarter (including direct out-of-pocket expenses incurred by the Currency Hedging Consultant on behalf of the Trust), subject to a minimum annual fee of JPY 750,000.

Note 9 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Currency Hedging Consultant fees	241,503
Administrator fees	1,690,950
Custodian fees	939,715
Correspondent bank fees	37,666
Trustee and Management Company fees	241,573
Legal fees	3,231,066
Overseas registration fees	5,397,734
Out-of-pocket expenses	120,746
Professional fees	7,843,133
Other expenses	913,534
Accrued expenses	<u><u>20,657,620</u></u>

Note 10 - Distributions

The Management Company may, after consultation with the Trustee, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Trust and in proportion to the number of Units held by each Unitholder. Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Distribution Date.

For the year ended July 31, 2014, the Trust did not distribute any dividend to Unitholders.

Note 11 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units. The Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 12 - Forward foreign exchange contracts

As at July 31, 2014, the Trust had the following open forward foreign exchange contract which was used to hedge the portion of assets attributable to Class A units:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised (Loss) in JPY
JPY	2,639,918,951	USD	25,942,344	September 05, 2014	(25,607,667)
					<u>(25,607,667)</u>

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2015年11月末日現在)

I 資産総額	合 計	1,029,643,566円
II 負債総額	合 計	22,391,122円
III 純資産総額（I－II）	合 計	1,007,252,444円
	（Aクラス）	436,664,157円
	（Bクラス）	501,143,399円
	（Cクラス）	565,835米ドル
IV 発行済口数	（Aクラス）	139,700口
	（Bクラス）	166,600口
	（Cクラス）	19,400口
V 1口当り純資産価格（III／IV）	（Aクラス）	3,126円
	（Bクラス）	3,008円
	（Cクラス）	29.17米ドル

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のもの（ただし、下記（ハ）をご参照下さい。）については本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者は、限られた議決権のみを有し、信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、信託証書第36条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、信託証書第37条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、信託証書第38条に基づき、ファンドの他の法域への移動を承認する場合、または信託証書第41条に基づき、信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、発行済受益証券数の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。

受益者がファンドに対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドに対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、管理会社が受託会社と協議の上、書面により事前の同意を与えた場合に限り譲渡することができます。管理会社または事務代行会社が受益証券の譲渡（自己名義への変更を含みます。）を許可することは予定されていません。管理会社は、いかなる者（米国人および制限付例外がありますがケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,795万円）で、2015年11月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約320万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選可能です。

死亡、辞任、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残りの取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するために、多数決により他の者を選任することができます。

いかなる会議においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出できるものとします。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会または取締役会は他の取締役を、また株主総会の場合は取締役以外の他の者であっても、当該会議の出席者の多数決で、暫定的議長として選任することができます。

さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネージャー1名およびジェネラル・マネージャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。具体的には、取締役会は、2013年法第7条の要件に基づき、管理会社の業務を効率的に遂行するために少なくとも2名の役員（以下「業務執行役員」といいます。）を任命します。

そのような任命は、取締役会がいつでも取り消すことができます。業務執行役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しません。任命された業務執行役員は、定款に規定されない限り、取締役会から付与された権限および義務を有します。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、口頭または書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくは証明可能なその他の電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、本人確認が可能な電話会議またはテレビ会議により取締役会に出席することができます。かかる通信手段は、取締役会に有効に参加することを確保する技術的要件を満たすものとし、取締役会の審議は中断されることなくネットワークに接続されるものとします。かかる通信手段により離れた場所で開催された取締役会は、管理会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとします。

取締役会は、取締役の半数が出席または他の取締役により代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。本人確認が可能なテレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数の計算においては出席とみなされるものとします。

すべての取締役が参加する電話会議は、すべての取締役の合意により、前述の他の規定に基づき適法に開催された取締役会とみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグの国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議事項が記載され各取締役が署名した単一または複数の書類によってこれを成立させることができます。かかる決議の日付は、最後に署名がなされた日とします。かかる書類は全体で決議を証明する議事録を構成します。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。ただし、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個人の行為によって管理会社を拘束することはできません。

法律または管理会社の定款により株主総会に明示的に留保されていないすべての権限は、取締役会の権限内にあるものとします。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行い、かつ管理会社の経営方針および目的を促進するための行為をなす権限を管理会社の業務執行役員に委任することができます。

管理会社は、2名の取締役の共同の署名または取締役会によりかかる権限が委任された他の者の自署により拘束されます。

(3) 役員および従業員の状況

(2015年11月末日現在)

氏名	管理会社役職名	その他の兼職
増田真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 デピュティ・ジェネラル・マネジャー
中野隆幸	取締役	野村證券株式会社 商品企画部 課長
ジャンフランソワ・カプラス (Jean-François Caprasse)	取締役兼 業務執行役員	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、 取締役
アラン・フレデリック・ クラチェット (Alan Frederick Crutchett)	取締役	-
ヴィルジニ・ラグランジュ (Virginie Lagrange)	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー
アーンスト・アンド・ヤン グ・ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) 2015年11月末日現在、管理会社の従業員は6名です。

2 【事業の内容及び営業の概況】

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とします。

管理会社は、2015年11月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しています。

(2015年11月末日現在)

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,418,871,422.69米ドル
		1	297,158,611.09ユーロ
		2	3,264,110,063.64豪ドル
		1	110,595,442.66カナダドル
		1	789,325,069.23ニュージーランドドル
		1	92,603,952.11英ポンド

ルクセンブルグ	その他のファンド	19	1,507,834,807.03米ドル
		7	163,548,620.50ユーロ
		13	470,870,623,186円
		9	818,354,640.83豪ドル
		4	50,569,690.72カナダドル
		5	310,159,008.55ニュージーランドドル
		3	19,770,107.57英ポンド
ケイマン諸島	その他のファンド	18	675,302,425.48米ドル
		1	379,552,411.78南アフリカ・ランド
		1	17,228,644.34ユーロ
		28	26,963,401,724円
		7	659,762,031.22豪ドル
		3	203,700,360.13ニュージーランドドル

ii) 管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ファンドの管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグで設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行う独占的な権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）ならびに受益証券1口当り純資産価格の計算についても責任を有します。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。適用ある法令に従い、受益者の損失に関する管理会社の責任は、受益者の損失が、管理会社の故意による懈怠、悪意、詐欺または過失または管理会社の義務の未必の故意に直接起因する場合に限定されます。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、（信託証書に基づくファンドの管理者の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関連するあらゆる訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金およびその他の財産から補償を受ける権利を有します。ただし、管理会社の故意による懈怠、悪意、詐欺もしくは過失、もしくは管理会社の義務の未必の故意による作為または不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に関する場合には適用されません。管理会社は、過去または現在の受益者から補償を受ける権利を有しません。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書により管理会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委託する権限を有しています。管理会社は、いずれかの受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。適用ある法に規定される事項を条件として、受任者もしくは再受任者の側の不適切な振る舞いまたは不履行に起因する損失につき、管理会社の故意による懈怠、悪意、詐欺もしくは過失、もしくは管理会社の義務の未必の故意による行為でない限り、一切責任を負いません。管理会社の職務の一部は、事務代行会社、販売会社および代行協会員に委託されています。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による事前の通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の管理者の任命後にのみ効力を生じるものとします。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理者を任命することができます。

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2016年1月12日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝127.86円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2015年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2015年３月31日		2014年３月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1年以内期限到来		401,155	51,292	432,756	55,332
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	11	8,050,201	1,029,299	7,788,467	995,833
		8,451,356	1,080,590	8,221,223	1,051,166
前払費用		18,750	2,397	29,489	3,770
資産合計		8,470,106	1,082,988	8,250,712	1,054,936
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	47,948	375,000	47,948
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,795	37,500	4,795
その他準備金	4	1,130,000	144,482	1,290,000	164,939
繰越損益	4	5,255,936	672,024	3,899,759	498,623
当期損益	4	633,681	81,022	1,196,177	152,943
		7,432,117	950,270	6,798,436	869,248
引当金					
納税引当金	5	807,746	103,278	1,222,740	156,340
		807,746	103,278	1,222,740	156,340
非劣後債務					
買掛債権					
1年以内期限到来	6	204,352	26,128	206,301	26,378
税金および社会保障債務					
税金債務		9,210	1,178	11,171	1,428
社会保障債務		16,681	2,133	12,064	1,543
		230,243	29,439	229,536	29,348

負債合計

8,470,106

1,082,988

8,250,712

1,054,936

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2015年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2015年 3 月31日終了年度		2014年 3 月31日終了年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	10、 11	379,754	48,555	242,513	31,008
人件費					
給与および賃金	9	811,587	103,770	757,768	96,888
給与および賃金にかかる 社会保障費	9	71,873	9,190	67,087	8,578
その他営業費用		25,000	3,197	10,417	1,332
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額		1,916	245	—	—
所得税	5	110,827	14,170	167,619	21,432
当期利益		633,681	81,022	1,196,177	152,943
費用合計		2,034,638	260,149	2,441,581	312,181
収益					
純売上高	1	2,025,472	258,977	2,275,971	291,006
金融固定資産からの収益	8	—	—	137,023	17,520
その他利息およびその他金融 収益					
関連事業から派生する金額	7、 11	9,166	1,172	28,587	3,655
収益合計		2,034,638	260,149	2,441,581	312,181

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2015年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

2014年3月31日現在の項目の一部は、比較のため、必要に応じて修正再表示されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3－払込済資本金

2015年3月31日および2014年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注４－準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2014年３月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759
前期の利益	—	—	1,196,177
資産税準備金の純取崩し	—	(305,000)	305,000
資産税準備金	—	145,000	(145,000)
2015年３月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2015年３月31日現在、配当不可能準備金は合計1,130,000ユーロであり、これは、2009年から2014年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2014年６月10日に行われた年次総会により、2008年の資産税準備金の全額である305,000ユーロが取り崩され、2014年度の資産税準備金として145,000ユーロが計上された。

注５－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注６－買掛債権

2015年３月31日および2014年３月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注７－その他利息およびその他金融収益

	2015年３月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年３月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益／（損失）	9,166	25,540
派生商品および為替契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	—	3,047
	9,166	28,587

注8－金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	—	136,762
受取配当金	—	261
	<u>—</u>	<u>137,023</u>

注9－スタッフ

2015年3月31日に終了した年度中、当社は6名を雇用していた。

2014年3月31日現在、当社の従業員は6名であった。

注10－その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
所在地事務報酬	119,250	25,000
コンサルタント報酬	45,224	—
海外規制費用	104,173	119,228
その他費用	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

注11－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

注12－運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2015年3月31日現在、約16,039百万ユーロである（2014年：15,250百万ユーロ）。

注13－受取保証

当社は2014年4月23日に、当社がオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法の第8条第3項に規定される自己資本規制を遵守するために必要である場合に、2.5百万ユーロを限度としてノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが加算金を支払うことを保証する無期限の保証状をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから受領した。保証状は、2015年3月27日をもって終了した。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		401,155	432,756
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	11	8,050,201	7,788,467
		<u>8,451,356</u>	<u>8,221,223</u>
PREPAYMENTS		<u>18,750</u>	<u>29,489</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>8,470,106</u></u>	<u><u>8,250,712</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
Legal reserve	4	37,500	37,500
Other reserves	4	1,130,000	1,290,000
Profit or loss brought forward	4	5,255,936	3,899,759
Profit or loss for the financial year	4	633,681	1,196,177
		<u>7,432,117</u>	<u>6,798,436</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	807,746	1,222,740
		<u>807,746</u>	<u>1,222,740</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	6	204,352	206,301
Tax and social security debts			
Tax debts		9,210	11,171
Social security debts		16,681	12,064
		<u>230,243</u>	<u>229,536</u>
TOTAL (LIABILITIES)		<u><u>8,470,106</u></u>	<u><u>8,250,712</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2015
 (expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>
CHARGES			
Other external charges	10, 11	379,754	242,513
Staff costs			
Salaries and wages	9	811,587	757,768
Social security on salaries and wages	9	71,873	67,087
Other operating charges		25,000	10,417
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings		1,916	---
Income tax	5	110,827	167,619
Profit for the financial year		633,681	1,196,177
TOTAL CHARGES		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>
INCOME			
Net turnover	1	2,025,472	2,275,971
Income from financial fixed assets	8	---	137,023
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	7, 11	9,166	28,587
TOTAL INCOME		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2015

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

When necessary, some captions as at March 31, 2014 have been restated to allow comparison.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2015 and 2014, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759
Previous year 's profit	---	---	1,196,177
Net release of net worth tax reserve	---	(305,000)	305,000
Net worth tax reserve	---	145,000	(145,000)
Balance as at March 31, 2015	37,500	1,130,000	5,255,936

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2015, the non-distributable reserve amounted EUR 1,130,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2009 to 2014.

As per Annual General Meeting held on June 10, 2014, the 2008 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 305,000 while a net worth tax reserve of EUR 145,000 was constituted for 2014.

Note 5 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 6 – Trade creditors

As at March 31, 2015 and 2014, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Other interest and other financial income

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	9,166	25,540
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	---	3,047
	<u>9,166</u>	<u>28,587</u>

Note 8 – Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Net realised gain on financial fixed assets	---	136,762
Dividend received	---	261
	<u>---</u>	<u>137,023</u>

Note 9 – Staff

During the year ended March 31, 2015 , the Company has employed 6 persons.

The Company had 6 employees as of March 31, 2014.

Note 10 – Other external charges

Other external charges comprises:

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>
Domiciliation fees	119,250	25,000
Consultancy fees	45,224	---
Overseas regulation fees	104,173	119,228
Other charges	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

Note 11 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2015 and 2014. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2015 and 2014 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

Note 12 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 16,039 million as at March 31, 2015 (2014: EUR 15,250 million).

Note 13 – Guarantee received

On April 23, 2014, the Company received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company would need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers. The guarantee letter was terminated with effective date on March 27, 2015.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c. 日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2016年1月12日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝127.86円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2015年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2015年 9月30日		2014年 9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1 年以内期限到来		348,077	44,505	417,052	53,324
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	10	8,513,112	1,088,487	7,664,982	980,045
		8,861,189	1,132,992	8,082,034	1,033,369
前払費用		6,250	799	—	—
資産合計		8,867,439	1,133,791	8,082,034	1,033,369
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	47,948	375,000	47,948
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,795	37,500	4,795
その他準備金	4	965,000	123,385	1,290,000	164,939
繰越利益	4	6,054,617	774,143	5,095,936	651,566
当期利益		321,763	41,141	311,425	39,819
		7,753,880	991,411	7,109,861	909,067
引当金					
納税引当金	5	894,682	114,394	788,887	100,867
		894,682	114,394	788,887	100,867
非劣後債務					
買掛債権					
1 年以内期限到来	6	186,903	23,897	159,718	20,422
税金および社会保障債務					
税金債務		9,512	1,216	9,519	1,217
社会保障債務		22,462	2,872	14,049	1,796
		218,877	27,986	183,286	23,435

負債合計	8,867,439	1,133,791	8,082,034	1,033,369
------	-----------	-----------	-----------	-----------

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2015年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2015年9月30日に 終了した期間		2014年9月30日に 終了した期間	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	9、10	139,241	17,803	143,491	18,347
人件費					
給与および賃金	8	374,239	47,850	423,765	54,183
給与および賃金にかかる 社会保障費	8	28,810	3,684	27,536	3,521
その他営業費用		12,500	1,598	12,500	1,598
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額	7、10	12,663	1,619	6,157	787
所得税	5	86,936	11,116	91,968	11,759
当期利益		321,763	41,141	311,425	39,819
費用合計		976,152	124,811	1,016,842	130,013
収益					
純売上高	1	976,152	124,811	1,016,842	130,013
収益合計		976,152	124,811	1,016,842	130,013

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2015年9月30日に終了した期間

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

2014年9月30日現在の項目の一部は、比較のため、必要に応じて修正再表示されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期会計期間中に支払われるが当期会計期間に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3－払込済資本金

2015年9月30日および2014年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注４－準備金および繰越利益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2015年３月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936
前期の利益	—	—	633,681
資産税準備金の純取崩し	—	(340,000)	340,000
資産税準備金	—	175,000	(175,000)
2015年９月30日現在残高	37,500	965,000	6,054,617

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2015年３月31日現在、配当不可能準備金は合計1,130,000ユーロであり、これは、2009年から2014年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2015年６月９日に行われた年次総会により、2009年の資産税準備金の全額である340,000ユーロが取り崩され、2015年度の資産税準備金として175,000ユーロが計上された。

注５－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注６－買掛債権

2015年９月30日および2014年９月30日現在、残高は、未払いのコンサルタント報酬、給与に関する積立金および所在地事務報酬で構成されていた。

注７－利息およびその他金融費用

	2015年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2014年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益／（損失）	(10,963)	(6,157)
短期預金契約に係る受取／（支払）利息	2,177	—
当座預金口座に係る受取／（支払）利息	(3,877)	—
	(12,663)	(6,157)

注８－スタッフ

2015年９月30日および2014年９月30日に終了した期間中、当社は６名を雇用していた。

注９－その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2015年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2014年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)
所在地事務報酬	58,500	50,000
海外登録費用	42,473	43,641
その他費用	38,268	49,850
	<u>139,241</u>	<u>143,491</u>

注10－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2015年9月30日および2014年9月30日に終了した期間の当座預金口座の利息は、ゼロまたはマイナスであった。短期預金契約は、2015年9月30日に終了した期間に受取利息が生じた。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客と同様のスプレッドを差し引いた後の利率であった。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2015年9月30日および2014年9月30日に終了した期間につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

4【利害関係人との取引制限】

受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運営を害するようなファンドに対する取引、例えば管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。

5【その他】

(1)定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、定款を変更する方法により採択された株主総会の決議が必要です。

(2)事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

(3)出資の状況

該当事項はありません。

(4)訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

① 名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

② 資本金の額

2015年12月末日現在、500,000ユーロ（約6,393万円）（払込済株式資本）

③ 事業の内容

受託会社は、1998年2月27日、ケイマン諸島で設立された免除会社です。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管会社および投資信託管理者として行為する認可をケイマン諸島当局から得ています。

(2)保管会社および事務代行会社

① 名称

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

② 資本金の額

2015年12月末日現在、28,000,000ユーロ（約35億8,008万円）

③ 事業の内容

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグの法に基づき1990年2月2日に公開有限責任会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3)販売会社および代行協会員

① 名称

野村證券株式会社

② 資本金の額

2015年12月末日現在、100億円

③ 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2015年12月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4)為替ヘッジコンサルタント

① 名称

ノムラ・アセット・マネジメント・USA インク
(Nomura Asset Management U.S.A. Inc.)

② 資本金の額

2015年11月末日現在、41,267,845米ドル（約48億6,135万円）

③ 事業の内容

ノムラ・アセット・マネジメント・USA インクは、ノムラ・キャピタル・マネジメント（U.S.A.）インクとして1988年にニューヨークにおいて設立され、1997年10月1日にノムラ・アセット・マネジメント（U.S.A.）インクと合併し、現在の名称となりました。ノムラ・アセット・マネジメント・USA インクは、野村アセットマネジメント株式会社の全額出資会社です。野村アセットマネジメント株式会社は日本において先駆的な投資顧問会社であり、投資運用業務と投資助言・代理業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づき、認可された投資信託管理者であり、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2015年改訂済）第5(2)条に基づく適用除外者として登録されています。

受託会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。受託会社がファンドに関連して有価証券投資業務を行う限りにおいて、受託会社は、ファンドの資産に関して受託者として本債券に投資を行うことまたはその他の投資決定を行うことが受託者としての職務の遂行に必要な場合または付随する場合を除き、有価証券投資業務を行いません。

受託会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。適用ある法令に従い、受益者の損失に関する受託会社の責任は、受益者の損失が、受託会社の故意による懈怠、悪意、詐欺または過失または受託会社の義務の未必の故意に直接起因する場合に限定されます。受託会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

受託会社は、（信託証書に基づくファンドの受託者の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関連するあらゆる訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金およびその他の財産から補償を受ける権利を有します。ただし、受託会社の故意による懈怠、悪意、詐欺もしくは過失、もしくは受託会社の義務の未必の故意による作為または不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に関する場合には適用されません。受託会社は、過去または現在の受益者から補償を受ける権利を有しません。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、受託会社は、信託証書により受託会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委託する権限を有しています。受託会社は、いずれかの受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。適用ある法に規定される事項を条件として、受任者もしくは再受任者の側の不適切な振る舞いまたは不履行に起因する損失につき、受託会社の故意による懈怠、悪意、詐欺もしくは過失、もしくは受託会社の義務の未必の故意による行為でない限り、一切責任を負いません。

受託会社は、管理会社に対する60日以上前の書面による事前の通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の受託者の任命後にのみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行い、または、（任意か強制かを問わず）清算手続に入った後、当該通知の受領日または清算開始から30日以内に後任の受託者を決定し任命することができない場合、受託会社および管理会社は、後任の受託者を任命するため、直ちに全受益者の会議を招集します。受益者は、随時受益者の決議をもって、受託会社を解任し後任の受託者を任命することができます。

(2)保管会社・事務代行会社

保管会社および事務代行会社は、その登記上の本店を、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟（Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg）に有しており、ルクセンブルグ大公国の法において、また同法に基づく株式会社として組織された銀行であり、1990年2月2日に設立されました。

保管契約は、保管会社が随時受領するすべての投資を、その帳簿のファンド用分離口座に記録および保持し、すべての投資対象（投資対象に関する証券および権原に関する書類を含みます。）が保管会社の金庫に保管されまたは安全な保管を行うために自己が適当とみなす自己の指図によるその他の方法により保有されるよう手配するものとし、保管会社が、ファンドの口座のために随時受領するすべての現金をファンド用分離口座に保管し、そのようにして受領されたすべての現金を安全に保管する義務を負い、かつファンドの口座のための授權された投資を行うためおよび一定のその他の支払のため、受託会社の要求によりファンドの口座から現金の支払を行うものとする旨を規定しています。

保管会社は、保管契約に基づき、その任務を遂行するにあたり、保管会社もしくは保管会社が任命した代理人側がなした故意による懈怠、詐欺、もしくは過失によらない作為もしくは不作為について、または保管契約に基づき、もしくは保管契約に従い、保管会社の職務の履行によって受託会社が受けるもしくは被る損失もしくは被害について、受託会社に対し責任を負いません。

保管契約に基づき、受託会社は、ファンドに関するその任務を遂行するにあたり保管会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費およびあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（保管会社または保管会社が任命した代理人側の故意による懈怠、詐欺、または過失によるものを除きます。）に関し、ファンド資産から保管会社を補償します。

事務代行会社はファンドに関し、会計、純資産評価サービス、受益証券の発行登録および譲渡サービスを提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って通常、会計士、登録機関および名義書換代理人が行うその他すべての管理業務一般を遂行します。

事務代行会社契約に基づき、事務代行会社は、事務代行会社の義務もしくは任務の履行によって受けるもしくは被る損失もしくは被害について、その従業員または代理人の側に故意による懈怠、詐欺、または過失がない場合、責任を負いません。管理会社は、事務代行会社契約に従ってファンドに関する義務を遂行するにあたり事務代行会社に対して課され、発生したまたは主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費またはあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（事務代行会社の側の、もしくはその従業員もしくは代理人の側の故意の不履行、詐欺もしくは過失によるものを除きます。）に関しファンドの資産から事務代行会社を補償することに同意します。

(3) 販売会社・代行協会員

代行協会員契約に基づき、代行協会員は、JSDAが昭和48年12月4日に採択した外国証券の取引に関する規則（その後の改正を含みます。）（以下「規則」といいます。）に規定される日本における代行協会員としての資格において、以下の業務を遂行します。

- (a) 受益証券1口当り純資産価格を日本において公表すること。
- (b) 適用ある日本の法令またはJSDAの上記規則の規定に基づき随時作成を要求される目論見書および運用報告書等を販売会社に送付すること。
- (c) 受益証券が、JSDAの規則に規定される外国投資信託受益証券の選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。
- (d) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随したまたは必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員が提供するであろう役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとします。

(4) 為替ヘッジコンサルタント

為替ヘッジコンサルタント契約に従い、信託証書の条項、ファンドの投資目的ならびに投資方針および投資ガイドラインに基づき、かつ、本書に規定される投資制限に基づき、為替ヘッジコンサルタントは、受託会社に対し、Aクラス受益証券に係るファンドの為替ヘッジ取引に関して、アドバイスを提供します。

為替ヘッジコンサルタントならびにその取締役、役員、従業員および代理人（以下「為替ヘッジ関連被補償当事者」と総称します。）は、為替ヘッジコンサルタント契約に基づく為替ヘッジ関連被補償当事者の義務の履行によって為替ヘッジ関連被補償当事者が受けるあらゆる訴訟行為、経費、請求、損失、合理的な費用または要求について、ファンドの資産から補償を受けるものとします。ただし、かかる為替ヘッジ関連被補償当事者の故意による懈怠、詐欺または重大な過失による作為または不作為に起因する訴訟行為、経費、請求、損失、費用または要求に関する場合を除きます。

為替ヘッジコンサルタントならびにその取締役、役員、従業員および代理人の故意による懈怠、詐欺または重大な過失がない場合、為替ヘッジコンサルタントは、為替ヘッジコンサルタント契約に基づいて為替ヘッジコンサルタントまたはその取締役、役員、従業員もしくは代理人が提供した役務によるまたはこれに関連した作為または不作為について責任を負いません。ただし、為替ヘッジコンサルタント契約のいかなる内容も、ファンドまたは受託会社が、適用ある法律に基づいて有する法的権利または救済手段を放棄する意図はなく、かつ放棄することはありません。

3 【資本関係】

上記に記載された他は、管理会社とその他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2013年改訂済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法（2013年改訂済）、会社管理法（2003年改訂済）または地域会社（管理）法（2015年改訂済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、適用除外を受けるかなりの数の未登録のファンドが存在する。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託とは、その受益権に関する投資者が15名以内であり、（場合により）その過半数によって投資信託の取締役、受託会社またはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島において設立されたものでない特定の投資信託であって、ケイマン諸島において公衆に対する勧誘を行っているものである。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を記述した法定の様式（MF 3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に依りて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託それぞれにより投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を要約して作成された目論見書が法定様式（MF 2およびMF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判を得た者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われること、ならびに投資信託がケイマン諸島で設立または設定されたものでない場合、CIMAが認可した

国または領域において設立または設定されることという要件を満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条第3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
 - (iii) 投資信託が「マスター・ファンド」（ミューチュアル・ファンド法に定義される。）であり、かつ
 - (A) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) 上記(i)および(ii)の類型に該当する投資信託は、投資信託とサービス提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF1）、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記(iii)の類型に該当する「マスター・ファンド」の場合には、販売書類が存在しない場合は、かかるマスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ゼネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延期することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。

管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信

託に対して主たる事務所を提供し、または（会社かユニット・トラストかにより）受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得したまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー（場合による）の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改正）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者

の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社－存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改正）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 発行される株式は、額面株式または無額面株式である（ただし、いずれか一方とする。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は、資本から株式の償還または買戻しをすることができる。しかし、資本から支払った後においても、会社は通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち支払能力を有していなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に一定の期間内に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法（2013年改訂済）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少数数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免税リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（個人、法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ゼネラル・パートナーは、例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的に業務に参加するなどの場合を除いては、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法律上の義務（パートナーシップ契約においてこれと異なる規定がある場合はそれに従う）を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法（2013年改正）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) リミテッド・パートナーの氏名および住所、リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップに参加する日付ならびにリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップを終了する日付の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている住所における登録事務所に、記録を維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、税務情報局法（2014年改正）に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにかかる出資金の返金額および返金日を記載した記録を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (vi) 有効な通知が交付された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間を上限とした期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託が、その投資者もしくは債権者にとって不利益となる方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- (a) 投資信託の免許を取消すこと、または第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
 - (d) 業務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告を行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改正）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグラントコートにより解散されるようにグラントコートに申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグラントコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグラントコートに申し立てること。
 - (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラントコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グラントコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グラントコートは受託会社に対して投資信託資産からグラントコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止またはファンドが解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託の免許を取り消すことまたは第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消することができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立をすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止または投資信託管理者が解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主たる事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。
 - (iv) 規制投資信託の業務に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立を行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の業務を終了させる権限をも含む。

- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改正）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグラントコートにより解散されるようにグラントコートに申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラントコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまったとCIMAが認める場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法（2013年改訂済）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1 CIMAではない以下の者が解散の申立をなした場合

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許を受けた投資信託管理者
- (c) 常に規制投資信託である者
- (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者

CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立に係る審尋に出頭することができる。

9.2 解散の申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。

9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなす。

- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者の債権者集会に出席すること。
- (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
- (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要なとするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

- (b) それらの場所またはその場所にいる者を検索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して検索すること。
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する業務。
- (c) 投資信託管理者に関する業務。

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改正）または犯罪収益法（2014年改正）および薬物濫用法（2014年改正）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合（特に合同監視）。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の不法行為責任が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実証明

民事上の不法行為責任は、事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しても生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改正）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、契約解除に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- (i) 重要な不実の表明が意図的になされた。
- (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたると考えられるため、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を発生せしめないと考えられるが、現存の事実の表明となる方法で文言が作成され、それが誤りである場合には、不実の表明となりうる。

11.5 契約責任

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に對し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと結ぶので、ファンド（または受託会社）は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改正）第257条

会社の役員（あるいはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の業務について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、その者は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改正）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、その者が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 两条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2015年改正）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを同意なく個人的利益のためあるいは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 解散

13.1 会社

会社の解散は、会社法（2013年改正）、2008年公司清算規則および会社の定款に準拠する。解散は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている（参照：上記第7.17(c)項）。剰余資産は、もしあれば、信託証書の当該規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：上記第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを清算する責任を負っている。パートナーシップの清算後、ゼネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免税リミテッド・パートナーシップ登記官宛に解散届を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島における投資信託に対してまたはケイマン諸島における投資信託により行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して約定を取得することができる（上記第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含む。）（以下合わせて「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - (iv) 本規則、会社法（2013年改正）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはそのインベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「インベストメント・アドバイザー」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供するために、当該投資信託によりまたはこれを代理して任命された事業体をいうが、かかる事業体により任命された副インベストメント・アドバイザーは含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2015年改訂済）別紙2第3項に記載される活動が含まれる。
- (b) インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提供者に通知しなければならない。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）の事前の承認を得なければならない。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければならない。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載された投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 現在、本規則は、一般投資家向け投資信託のインベストメント・アドバイザーが、ユニット・トラストまたは会社のいずれに対して助言を行っているかを区別している。これは、この区別に応じて、インベストメント・アドバイザーに対して異なる投資制限が適用されるためである。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合において、本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーがかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 当該一般投資家向け投資信託を代理して空売りを行うすべての証券の総額が当該投資信託の純資産総額を超える場合、このような証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託を代理して行う借入の総額が当該投資信託の純資産総額の10%を超える場合、このような借入を行ってはならない。ただし、(A)特殊な状況（一般投資家向け投資信託が他の投資信託、投資ファンドまたは他の種類の投資信託スキームと合併される場合を含むがこれに限定されない。）において、12ヶ月を超えない期間については、本項における借入制限を超過することができ、また(B)(I)一般投資家向け投資信託の目的がその証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産（不動産に対する権利を含む。）に投資することにある場合で、かつ(II)当該投資信託の資産の健全な運用の確保または当該投資信託の投資者の権利保護のためにかかる制限を超過する借入が必要であるとインベストメント・アドバイザーが判断する場合においては、本項における借入制限を超過することができる。
 - (iii) 投資会社ではないある会社の株式に関して、インベストメント・アドバイザーが運営するすべての投資信託の投資分とあわせて、かかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (iv) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易でない投資の場合、一般投資家向け投資信託の保有するかかる投資の総額がその純資産総額の15%を超える投資を行ってはならない。ただし、かかる投資対象の評価方法が当該投資信託の目論見書に明確に開示されている場合、インベストメント・アドバイザーによる当該投資対象の取得は制限されない。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。

- (vi) インベストメント・アドバイザー自身またはインベストメント・アドバイザーの取締役を相手に取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合において、本規則第21条(5)項はインベストメント・アドバイザーがかかる会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - (i) 投資会社ではないある会社の株式に関して、当該一般投資家向け投資信託の投資分がかかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託により発行された証券を取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項において、会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者が以下のいずれかに該当する場合、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項は、一般投資家向け投資信託を代理するインベストメント・アドバイザーがかかる会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者の株式、証券、権利またはその他の投資持分の一部または全部を取得することを妨げるものではない旨が規定されている。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたは他の種類の投資信託スキームである場合。
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンドまたは会社もしくは事業体からなる他の類似の構造もしくはグループの一部である場合。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略の一部または全部を直接的に推進する特別目的事業体である場合。
- (h) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメント・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で提供されなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
- (v) 監査人の氏名および住所。
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) インベストメント・アドバイザー（下記事項を含む）。
 - (A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザーの登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2015年1月30日	有価証券報告書（第7期）
2015年4月28日	半期報告書（第8期中）

第5【その他】

記載すべき事項はありません。

別紙1

本債券に関する追加規定

パートA

1. インデックス

A. インデックスの構成

ゴテックス／ノムラ・レバレッジド・インデックス 2（以下「インデックス」といいます。）は、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットにおける想定上の投資により構成されます。

インデックスの価値は、決定代理人により各計算日に決定されます。決定代理人によってなされたすべての決定は、明白な誤りがない限り拘束力を持ちます。

インデックスを構成するゴテックス・ノムラMNファンドのユニットとローン・ユニットの割合は、下記のとおりダイナミック・レバレッジ・メカニズム（以下「配分メカニズム」といいます。）に従い、常に変化し、決定代理人により決定されます。

発行日後の最初の取引日（以下「行使日」といいます。）におけるインデックスの配分は、以下のようになります。

- (i) ゴテックス・ノムラMNファンドのユニット2.000000(NFU_0)、および
- (ii) ローン・ユニット1.000000(NLU_0)

B. インデックスの価値

行使日におけるインデックスの価値($Index_0$)は1.000000に等しいものとなります。

その後のいかなる計算日におけるインデックスの価値および構成は以下の要素に応じ変化します。

- (i) ゴテックス・ノムラMNファンドのユニット価格（以下に定義します。）の変化
- (ii) 費用および手数料（債券管理費用（以下「NMP」といいます。）（以下に詳述されます。）を含みます。）の想定上の控除
- (iii) ローン・ユニットの借入費用
- (iv) 配分メカニズム（下記2.に記載されています。）の適用により生じた変化

その後のいかなる計算日におけるインデックスの価値($Index_t$)は、小数点第6位未満を四捨五入した数とし、下記の計算式により計算されます。

$$Index_t = NFU_t \times F_t - NLU_t$$

ただし、

NFU_t は、かかる計算日におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニット数、

F_t は、かかる計算日におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニット価格、

NLU_t は、かかる計算日におけるローン・ユニットの数とします。

「ゴテックス・ノムラMNファンドのユニット」とは、行使日において1.000000米ドルの価格のゴテックス・ノムラMNファンドの想定ユニットをいいます。

「ゴテックス・ノムラMNファンドのユニット価格」については、行使日におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニット価格(F_0)は、1.000000米ドルとなるものとします。

その後のいかなる計算日（以下「 F_t 」といいます。）において、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニット価格は下記の計算式で計算される、小数点第6位未満を四捨五入した額とします。

$$F_t = F_{t-1} \times \frac{NAV_t}{NAV_{t-1}}$$

ただし、

NAV_t は、かかる計算日におけるゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格とします。

NAV_{t-1} は、かかる計算日の直前の計算日におけるゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格とします。

F_{t-1} は、かかる計算日の直前の計算日におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニット価格とします。

「ローン・ユニット」とは、1.000000米ドルの想定ユニットをいいます。

C. 費用および手数料の控除

NMPは、 NFU_t および NLU_t をそれぞれ以下の数値に乘じて計算され、計算日に控除されます。

$$1 - NMP / Index_{t-1} \times n / 365$$

ただし、

NMPは債券管理費用とし、本書中の本債券の要項に記載されている価値に等しいものとなります。

$Index_{t-1}$ は、計算日の直前の計算日のインデックス値です。

n は、計算日の直前の計算日（その日を除きます。）からかかる計算日まで（その日を含みます。）の暦日数です。

D. 借入費用控除

いかなる計算日についても、残存するローン・ユニット数は、直前の計算日(その日を含みます。)から当該計算日まで(その日を除きます。)において発生し本書中の本債券の要項に記載されている借入費用に等しいレートで計算される利息額の分、各計算日において増加します。いかなる時も残存ローン・ユニット数は、インデックス値から差し引かれるものとなります。

2. 配分メカニズム

配分メカニズムの下では、いかなる計算日においてもインデックス内のレバレッジは計算され、下記のとおりレバレッジ比率と比較されます。ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットへの配分は、必要に応じて配分メカニズムに従いバランスを保つように再配分されます。配分メカニズムから生じるインデックス内の配分の調整は、下記のとおりゴテックス・ノムラMNファンドのユニットにつき、想定買付注文および想定買戻注文を行うことにより行われます。

下記に詳述のとおり、レバレッジ比率は、配分メカニズムに従い、インデックス内のゴテックス・ノムラMNファンドのユニットへの配分を決定するためにいかなる時も用いられます。さらに、インデックス内のローン・ユニットの額（すなわち、レバレッジ）は、行使日から行使日後の第2計算日までの期間で徐々に増加し、目標レバレッジ比率（下記に記載されます。）は3.00まで増加します。最大レバレッジ比率、最小レバレッジ比率および目標レバレッジ比率は、下記のとおり定義されます。

計算日における最大レバレッジ比率 = (a) 行使日：2.10
 (b) 行使日後の第1計算日：2.60
 (c) 行使日後の第2計算日（同日を含みます。）から評価日（同日を含みません。）まで：3.10

計算日における最小レバレッジ比率 = 最大レバレッジ比率 - 0.20

計算日における目標レバレッジ比率 = 最大レバレッジ比率 - 0.10

A. 当初配分

ゴテックス・ノムラMNファンドへの当初配分は、インデックス値の200%であり、行使日におけるインデックス内のゴテックス・ノムラMNファンドのユニット2.000000に相当します。

ローンへの当初配分は、100%であり、行使日におけるインデックス内のローン・ユニット1.000000に相当します。

B. 継続的配分

計算日に関し、行使日（同日を含みます。）から評価日（同日を含みません。）までの期間におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットへの配分は、下記のとおり決定されます。

1. かかる計算日において、実質レバレッジ比率（以下「Ratio」といいます。）は下記の計算式により計算されます。

$$\text{Ratio}_t = \text{NFU}_t \times F_t / \text{Index}_t$$

ただし、

NFU_t は、かかる計算日におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニット数とします。

F_t は、かかる計算日におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニット価格とします。

Index_t は、現計算日におけるインデックス値とします。

2. Ratioが計算される計算日において、

・ Ratio > 最大レバレッジ比率

または

・ Ratio < 最小レバレッジ比率

である場合には、想定買付注文または想定買戻注文（それぞれ以下に定義します。）が、取引可能な次の取引日において、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットへの配分のインデックス値に対する割合を下記記載の数値に可能な限り近づけるよう調整するために行われます。

100% × 目標レバレッジ比率

ただし、かかる想定買付注文および想定買戻注文は、かかる計算日における未処理買付注文または未処理買戻注文（それぞれ以下に定義します。）を差引いたものとなるよう調整されます。

決定代理人により完了したと判断されたゴテックス・ノムラMNファンドのユニットの買付けの結果生じる想定買付金は、ローン・ユニット数を増加させた想定借入額により賄われます。ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットへの想定上の投資に利用できるローン・ユニットの最高総数は、最高ローン・ユニット（6.00と等しいです。）と等しくなります。

決定代理人により完了したと判断された想定買戻注文によるゴテックス・ノムラMNファンドのユニットの売却の結果生じる想定手取り金は、未処理想定借入額の返済（ローン・ユニット数の減少により行われます。）に用いられます。

想定買付注文および想定買戻注文は、取引可能な次の取引日に「先渡」ベースで実行されるため、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットへの実質配分は、行使日を除く計算日の目標配分と完全に同一とはならないことが予想されることに留意しなければなりません。ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットの想定買付および買戻から生じる想定決済額上のキャッシュ・フローのミスマッチについても、また、下

記のインデックスの調整の可能性に記載される状況下においても、インデックスの構成要素の調整が行われま

す。

3. 上記2.に記載の計算式に規定される条件が満たされない場合には、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットへの配分の調整は行われません（下記のインデックスの調整の可能性に記載される状況下における適用ある費用および手数料を除きます。）。
4. 上記にかかわらず、残存するゴテックス・ノムラMNファンドのユニットすべてが満期償還取引日に想定買戻されることを目標に、想定買戻注文が、かかるすべてのゴテックス・ノムラMNファンドのユニットについて評価日前に行われます。

「想定買戻注文」とは、計算日につき、ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の実質保有者がかかるゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の買戻しを行うことができる翌取引日におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニットの買戻しの想定注文です。疑義を避けるため付け加えると、想定買戻注文は想定買戻されるゴテックス・ノムラMNファンドのユニット数で定義されます。

「想定買付注文」とは、計算日につき、ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の実質投資家がかかるゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の申込を行うことができる翌取引日におけるゴテックス・ノムラMNファンドのユニットの買付けのための想定注文です。疑義を避けるため付け加えると、想定買付注文は申込が行われるゴテックス・ノムラMNファンドのユニットの想定額で定義されます。

「未処理買戻注文」とは、計算日に関し、想定買戻注文に基づき買戻されるゴテックス・ノムラMNファンドのユニットの総数のうち、決定代理人の見解（ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の実質保有者が利用することができる流動資産に基づきます。）において、かかる計算日以前に完全に執行されていないものをいいます。

「未処理買付注文」とは、計算日に関し、想定買付注文に基づきゴテックス・ノムラMNファンドのユニットに投資される総額のうち、決定代理人の見解において、かかる計算日以前に完全に執行されていないものをいいます。

3. インデックスの調整の可能性

本書の規定にかかわらず、下記の条件に該当する場合には、決定代理人は、その単独の裁量により、計算日にかかるインデックス値ならびにインデックスを構成するゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットの数を調整することができます。

- (a) 行使日（同日を含みます。）から評価日（同日を含みます。）までの間いつでも、募集書類に規定されるゴテックス・ノムラMNファンドのパフォーマンスまたは成功報酬に関し、ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券に平準法が適用された場合
- (b) ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の保有者により行われた買戻または買付注文が完全に執行できない場合
- (c) 計算日において決定代理人により執行済と判断された想定買付注文または想定買戻注文について、かかる計算日のインデックス値の計算に関し用いられるゴテックス・ノムラMNファンドの純資産価格が、ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の買付けまたは買戻しを行うゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の保有者により実現された実際の約定価格と異なる場合
- (d) ゴテックス・ノムラMNファンドが、どのような種類のものであれ、申込または買戻手数料を請求した場合
- (e) ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の分割、併合もしくは再分類、またはゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の保有者に対する配当金の支払もしくは発行もしくは類似の支払もしくは発行が行われた場合
- (f) ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の発行者によりゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の払込請求または買戻しが行われた場合
- (g) ゴテックス・ノムラMNファンドに係る投資証券の価値に希釈または集中の効果を与える事象が生じた場合

疑義を避けるため付け加えると、上記(a)から(g)の決定は、決定代理人の単独の裁量によるものとします。終了事由またはインデックスの調整の可能性が内在する事象が発生し、またはかかる事象が連続する場合（同時に生じた場合）、決定代理人は、その合理的な裁量により、かかる事象または連続する事象が、本債券の目的上、終了事由またはインデックスの調整の可能性に該当するか否かを決定します。

パートB

終了事由

下記に掲げる事由は、決定代理人がその単独の裁量で、かかる事由が本債券または本債券発行会社に対して重要な影響を及ぼしたまたは及ぼすと予測されると判断した場合、終了事由を構成します（本債券発行会社がヘッジするリスクまたは本債券に基づいて負う負債を効果的にヘッジする能力に関する変更を含みますが、これらに限られません。）。終了事由の発生後、決定代理人は、かかる事由の発生および期待される措置について、ゴテックス・ノムラMNファンドのモニターに対し直ちに通知します。

- (a) ゴテックス・ノムラMNファンドが存在しなくなった場合または解散、公的管理または清算の申請がなされた場合。

- (b) ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社またはゴテックス・ノムラMNファンドの保管会社が辞任、移転、消滅もしくは解散、公的管理または清算の申請または決議がなされ、決定代理人が合意する合理的な後任がいらない場合。
- (c) ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャー、事務代行会社または保管会社が決定代理人の合理的な同意なく変更した場合。
- (d) ゴテックス・ノムラMNファンドが投資ガイドラインを遵守していない旨が記載された書面による通知または月次のコンプライアンス報告が配付され、ゴテックス・ノムラMNファンドが（i）90暦日以内にかかる不遵守の解決が合理的に期待できる場合に、10本債券営業日以内にかかる不遵守を解決する商業的に合理的な計画を提出できない場合、（ii）その条項に従い、かかる不遵守を解決する商業的に合理的な計画を実施できない場合、（iii）90暦日以内にかかる不遵守を解決できない場合。
- (e) ゴテックス・ノムラMNファンドを構成する文書および法的構成につき、決定代理人の合理的な同意なく重要な変更がある場合。
- (f) 募集書類に記載されている投資目的またはゴテックス・ノムラMNファンドの投資ガイドラインにつき、決定代理人の合理的な同意なく重要な変更がある場合。
- (g) （i）レバレッジ比率が、最小レバレッジ比率を下回るか、もしくは最大レバレッジ比率を超える場合（以下「レバレッジ比率違反」といいます。）、決定代理人がゴテックス・ノムラMNファンドの持分の月次毎の買付けもしくは買戻しができない場合、または（ii）レバレッジ比率違反が存在せず、決定代理人が、募集書類に従い、ゴテックス・ノムラMNファンドの持分を買付けもしくは買戻しができない場合。
- (h) ゴテックス・ノムラMNファンドの持分を買戻す旨をゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーが指示した場合。
- (i) ゴテックス・ノムラMNファンドまたはゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーの活動もしくはゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社またはゴテックス・ノムラMNファンドの保管会社につき法律違反の疑いがあり、またはそれらが規則または規制の違反その他の類似の理由で規制機関の調査対象となっている場合。
- (j) 本債券発行会社または決定代理人に適用される課税、財務または規制制度に変更がある場合で、継続的に本債券上の義務を履行した結果、本債券発行会社または決定代理人または本債券に重大かつ不利な影響を及ぼす場合。
- (k) ゴテックス・ノムラMNファンドまたはゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャー、ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社またはゴテックス・ノムラMNファンドの保管会社（該当する場合）が何らかの理由で法定の権限または資格を無効にされたまたは剥奪された場合。
- (l) ゴテックス・ノムラMNファンドが、報告義務（募集書類に記載されます。）に違反し、決定代理人が、ゴテックス・ノムラMNファンドの投資マネージャーに対し、かかる違反の通知後5本債券営業日以内にかかる違反が解決されない場合。

パートC

流通市場

パークレイズ・バンク PLCの顧客として承認された機関の相手方（以下「承認済相手方」といいます。）からの流通市場取引の要請により、パークレイズ・バンク PLCは、取引日（以下「月次流通市場取引日」といいます。）において、流通市場における本債券の流動性を提供することを、以下を条件として合意します。

- (a) 本債券発行会社は、その単独の裁量により判断された正常な市況の下でのみ、かかる月次流通市場の流動性を提供することを求められます。疑義を避けるため付け加えると、終了事由もしくは継続する市場中断事由の発生が異常市況を構成する可能性があります。
- (b) 承認済相手方からの価格提示および流通市場における取引の要請は、最低1券面についてでなければなりません。
- (c) 要請のあった流通市場取引の総計は、同規模のゴテックス・ノムラMNファンドの買付けまたは買戻しがなされる場合にゴテックス・ノムラMNファンドの買付けまたは買戻しに対し（募集書類に基づき）制約が付されるであろう大規模（決定代理人の単独の裁量によります。）のものであってはなりません。

- (d) 本債券発行会社による本債券の売出しは、7本債券営業日前の通知に従い、本債券発行会社の単独の裁量によるものとします。
- (e) 本債券発行会社による本債券の買戻しは、月次流通市場取引日の1暦月前の日の7本債券営業日前の通知に従うものとします。
- (f) 成立したかかる取引の金額は以下に記載のとおり決定します。

以上に従い本債券発行会社による本債券の売出し価格は、以下と等しくなります。

$$1 \text{ 本債券当りの額面金額} \times \text{Index}_t \times (1 + \text{FR1}_t \times \text{N1}/360)$$

以上に従い本債券発行会社が買戻す本債券の買戻価格は、以下と等しくなります。

$$1 \text{ 本債券当りの額面金額} \times \text{Index}_t \times (1 - \text{FR2}_t \times \text{N2}/360)$$

上記において以下の用語は以下の意味を有します。

Index_t は、決定代理人が当該月次流通市場取引日に関する計算日（以下「月次流通市場価格決定日」といいます。）において決定したインデックス値です。

FR1_t は、当該月次流通市場取引日の直前の第3本債券営業日における1ヶ月米ドルLIBOR + 0.85%の利率です。

N1 は、当該月次流通市場取引日の直前の第3本債券営業日を除き、オファー決済日（以下に定義します。）を含んだ暦日数です。

FR2_t は、当該月次流通市場価格決定日における1ヶ月米ドルLIBOR + 0.85%の利率です。

N2 は、20です。

本債券発行会社による月次流通市場の本債券の買戻しについての決済は、暦月の最終本債券営業日の1本債券営業日前に発生します。

本債券発行会社による流通市場の本債券の売出しについての決済は、当該月次流通市場価格決定日の2本債券営業日後（「オファー決済日」といいます。）に発生します。

独立監査人の報告書

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）の受託会社としてのグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー御中

我々は、ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）（以下「ファンド」という。）の2015年7月31日時点の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報からなる注記で構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関して責任を負い、また、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際、監査人は、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明のためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の限定付適正意見の根拠として充分かつ適切であると確信する。

限定付適正意見の根拠

2015年7月31日現在、ファンドの投資対象は、2017年6月30日満期債券（以下「本債券」という。）のみであり、その価格は、ゴテックス／ノムラ・マーケット・ニュートラル・ファンド（USD）リミテッド（以下「ゴテックス・ノムラMNファンド」という。）に連動している。財務書類の注3に記載のとおり、我々は2015年7月31日時点のゴテックス・ノムラMNファンドおよび本債券の価格について充分な監査証拠を入手することができず、したがって2015年7月31日時点の本債券の簿価について調整が必要であったか否かを判断することができなかった。

限定付適正意見

我々の意見では、「限定付適正意見の根拠」の項に記載されている事柄による潜在的な影響を除き、財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ファンドの2015年7月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
2015年11月26日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of Nomura Global Market Neutral Fund 0707

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Global Market Neutral Fund 0707 (the "Trust"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 July 2015, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our qualified audit opinion.

Basis for Qualified Opinion

At 31 July 2015, the Trust's sole investment is in notes due 30 June 2017 (the "Notes"), whose value is linked to the GOTTEX/NOMURA Market Neutral Fund (USD) Limited (the "Fund"). As described in Note 3 to the financial statements, we were unable to obtain sufficient audit evidence regarding the valuation of the Fund and therefore of the Notes at 31 July 2015, and accordingly we were unable to determine whether any adjustments might have been necessary in respect of the carrying value of the Notes at 31 July 2015.

Qualified opinion

In our opinion, except for the possible effects of the matter described in the basis for qualified opinion paragraph, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Trust as at 31 July 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the

year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

26 November 2015

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）の受託会社としてのグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー御中

我々は、ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）（以下「ファンド」という。）の2014年7月31日時点の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報からなる注記で構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関して責任を負い、また、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際、監査人は、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明のためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見の根拠として充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ファンドの2014年7月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
2014年11月28日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of Nomura Global Market Neutral Fund 0707

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Global Market Neutral Fund 0707 (the "Trust"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 July 2014, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Trust as at 31 July 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

28 November 2014

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2015年6月9日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d ’ entreprises agréé ”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d ’ entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d ’ entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity ’ s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ’ s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2014年6月4日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d ’ entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d ’ entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d ’ entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity ’ s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ’ s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 4 June, 2014

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。